

岡崎女子短期大学

平成 28 年度自己点検・評価報告書

平成 30 年 3 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	21
3. 提出資料・備付資料一覧	22
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	30
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	30
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	31
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	35
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	36
◇ 基準Ⅰについての特記事項	36
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	37
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	48
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	59
◇ 基準Ⅱについての特記事項	59
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	60
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	61
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	69
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	73
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	77
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	83
◇ 基準Ⅲについての特記事項	83
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	84
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	84
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	86
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	88
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	93
◇ 基準Ⅳについての特記事項	93
【選択的評価基準 教養教育の取り組みについて】	94
【選択的評価基準 職業教育の取り組みについて】	96

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、岡崎女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成30年3月28日

理事長 長柄 孝彦

学長 林 陽子

A L O 大倉 健太郎

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革（概要）

学 校 法 人 等 の 沿 革 （ 概 要 ）	
大正13年 4月 1日	嫩幼稚園設置
昭和29年 7月12日	学校法人清光学園設立認可
昭和37年 9月12日	早蕨幼稚園設置認可
昭和40年 1月25日	岡崎女子短期大学保育科設置認可
昭和40年 4月 1日	岡崎女子短期大学開学（保育科入学定員40名）
昭和42年 4月 1日	岡崎女子短期大学保育科入学定員変更（40名→65名）
昭和44年 2月 8日	岡崎女子短期大学保育科第三部設置認可（入学定員100名）
昭和44年 2月 8日	岡崎女子短期大学保育科第一部入学定員変更（65名→150名）
昭和44年 4月 1日	保育科を幼児教育学科と改称認可
昭和48年 3月14日	早蕨幼稚園を第一早蕨幼稚園と名称変更
昭和49年 1月10日	岡崎女子短期大学初等教育学科設置認可（入学定員50名）
昭和49年 3月14日	岡崎女子短期大学付属第二早蕨幼稚園設置認可
昭和52年 4月 1日	岡崎女子短期大学幼児教育学科入学定員変更 (第一部150名→200名、第三部100名→150名)
昭和60年12月25日	岡崎女子短期大学経営実務科設置認可（入学定員100名）
昭和61年 4月 1日	岡崎女子短期大学経営実務科開設（入学定員100名）
平成 2年12月21日	岡崎女子短期大学経営実務科臨時定員増認可（100名→150名）
平成 3年 4月 1日	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更（100名→150名）
平成11年 4月 1日	専攻科幼児教育学専攻開設
平成13年12月20日	岡崎女子短期大学人間福祉学科設置認可（入学定員80名）
平成13年12月20日	岡崎女子短期大学経営実務科臨時定員増認可（100名→120名）
平成14年 4月 1日	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更 (100名→120名、臨時定員20名含)
平成14年 4月 1日	岡崎女子短期大学初等教育学科学生募集停止
平成14年 4月 1日	岡崎女子短期大学人間福祉学科開設（入学定員80名）
平成15年 3月31日	岡崎女子短期大学初等教育学科廃止
平成15年 4月 1日	岡崎女子短期大学幼児教育学科第三部入学定員変更 (150名→75名)
平成17年 4月 1日	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更（120名→100名）
平成19年 4月 1日	岡崎女子短期大学幼児教育学科入学定員変更（200名→240名）
平成21年 4月 1日	岡崎女子短期大学人間福祉学科入学定員変更（80名→40名）
平成23年 4月 1日	岡崎女子短期大学人間福祉学科学生募集停止
平成24年11月 8日	岡崎女子大学子ども教育学部こども教育学科設置認可 (入学定員100名)
平成25年 3月31日	専攻科幼児教育学専攻廃止
平成25年 4月 1日	岡崎女子短期大学幼児教育学科第一部入学定員変更 (240名→160名)
平成25年 4月 1日	岡崎女子短期大学経営実務科入学定員変更（100名→80名）
平成25年 4月 1日	岡崎女子短期大学経営実務科名称を現代ビジネス学科に変更
平成25年 9月30日	岡崎女子短期大学人間福祉学科廃止

学 校 法 人 等 の 沿 革 (概 要)	
平成29年 4月 1日	岡崎女子短期大学:現代ビジネス学科入学定員変更 (80名→70名)

(2) 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

(平成29年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
岡崎女子大学	愛知県岡崎市中町1丁目8-4	100	400	296
岡崎女子短期大学	愛知県岡崎市中町1丁目8-4	305	695	686
附属 嫩 幼稚園	愛知県岡崎市魚町1丁目8	60	200	171
附属第一早蕨幼稚園	愛知県岡崎市欠町狐ヶ入21番地	81	273	298
附属第二早蕨幼稚園	愛知県岡崎市洞町八王子10-1	78	240	210

(3) 学校法人・短期大学の組織図

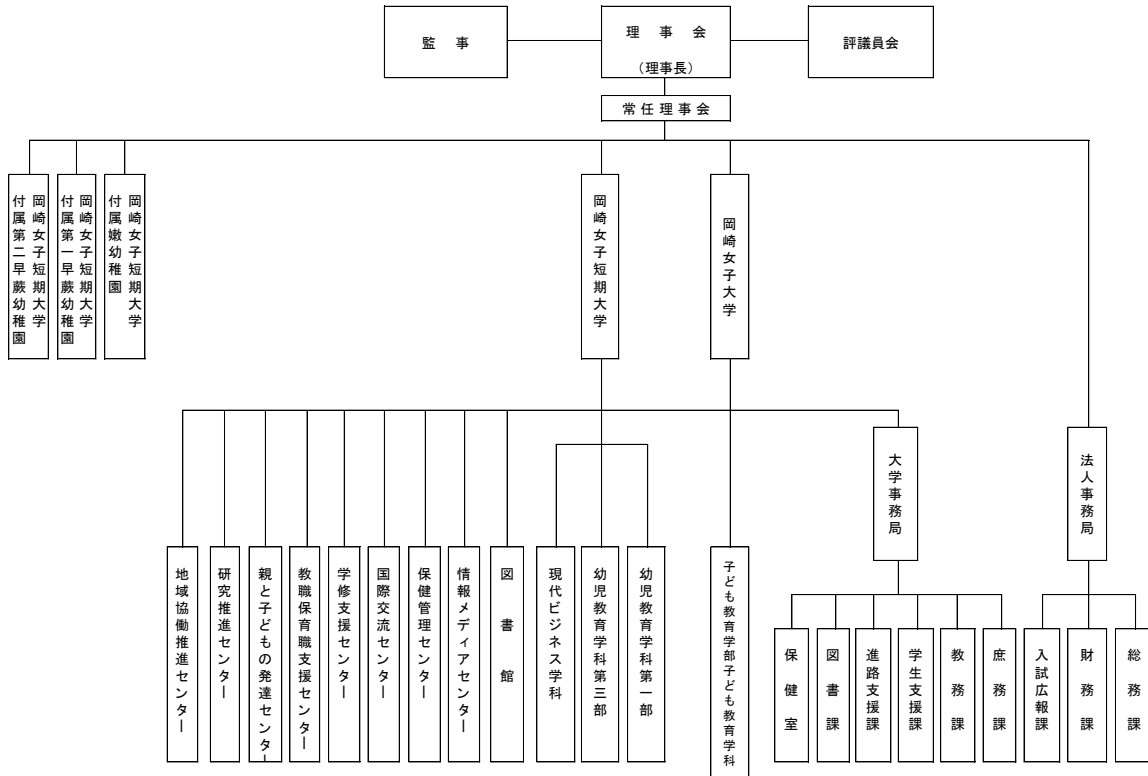
■専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数

(平成29年5月1日現在)

教職員数	
専任教員数	29
非常勤教員数	41
専任事務職員数	17
非常勤事務職員数	6

■ 運営組織図

平成29年度 学校法人清光学園 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の学生募集は、愛知県の中でも西三河・東三河地方を中心に行っている。本学がある岡崎市は、人口約381,000人（平成27年5月現在、以下同じ）で、愛知県のほぼ中央に位置する西三河の中核都市である。そしてその人口は毎年増加している。また、隣接する豊田市も中核都市であり、増加は鈍ってきているものの人口は約423,000人であり、都市としての規模は岡崎市より大きい。この2市を含む西三河地方の人口は約1,593,000人である。東三河地方の最も大きな都市である中核都市の豊橋市の人口は約378,000人であるが、平成20年をピークに減少が始まっている。豊橋市を含む東三河の人口は約758,000人である。

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

本学の入学者数の動向を見ると、ここ数年間は300人前後で推移している。ただし年度による増減も大きい。平成23年度に人間福祉学科の募集停止による減少があったが、経済状況の変化に伴って保育士のニーズが高まり、幼児教育学科第一部及び幼児教育学科第三部において入学定員を充足している。しかし、ビジネス系である現代ビジネス学科の入学者の確保が十分にできず、全体として入学者が減少している。

地域		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知県	西三河	224	58.9	189	56.3	169	51.8	191	58.4	173	54.9
	東三河	95	24.7	93	27.7	98	30.1	83	25.4	90	28.6
	名古屋・知多・尾張	43	11.5	40	11.9	42	12.9	41	12.5	45	14.3
静岡県		10	2.6	6	1.8	7	2.1	5	1.5	2	0.6
岐阜県		0	0	1	0.3	0	0	0	0	0	0
三重県		1	0.3	0	0	0	0	1	0.3	0	0
長野県		1	0.3	2	0.6	0	0	0	0	0	0
その他		9	2.3	5	1.5	10	3.1	6	1.8	5	1.6
合計		383	—	336	—	326	—	327	—	315	—

注) 総入学定員数が平成25年度より100名減となっている。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成27年度を起点に過去5年間。

■地域社会のニーズ

製造業が盛んな地域であるため、人口に占める若年層の割合は大きいですが、操業時間の短縮などにより、家庭の収入は減少している。そのため、子どもを持つ母親も働くことを希望し、地域の保育のニーズが高まっている。三河地方では、公立・私立を問わず保育職や幼稚園教育職の求人が一定数以上あり、周辺自治体の職員の採用試験の合格者も

年々増加している。したがって幼児教育学科に対しては、今後も地域社会からの期待が大きいと思われる。現代ビジネス学科については、昨今の経済状況の影響もあり製造業の事務職の求人が減少しているが、医療事務や金融関係では、地域での採用もあり、こうした職業への就職を望む高校生も多く、関心も高い。

■地域社会の産業の状況

愛知県には製造業の企業が集中しており、この地方は、国内でも有数の「ものづくり」の拠点である。特に西三河地方には自動車製造の大企業や関連する部品メーカーなど、多くの企業がある。そして、岡崎市などでは現在も人口の増加が続いている。しかし、長引く国内の不景気や平成24年度までの円高に起因する競争力の低下により生産部門の海外移転が進む状況にあり、以前と比較して厳しい状況にあると思われる。なお、本学が第三部を開設した昭和40年代には岡崎市や安城市に大規模な紡績工場があったが、これらの繊維産業は新興のアジア諸国にその役割を譲っている。岡崎市では、こうした工場の跡地などに大規模な商業施設や高層住宅などが立ち、町が大きく変貌しつつある。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
建学の精神と教育目的・目標との関係が必ずしも統一されていないので、今日的な継承及び表記の仕方を全学的に確認するとともに、その確認（使命）を根幹に各学科の教育目的・目標を見直し、学科の使命を明確にされたい。	理事会・運営会議等で、建学の精神の再確認を行った。 今後は、建学の精神を具現化させ、各学科の教育目的・目標をより明確に設定するための再点検を行う計画である。	平成27年度の検証作業を通して、建学の精神の持つ意味を改めて確認することができ、教育目的・目標との統一性を明確にすることができたが、さらに教職員が共有化するための取り組みが課題である
「授業内容（シラバス）」に15回目の授業が「試験及びまとめ」と記載されている授業があり、一単位当たり15時間の授業が確保されていない科目があるので、改善されたい。	平成24年度末から「授業内容（シラバス）」作成要領において周知し、15週目までは授業とし、期末の定期試験として実施する場合は、16週目に試験を実施することの徹底を行った。	「授業内容（シラバス）」は平成25年度からは、15週目の授業に「試験」と記載したものはなく、一単位当たり15時間の授業を確保している。
「学生による授業評価アンケート」の結果を公表するとともに、教員全員が授業を公開して改善方を検討しあうなど、授業及び教育の向上・充実に向けた組織的な活動の確立に努められたい。	平成25年度より学修支援センターにおいて「学生による授業アンケート」結果をまとめたファイルを教職員や学生が閲覧できる体制としたが、授業公開は一部に留まった。	平成25年度より授業公開をFD委員会が主導し、平成26年度は全教員が相互に授業を参観し授業の質の向上・改善に資することができる様な取り組みを始めた。
余裕資金はあるものの、短期大学部門で平成22年度及び平成24年度、学校法人全体で過去3年間、帰属収支が支出超過であるので、収支バランスの改善が望まれる。	帰属収支差額の支出超過の理由は、退職給与引当金繰入額の計上、中長期計画による岡崎女子大学設置による経費の増大によるもので明確になっており、そのことを把握している。従って年次計画により対策を講じている。	学園全体では、大学設置等の経費支出によりマイナスが続いているが、短期大学部門では学生の確保により収支状況は改善されていると判断している。

②上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
なし		

③過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事 項	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
幼児教育学科 第一部	入学定員	160	160	160	160	160	平成25年4月 から入学定 員を160名に 変更
	入学者数	205	172	172	174	169	
	入学定員 充足率(%)	128	107	107	108	105	
	収容定員	400	320	320	320	320	
	在籍者数	455	381	381	356	341	
	収容定員 充足率(%)	113	119	119	111	106	
幼児教育学科 第三部	入学定員	75	75	75	75	75	
	入学者数	95	92	92	88	67	
	入学定員 充足率(%)	127	122	122	117	89	
	収容定員	225	225	225	225	225	
	在籍者数	269	267	267	261	244	
	収容定員 充足率(%)	119	118	118	116	108	
現代ビジネス 学科	入学定員	80	80	80	80	70	平成29年4月 から入学定 員を70名に 変更
	入学者数	36	62	62	53	48	
	入学定員 充足率(%)	45	77	77	66	68	
	収容定員	180	160	160	160	150	
	在籍者数	90	100	100	113	101	
	収容定員 充足率(%)	50	62	62	70	67	
人間福祉学科	入学定員	募集停止	廃止	廃止	廃止	廃止	平成25年9月 30日廃止
	入学者数						
	入学定員 充足率(%)						
	収容定員						
	在籍者数	1					
	収容定員 充足率(%)						

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率（%）」欄及び「収容定員充足率（%）」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

② 卒業者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼児教育学科第一部	234	242	200	172	172
幼児教育学科第三部	71	85	73	86	86
現代ビジネス学科	62	48	35	59	59
人間福祉学科	0	1			

③ 退学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼児教育学科第一部	10	4	5	4	5
幼児教育学科第三部	9	8	16	4	3
現代ビジネス学科	3	4	4	3	2
人間福祉学科	0	0			

④ 休学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼児教育学科第一部	7	9	9	3	5
幼児教育学科第三部	15	14	14	7	11
現代ビジネス学科	5	7	4	1	0
人間福祉学科	1	0			

⑤ 就職者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼児教育学科第一部	227	235	197	168	177
幼児教育学科第三部	60	79	68	80	77
現代ビジネス学科	58	44	34	59	56
人間福祉学科	0	0			

⑥ 進学者数（人）

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科第一部	2	4	2	1	1
幼児教育学科第三部	1	1	0	0	0
現代ビジネス学科	2	1	1	0	0
人間福祉学科	0	0			

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に 応じて定める 専任教員 数〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育学科第一部	8	3	1	1	13	9		3		17	
幼児教育学科第三部	2	3	4	0	9	3		1		10	
現代ビジネス学科	3	4	0	0	7	7		3		14	
(小計)	13	10	5	1	29	①19		③7			
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							②5	④2			
(合計)	13	10	5	1	29	①+②24		③+④9			

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 備考 2 に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	17	6	23
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	1	1
その他の職員	1	0	1
計	18	7	25

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

校地等	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
	校舎敷地		17,481.6		17,481.6	8,050	24.44	
	運動場用地		3,611.81		3,611.81			
	小計		21,093.4		21,093.4			
	その他		0		0			
	合計		21,093.4		21,093.4			

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積＝[ロ]÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡） [注]	備考（共有の状況等）
校舎	571.29	19,556.87	2,195.09	22,323.25	5,900	571.29

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
16	21	4	4	0

⑥専任教員研究室（室）

専任教員研究室
28

⑦図書・設備

	学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚 資料 (点)	機械・ 器具 (点)	標本 (点)
		(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
短期 大学	一般教育*	48,075 (3,569)	3 (0)	0	2,461		
	幼児教育学科	20,775 (498)	33 (0)	0	1,347		
	現代ビジネス学科	13,027 (947)	4 (0)	0	209		
	計	81,877 (5,014)	40 (0)	0	4,017		
四年 制 大学	一般教育科目*	1,674 (643)	52 (16)	6 (6)	29		
	専門科目	3,033 (244)			63		
	計	4,707 (887)	52 (16)	6 (6)	92		
短大+大学		86,584 (5,901)	92 (16)	6 (6)	4,109		
研究用図書		7,196 (1,219)			1,371		
合計		93,780 (7,120)	92 (16)	6 (6)	5,480		

*には、人文・社会・自然・外国書・保健体育・絵本などを含む

図書館	面積	閲覧室席数	収納可能冊数
	581.54 m ²	120 席	10 万冊
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	3,815.13 m ²	運動場 (テニスコート2面含)	3,611.81 m ²

(7) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開 http://www.okazaki-c.ac.jp/sp/disclosure.html
2	教育研究上の基本組織に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開
3	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開
4	入学者に関する受け入れ方針及び入 学者の数、収容定員及び在学する学 生の数、卒業又は修了した者の数並 びに進学者数及び就職者数その他進 学及び就職等の状況に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開
5	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は 修了の認定に当たっての基準に関す ること	短期大学ホームページにて公開
7	校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開
8	授業料、入学料その他の大学が徴収 する費用に関する事 こと	短期大学ホームページにて公開
9	大学が行う学生の修学、進路選択及 び心身の健康等に係る支援に関する こと	短期大学ホームページにて公開

②学校法人の財務情報の公開について

事 項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業 報告書及び監査報告書	短期大学ホームページにて公開 「学校法人清光学園 情報公開に関する 規程」に基づき、大学総務課にて閲覧公開

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について(平成28年度)

■学習成果をどのように規定しているか

幼児教育学科第一部・第三部の学習成果は、建学の精神に基づいた教育目標「(第一部)豊かな感性と良識を兼ね備えた教養人であると同時に、多様化する現代社会の保育・教育ニーズに対応できる優れた実践力を持つ保育者の育成」及び「(第三部)就労することにより職場で得た豊かな経験や職業意識と、学校での豊かな教養と深い専門性の学びとを結びつけ、多様化する現代の保育・教育ニーズに対応できる優れた実践力を持つ保育者の育成」を目指し編成された「教育課程のねらい」の達成である。それは即ち第一部・第三部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)として示されている「社会で求められる基本的な教養とコミュニケーション能力」「保育者に求められる専門的知識と技能」「子どもの『夢中』をひきだすことのできる豊かな感性」「自ら学び考える自律的な学習姿勢」の能力を獲得することである。

幼児教育学科第一部・第三部の各授業の学習成果は、到達目標として「授業内容(シラバス)」の冊子や授業の中で、各学生が授業の中で獲得すべき知識・スキル・態度等が示されている。各授業科目の到達目標の達成、即ちそれぞれの授業の「学習成果」を積み重ねることによって、教養科目では「幅広い教養と豊かな人間性の涵養」、専門科目では「保育理論の理解」「保育の内容と方法の理解」「研究力の育成」という、幼児教育学科第一部・第三部の「教育課程のねらい」が達成できるのである。

現代ビジネス学科の学習成果については、建学の精神を基にした教育目的「自律的な現代女性職業人の育成」を掲げている。その内容は、「経営の全体を捉えたうえで、組織内で自らのポジションと仕事への正しい理解を深め、さらに真に自立心をもった、経営実務のスペシャリストの育成」を教育目標とし、在学中に「あらゆるビジネスシーンに対応した実務スキル」が身に付くようにカリキュラムが組まれている。

さらに教育目的と目標を達成するために、具体的には、次のような「人物像」の育成を教育方針として定めている。即ち、(1)正しい勤労観と社会への意欲的な参画意識をもっている、(2)経済社会、及び企業経営の諸活動の知識をもっている、(3)実務に必要な基礎的知識と技術を習得している、(4)職場及び家庭において、望ましい人間関係を保ち、併せてすべての生活環境に適応できる知性と情操をもっている、としている。

上記のような人物像の育成を達成するために教育課程が生まれ、教養科目では「専門科目の基礎学力を養い、さらに人間として意義ある生活を営むための教養を深めること」、専門科目では「現代社会における対人関係について学び、女性としての立場について認識を深める。経済社会のしくみと動向を正しく認識する知識と能力を養う。経済社会における企業の発展と役割を正しく認識する能力を養う。企業活動における各業務機能を正しく理解し、さらに各業務の相互関連を認識し、それらを一体とした動きとして捉える能力を養う。職務を遂行していくうえでの実務上の具体的知識と技能を習得する。情報について正しく理解し、あわせて情報機器の操作技能を養う。」の教育課程を定めている。

学習成果は、上記の「教育課程のねらい」に基づき組まれた各授業科目において、授業時間内や「授業内容」の冊子で、各科目において学生が習得すべき知識・スキルが示されている。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか

幼児教育学科第一部・第三部では、全学生のGPA（履修科目の成績の平均値、学期GPA及び通算GPA）や「学修の記録（履修カルテ）」の記入状況等について科内会議で報告し、それらの情報を共有・活用することにより、学生の学習状況を把握し、教育目標の達成度や教育の効果が不十分の学生に対しては、個別指導を行い学習成果の向上・充実を図っている。また、授業の成果を発表する場として、「子どもラウンジ」「子ども図書室」「SKホール」等、学内施設を積極的に活用し、授業で製作した作品の展示や、保育の場を想定した表現遊びの発表を行い学習成果の向上・充実を図っている。特に「幼児教育祭」は、地域の子どもたちやその保護者を対象に、学内のほぼ全施設を開放して遊びの支援を行う大きな学科行事であるが、幼児教育学科ではそれを学びの集大成と捉え、その中核を成す科目を設定して複数の教員が連携して授業を行い、入学時から卒業時まで段階的に学習が積み重ねられ、学生自身もその成果が確実に身につく実感できるよう工夫している。

現代ビジネス学科における学習成果を測る主たる手段は、半期毎に算出される全学生のGPAと、半期毎に記載される「学修の記録（履修カルテ）」、各種検定の合格である。これらの情報を把握することにより、教育目標に達していないと考えられる学生に対し、個別にきめ細かな学習指導を行っている。また、学生も教員も学習成果の到達度が確認でき、今後の指導につなげている。

平成26年度には「岡崎女子短期大学現代ビジネス学科在学時資格試験合格者奨学金制度規程」を作成し、各種検定試験等の難易度に応じて、合格者に検定料相当から検定料の数倍程度の奨学金を与える制度を導入した。このことで学生自身がより上級の検定試験合格へのチャレンジをしやすくし、学習成果の向上を図っている。

さらに、学外の展覧会、発表会を通じて学習成果が表明できるような場を極力活用するように努めている。具体的には、デザイン関係の授業で作成した学生の作品をオープンキャンパスで展示し、さらに年1回学外施設を借りて学外関係者にも広く公表している。また、外部主催の学生プレゼンテーションにも積極的に参加している。このような外部での発表・公表を通じて、学生自身が学習目標の到達度を実感でき、かつ外部からの刺激を受けることができるように心掛けている。

このように各科目での様々な手段での学習成果の情報を学科内で共有し、学生の状況を把握することで、学生一人一人の教育目標の達成を実現していく方向である。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム(平成27年度)

■オフキャンパス（実施していれば記述する）

■遠隔教育（実施していれば記述する）

■通信教育（実施していれば記述する）

■その他の教育プログラム（実施していれば記述する）

上記該当なし。

(11) 公的資金の適正管理の状況(平成27年度)

■公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、「学校法人清光学園経理規程」及び「経理規程施行細則」に則り、適正管理している。科学研究費補助金については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、事務局による検収、出納確認等を実施し、「固定資産及び物品調達規程」、「学校法人清光学園職員旅費規程」に基づき、出張等についても適正な管理、チェック体制を取るよう努めてきた。

平成25年度に「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金）の適正な取り扱いに関する規程」、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金）の管理・監査体制」、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費不正防止計画」を制定した。平成26年度では「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針」、「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程」を制定した。

(12) 理事会・評議員会ごとの開催状況（平成26年度～平成28年度）

平成26年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	8～9 人	8人	平成26年3月25日 10:30～10:50 12:30～13:20	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成26年5月28日 10:30～11:25	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成26年7月9日 15:30～18:00	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成26年8月29日 10:30～12:55	6人	75.0%	2人	2/2
		8人	平成26年10月15日 10:30～12:20	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成26年12月24日 10:30～13:35	7人	87.5%	1人	2/2
		7人	平成27年2月18日 12:00～14:45	8人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成27年3月30日 11:00～11:10 13:00～15:00	8人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成27年5月27日 10:00～10:50 12:15～14:00	8人	100.0%	0人	1/2
評議員会	17～19 人	18人	平成26年3月25日 11:00～11:50	15人	83.3%	2人	2/2
		18人	平成26年5月28日 11:30～12:10	14人	77.9%	2人	2/2
		18人	平成27年2月18日 10:00～11:15	16人	88.9%	2人	2/2
		18人	平成27年3月30日 11:10～12:00	17人	94.4%	1人	2/2
		18人	平成27年5月27日 11:00～11:40	15人	83.3%	2人	1/2

平成 27 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	8~9 人	7人	平成 27 年 3 月 30 日 11:00~11:10 13:00~15:00	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成 27 年 5 月 27 日 10:00~10:50 12:15~14:00	7人	87.5%	1人	1/2
		8人	平成 27 年 8 月 19 日 10:05~12:05	8人	100.0%	0人	1/2
		8人	平成 27 年 10 月 7 日 11:10~12:40	7人	87.5%	1人	1/2
		8人	平成 27 年 12 月 18 日 10:30~10:45 12:15~13:30	7人	87.5%	1人	1/2
		8人	平成 28 年 2 月 19 日 12:40~14:05	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成 28 年 3 月 30 日 12:30~14:50	6人	75.0%	1人	2/2
		8人	平成 28 年 5 月 30 日 10:00~10:50 12:15~13:15	8人	100.0%	0人	2/2
評議員会	17~19 人	18人	平成 27 年 3 月 30 日 11:10~12:00	17人	94.4%	1人	2/2
		18人	平成 27 年 5 月 27 日 11:00~11:40	15人	83.3%	2人	1/2
		18人	平成 27 年 10 月 7 日 10:30~11:05	14人	77.8%	3人	1/2
		18人	平成 27 年 12 月 18 日 11:00~11:30	16人	88.9%	2人	1/2
		18人	平成 28 年 2 月 19 日 11:00~12:10	15人	83.3%	3人	2/2
		18人	平成 28 年 3 月 30 日 11:00~12:00	16人	88.9%	1人	2/2
		18人	平成 28 年 5 月 28 日 11:00~11:45	14人	77.8%	4人	2/2

平成 28 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	8~9 人	8人	平成 28 年 3 月 30 日 12:30~14:50	6人	75.0%	1人	2/2
		8人	平成 28 年 5 月 28 日 10:00~10:50 12:15~13:15	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成 28 年 8 月 2 日 10:50~12:25	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成 28 年 10 月 25 日 13:30~15:30	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成 28 年 12 月 19 日 15:00~17:20	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成 29 年 2 月 14 日 14:30~16:40	8人	100.0%	0人	2/2
		8人	平成 29 年 3 月 21 日 12:47~14:17	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成 29 年 4 月 1 日 15:30~16:00	7人	87.5%	1人	2/2
		8人	平成 29 年 5 月 29 日 11:00~12:30 14:30~15:30	8人	100.0 %	0人	2/2
評議員会	17~19 人	18人	平成 28 年 3 月 30 日 11:00~12:00	16人	88.9%	1人	2/2
		18人	平成 28 年 5 月 28 日 11:00~11:45	14人	77.8%	4人	2/2
		18人	平成 28 年 8 月 2 日 10:00~10:40	15人	83.3%	3人	2/2
		18人	平成 28 年 2 月 14 日 13:30~14:10	17人	94.4%	1人	2/2
		18人	平成 28 年 3 月 21 日 11:00~12:07	17人	94.4%	1人	2/2
		17人	平成 29 年 5 月 29 日 13:00~14:20	15人	88.2%	2人	2/2

[注]

1. 平成 26 年度から平成 28 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員 (a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する (小数点以下第 2 位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数 (現員) を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。
特になし。

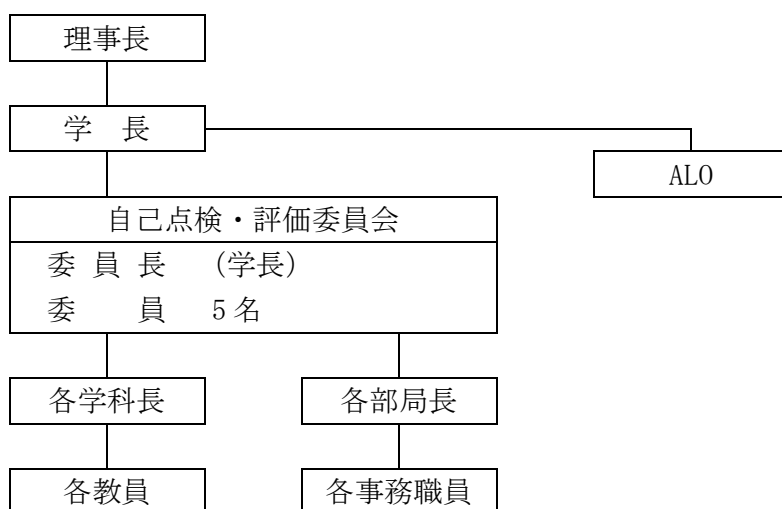
2. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、岡崎女子短期大学自己評価委員会規程に基づき、各学科・各部署・事務局からの代表者合計9名で委員会を設置している。ALO事務担当として教務課次長が出席している。

■自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検評価の組織図



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成18年度の第三者評価で指摘された課題や改善点を基に、自己評価・FD委員会で審議検討を重ねながら、自己点検・評価に対する全教職員の意識の共有に努めてきた。この間、同委員会・ALO事務局が中心となり、各学科、各委員

会、各センター、研究所及び各事務局担当部署等へそれぞれに関する自己点検・評価を依頼して毎年度定期的の実施している。また、その成果を基に毎年度「自己点検・評価報告書」を刊行し、本学の教職員全員と文部科学省を初めとする関係機関に配布し、日常の教育研究や管理運営の中で各部署において改善すべき点は自ら改善していくように努力している。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成28年度を中心に）

平成29年 5月31日（水）	平成29年度第1回自己点検・評価委員会
平成29年 7月12日（水）	平成29年度第2回自己点検・評価委員会
平成29年 7月18日（火）	原稿執筆依頼
平成29年 9月30日（土）	原稿提出締切日
平成29年10月25日（水）	平成29年度第3回自己点検・評価委員会 原稿確認
平成29年11月29日（水）	平成29年度第4回自己点検・評価委員会 原稿確認
平成30年 1月24日（水）	平成29年度第5回自己点検・評価委員会 原稿確認
平成30年 2月21日（水）	平成29年度第6回自己点検・評価委員会 原稿確認
平成30年 2月～30年 3月	入稿・点検・校正等
平成30年 3月	印刷

3. 提出資料・備付資料一覧

<提出資料一覧表>

記述の根拠となる資料等	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	履修要項(2016) 学校案内(2016、2017)
B 教育の効果	
学則	
教育目的・目標についての印刷物	履修要項(2016) 三つのポリシー
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	履修要項(2016) 三つのポリシー
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	岡崎女子短期大学自己点検・評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	履修要項(2016) 三つのポリシー
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	履修要項(2016) 三つのポリシー 平成28年度授業時間割表(前期・後期) 実習の手引き
入学者受入れ方針に関する印刷物	2016学生募集要項 入試ガイド(2016)
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	平成28年度授業科目担当者一覧
シラバス	授業内容
B 学生支援	
学生便覧等(学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	履修要項(2016) OKATANお仕事ナビ 岡短就職手帳 試験内容報告集(2016)・面接試験過去の問題集 2016求人のためのご案内
短期大学案内・募集要項・入学願書	学校案内(2016、2017) 2016学生募集要項・入学願書 2017学生募集要項・入学願書
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	

D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「資金収支計算書の概要 [書式1]」、「活動区分資金収支計算書（学校法人）」[書式2]、「事業活動収支計算書の概要」[書式3]、「貸借対照表の概要（学校法人）」[書式4]、「財務状況調べ」[書式5]、 「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[旧書式1] 及び「貸借対照表の概要（学校法人）」[旧書式2]	資金収支計算書・消費収支計算書の概要（平成26、27、28年度） 貸借対照表の概要 （平成26、27、28年度） 財務状況調べ（平成26、27、28年度） キャッシュフロー計算書
資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表	資金収支計算書・消費収支計算書 （平成26、27、28年度）
活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表	貸借対照表（平成26、27、28年度）
消費収支計算書・消費収支内訳表	中・長期の財務計画
中・長期の財務計画	
事業報告書	事業報告書及び決算（平成28年度）
事業計画書／予算書	事業計画書・予算書（平成29年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	学校法人清光学園寄附行為

<備付資料一覧>

記述の根拠となる資料等	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	創立50周年記念誌
C 自己点検・評価	
過去3年間（平成26年度～平成28年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	2014自己点検・評価報告書 2015自己点検・評価報告書 2016自己点検・評価報告書
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	成績原簿 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	実習記録用紙 学修の記録（履修カルテ）
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	卒業学年満足度調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	訪問先報告書
卒業生アンケートの調査結果	卒業生アンケートの調査結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	入試ガイド(2016)
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	入学者手続き要項 OKATAN LIFE
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	学生便覧(2016) 授業内容 平成27年度時間割表
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	進路調査カード 学生カード
進路一覧表等の実績についての印刷物等	卒業生進路2017過去3年間実績
GPA等の成績分布	GPA一覧表
学生による授業評価票及びその評価結果及び評価結果	学生による授業アンケート 授業アンケート集計グラフ 授業アンケート自由記述
社会人受け入れについての印刷物等	2016学生募集要項

海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	FD活動の記録
SD活動の記録	SD活動の記録
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書	専任教員の個人調書 (非常勤講師履歴書)
非常勤教員一覧表 [書式3]	
教員の研究活動について公開している印刷物等	研究紀要(45, 46, 47号) 学術教育総合研究所所報 (5, 6, 7号)
専任教員の年齢構成表	専任教員等の年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	2014自己点検・評価報告書 科学研究費補助金獲得状況一覧表
研究紀要・論文集	研究紀要(45, 46, 47号) 学術教育総合研究所所報 (5, 6, 7号)
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名)	専任職員一覧表
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 (全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途(室名)を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等)	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学校舎配置図
図書館、学習資源センターの概要 (平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等)	2014自己点検・評価報告書
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	清光学園ネットワーク構成図
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類	学校法人清光学園財産目録
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	

理事長の履歴書	専任教員個人調書
学校法人実態調査表（写し）	役員名簿、評議員名簿
理事会議事録	理事会議事録
<p>諸規程集 組織・総務関係 組織規程</p> <p>事務分掌規程 稟議規程、 文書取扱い（授受、保管）規程 公印取扱い規程 個人情報保護に関する規程</p> <p>情報公開に関する規程 公益通報に関する規程 情報セキュリティポリシー</p> <p>防災管理規程 自己点検・評価に関する規程 SDに関する規程</p> <p>図書館規程</p> <p>各種委員会規程</p> <p>人事・給与関係 就業規則</p> <p>教職員任免規程</p>	<p>学校法人清光学園規程集 組織・総務関係 寄附行為、理事会規程、常任理事会規程、大学運営協議会規則、顧問規程 学長戦略企画室設置規程、学長室会議規程 業務組織規程</p> <p>文書取扱い規程 公印取扱い規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人情報の保護に関する規程 特定個人情報取扱規程 特定個人情報の適正な取り扱いに関する基本方針 情報公開に関する規程 公益通報保護に関する規程 情報セキュリティ基本方針 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学のホームページ等に係るガイドライン ソーシャルメディア利用に関するガイドライン</p> <p>岡崎女子短期大学自己点検・評価委員会規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学図書館利用規則 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学図書館資料管理規程 岡崎女子短期大学入試募集委員会規程 岡崎女子短期大学教務委員会規程 岡崎女子短期大学学生委員会規程 岡崎女子短期大学図書委員会規程 岡崎女子短期大学進路支援委員会規程 岡崎女子短期大学実習委員会規程</p> <p>人事・給与関係 岡崎女子短期大学就業規則 教育職員の勤務に関する内規 岡崎女子短期大学名誉教授称号授与規程 岡崎女子短期大学特任教授に関する規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学客員教授規程 職員任用内規 任期付教員任用規程</p>

<p>定年規程 役員報酬規程 教職員給与規程</p> <p>役員退職金支給規程 教職員退職金支給規程 旅費規程</p> <p>育児・介護休職規程</p> <p>懲罰規程</p> <p>教員選考基準</p> <p>財務関係 会計・経理規程 固定資産管理規程 物品管理規程</p> <p>資産運用に関する規程 監査基準 研究費（研究旅費を含む）等の支給規程 消耗品及び貯蔵品管理に関する規程</p> <p>教学関係 学則 学長候補者選考規程 学部（学科）長候補者選考規程 教授会規程</p> <p>各種センター規程</p>	<p>臨時職員勤務規程 教育職員の勤務に関する内規 定年規程 役員等報酬支給規程 職員給与規程、勤勉手当支給における成績率適用の基準内規、再雇用者給与規程、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学非常勤講師規程 役員等退職金支給規程 退職手当規程 職員旅費規程 職員慶弔規程 職員子女の学費免除に関する規程 私有自動車の業務使用規程 育児休業規程、介護休業・介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規程 懲戒規程、懲戒審査委員会規程 職員表彰規程、職員表彰審査委員会規程 岡崎女子短期大学教員資格審査委員会規程</p> <p>財務関係 経理規程 固定資産及び物品管理規程 固定資産及び物品調達規程 施設・設備使用許可規程 資金運用管理規程 監事監査規程 岡崎女子短期大学個人研究費規程 岡崎女子短期大学課題研究助成規程</p> <p>教学関係 岡崎女子短期大学学則 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学長選考規程</p> <p>岡崎女子短期大学教授会規程 岡崎女子短期大学学科会議規程 大学・短期大学運営会議規程</p> <p>岡崎女子大学・岡崎女子短期大学情報メディアセンター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学修支援センター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ラーニング・プラザ利用規則 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学親と子どもの発達センター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学親と子どもの発達センター利用規則 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教職・保育職支援センター規程</p>
---	---

	<p>岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究推進センター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学地域協働推進センター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学保健管理センター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学地域協働推進センター規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学国際交流センター規程</p>
<p>入学者選抜規程</p>	<p>岡崎女子短期大学入学者選考会議規程、岡崎女子短期大学アドミッション・オフィス規程</p>
<p>奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程</p>	<p>岡崎女子短期大学奨学生規程 岡崎女子短期大学奨学生資格審査委員会規程 岡崎女子短期大学奨学生に関する内規 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学授業料減免（応急経済支援）規程</p>
<p>研究倫理規程</p>	<p>岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理調査委員会規程</p>
<p>ハラスメント防止規程</p>	<p>岡崎女子大学・岡崎女子短期大学の授業料その他の費用に関する規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学学納金の延納及び分納の取扱い内規 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学授業料未納者に対する督促等の取扱い内規 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学人権擁護規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン 岡崎女子短期大学科目等履修生規程 岡崎女子短期大学履修規程 岡崎女子短期大学におけるGPA制度の取扱いに関する要項</p>
<p>紀要投稿規程</p>	<p>岡崎女子短期大学研究紀要投稿規程</p>
<p>学位規程</p>	<p>岡崎女子短期大学学位規程</p>
<p>研究活動不正行為の取扱規程、公的研究費補助金取扱に関する規程</p>	<p>岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金等）の適正な取扱いに関する規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金等）の管理・監査体制</p>
<p>公的研究費補助金の不正取扱防止規程</p>	<p>岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費不正防止計画 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 公的研究費に係る間接経費取扱い規程 公的研究費の間接経費の取扱いに関する要項 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程</p>

教員の研究活動に関する規程	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金等）内部監査規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費（競争的資金等）内部監査要項
FDに関する規程	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教育研究活動等表彰規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学教育研究活動等評価委員会規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人研究費規程 岡崎女子短期大学課題研究助成規程 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学海外研修規程 岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 岡崎女子短期大学授業評価実施規程
その他の規程	学生懲戒規程 教育後援会規程
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書	専任教員個人調書
教授会議事録	教授会議事録
委員会等の議事録	委員会議事録
C ガバナンス	
監事の監査状況	事業報告及び決算、監査報告書
評議員会議事録	評議員会議事録
選択的評価基準	
選択的評価基準の評価を実施する場合	該当なし

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

本学は、「理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて、本学は心身ともに健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する有能な女性の育成を目的とする」を建学の精神として掲げている。

建学の精神、教育目的、目標は本学のホームページ、履修要項、短期大学案内、募集要項等に掲載し、学内外に示してきた。昨年度は新たに全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、各学科において教育目標との整合性、授業科目同士のつながりを明確にした。

教育の効果・学習成果は、量的データである個々の授業の成績評価、GPA、学生による授業アンケート等の結果を参考に、その到達度を確認し、また質的データの一部である「学修の記録（履修カルテ）」を活用して学習成果の向上に努めている。今年度は、学習成果の評価観点を明確にした査定方法の具体化や、学習成果を保証する仕組みとして、各授業科目と教育目標（全学DP）との関係をより明確にするために、カリキュラム・マップの内容の精査や、「シラバスチェック委員会」を立ち上げることで、そのチェック機能を強化した。

ただ、今年度の改善重点目標とした学習成果を査定する方法の具体化作業については、現段階では、これまでの量的評価と質的評価の方法を中心に議論を重ねてきているが、両者の評価方法によるデータの突合せや検証が出来ておらず、次年度以降も引き続き取り組んでいく必要がある。

自己点検・評価活動は、当該年度の自己点検・評価報告書の作成と次年度以降取り組むべき課題や進むべき方向を見定め、その共有を図ることが目標と考えるが、これまでは自己評価委員会の担当委員だけでその作業のほとんどを行ってきた。昨年度からは、自己点検評価作業は、本来全ての教職員が責任を持って関わるのが本来の姿であるとの考えから、報告書作成に当たって、各委員会（・部局）単位の取りまとめを基本とする方式を採用し、各委員会（・部局）における年度総括及び次年度の引き継ぎ資料とすることを明確にした。

こうした教職一体化・相互補完の取り組みは、報告書のとりまとめだけでなく、本来、学生への関わり・学修環境の質を高めるために欠かせないものであり、今年度は、FD活動とSD活動での活動内容の共有化や共同実施企画を増やすなどの取り組みを進めているが、今後はさらに組織的に踏み込んで、部局間、教職間の垣根を越えて、一体的に協力し合える体制づくりを行っていく。

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

【区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。】

■ 基準 I-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

建学の精神については、「理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の生命である。この精神に基づいて、本学は心身ともに健全にして、高き知性と豊かな情操をもって、国家社会の発展に貢献する、有能な女性の育成を目的とする」との思いを教育理念・理想として、学内外に表明してきている。建学の精神は不変であるものの、発信媒体により表現が統一していなかったことから、表現の統一を図った。

この表現の統一を図った建学の精神は、本学のホームページ、履修要項、学校案内等に掲載し、学内外に示している。学生には、入学式や卒業式、年度初めに行う学科ごとのオ

リエンテーションにおいてはもちろんのこと、機会あるごとに本学の歴史や伝統に誇りが持てるように周知に努めている。教職員には、教授会、教職員連絡会議、科内会議などの場において、ことを始めるに当たっての立ち返る原点として、学長、学科長等により、その精神の周知に努めている。

さらに受験生や保護者はじめ、高等学校の先生にも、オープンキャンパスやホームページ、学生募集要項、説明会等で理解が得られるよう周知に努めている。また、地域住民に対しても、地域貢献活動の講座、行事等を通してその精神の浸透を図るよう工夫している。

(b) 課題

これまで幾度となくカリキュラムの改訂が行われ、その度に教育目的・目標が見直されてきた。昨年度(平成26年度)は、本学が積極的にすすめている地域貢献を明確に打ち出した全学の学位授与方針を新たに定め、建学の精神の今日的継承と各学科の教育目標・方針への関係づけを図った。

今年度は教育の三方針(DP、CP、AP)の一貫性が求められる中、学生に対しては、各教科目の到達目標と全学DP(・建学の精神)とのつながり・関係を「授業内容(シラバス)」やカリキュラム・マップに示すことで、建学の精神の理解促進と教育目標の実現を目指しているが、引き続き推進を図る。

また、各大学の独自性が求められる現状にあって、建学の精神の今日的意味を踏まえた教育実践を着実にを行い、その成果を、教職員や在学生のみならず、受験生や保護者、高等学校の関係者や地域にもより分かり易く示し、一層の理解を図っていくことを課題とする。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

本学の建学の精神については、岡崎女子大学の建学の精神にも反映されており、開学以来、脈々とその精神は短期大学において引き継がれている。今後も本学をより広く理解してもらうため、また、時代や地域の求めに応えられる人材を輩出するため、学内の改革議論に際しては、原点である建学の精神に立ち返ることとその今日的意味を確認し、建学の精神を踏まえた教育目標・方針を見定め、新たな視点・教育成果の周知にも努めていきたい。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科第一部・第三部、現代ビジネス学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき明確に示されている。幼児教育学科第一部・第三部の教育目標にある「多様化する現代の保育・教育ニーズに対応できる、優れた実践力を持つ保育者の育成」は、建学の精神「国家社会の発展に貢献する有能な女性の育成」に基づいており、幼児教育学科が保育者養成によって「国家社会の発展に貢献」することが教育目標に明確に示されていることを確認した。

現代ビジネス学科は、平成25年度に、「経営実務科」から学科名称を変更した。現代の就業先が求めるニーズを重視しながら、建学の精神をより具現化するため、「経営の全体をとらえたうえで、組織内で自らの役割と仕事への正しい理解を持つ、自律的な現代女性職業

人の育成」を教育目標として明示し、在学中に「あらゆるビジネスシーンに対応した実務スキル」を身につけさせることを教育目的としている。

教育目的・目標は、幼児教育学科第一部・第三部、現代ビジネス学科とも、学校案内や大学ホームページで公開している。入学者に対しては、教育目的、教育目標を記した冊子「履修要項」を配布し、新入生オリエンテーション、コミュニケーション・ワークショップやサマーセミナーにおいても周知している。また、オープンキャンパス、大学説明会等の参加者に対しては、学科が養成する人材像を含め、教育目的・目標について、スライドや資料を用いて分かりやすく説明している。また、教育目的・目標について、年度当初の学科会議やカリキュラムを検討する際にも点検を行っている。

(b) 課題

新たに設定した教育目的・教育目標に対して、どの程度達成することができたのか、査定を行う必要があり、今年度は各教員、学科、事務局、大学全体で検討を行う。また、教育目的・教育目標について、学生の理解を深めることがもう一つの課題である。これまで新入生オリエンテーションやコミュニケーション・ワークショップ等、入学当初においては明確に教育目的・目標の周知を行ってきたが、入学後、継続的に教育目的・目標の確認を行う場が不足しているため、定期的に行われるクラス・ミーティングを利用するなど、より効果的な方法を検討していく。

【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。】

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科第一部では、建学の精神に基づき「豊かな感性と良識を兼ね備えた教養人であると同時に、多様化する現代の保育・教育ニーズに対応できる優れた実践力を持つ保育者の育成」、幼児教育学科第三部は、「就労することにより職場で得た豊かな経験や職業意識と、学校での豊かな教養と深い専門性の学びとを結びつけ、多様化する現代の保育・教育ニーズに対応できる優れた保育の実践力を持つ保育者の育成」、現代ビジネス学科では、「経営全体を捉えたうえで、組織内での自らの役割と仕事への正しい理解をもつ自律的な現代女性職業人の育成」をそれぞれ教育目的・目標としており、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めて、それに対応すべく教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を決定している。

幼児教育学科第一部の教育目標のうち「豊かな感性と教養」は基本的な人権の理解と意識の習得、職業倫理の理解と意識の習得、文化の理解と創造、また「保育ニーズに対応する実践力」は保育理論の理解、保育の内容と方法の理解、課題探究能力の育成といった学習成果によって成り立つことが明記されている。幼児教育学科第三部の教育目標のうち「豊かな感性と教養」は基本的な人権の理解と意識の習得、文化の理解と創造、また「就労経験と学習に基づく職業観」は職業人としての意識の涵養と職業倫理の理解、課題探究能力の育成、さらに「保育ニーズに対応する実践力」は保育理論の理解、保育の内容と方法の理解、といった学習成果によって成り立つことが明記されている。

各学科における各授業の学習成果は、「授業内容（シラバス）」に到達目標として明記され、学生に対し、授業の中で周知している。合わせて、単位の認定は明示された成績評価

の方法・基準により、授業形態に応じて、筆記試験、レポート、作品、成果物、実技試験等を組み合わせて評価がなされている。幼児教育学科において学習成果の測定は単位取得状況、GPA、教育・保育実習評価表、資格及び免許状取得、専門職就職率、「学修の記録（履修カルテ）」、「学生による授業アンケート」により行われている。特に、学習成果を量的・質的データとしての測定は、「学修の記録（履修カルテ）」によって行われている。学修の記録には保育者に必要な資質・能力の指標が示され、その達成度について学期毎に5段階で自己評価を行い、学生自身が学習の振り返り、履修状況の確認、進路に向けた課題の自覚を目的として実施している。

また、幼児教育学科において学習成果として得られた作品は、学内で展示することにより教員や学生に示されているうえ、毎年2月に「幼児教育祭」を開催し、学習成果を地域に公開している。学外には卒業時の幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得数を公表し、学校案内にはその免許状や資格を生かして就職した就職者数を公表している。

幼児教育学科では各授業において、授業担当者が「学生による授業アンケート」の結果などに基づき学習成果の点検を毎学期に行っている。また、学科行事と関わる「基礎演習Ⅰ」についてはコミュニケーション・ワークショップ（第一部）、サマーセミナー（第三部）終了後、「保育表現演習」、「基礎演習Ⅲ」、「教職実践演習（幼）」については幼児教育祭終了後、学習成果の点検を行い評価している。さらに、「保育実習」、「教育実習」など、学外実習に関わる科目の学習成果については、各実習終了後、授業担当者から提出された結果を授業担当者や実習委員会、学科会議において確認している。

現代ビジネス学科では、学科学生全員が「学修の記録（履修カルテ）」を、個人別に点検・記録を行っている。このカルテは、 Semester毎に卒業までの履修状況や自己評価を確認できるようになっており、学生はカルテを電子データとして学内のサーバーに保存し、教室のコンピュータを使用していつでも閲覧、記録が出来るようになっている。また、インターンシップに参加した学生は、実習時の勤務簿・日報等及び実習後の報告書を提出することになっており、実習先事業所の指導担当者にも評価票に記入いただくことで、学生と実習先の双方の記録を得ている。各学生の学習、研究の成果は大学祭での展示発表や、「学生フォーラム」（岡崎大学懇話会学生部会主催）の研究報告等において学内、学外に対して発表・報告を行っている。

また現代ビジネス学科では、各種検定試験の合否結果は、量的・質的データ測定の一つとして個人別一覧表で一元的に集計されており、合否結果のデータは学科教員と検定担当職員との間で共有され、学生指導の一助としている。

(b) 課題

各授業の学習成果は、「授業内容（シラバス）」の中で到達目標として明記され、各授業において説明しているが、今後はより学生の理解を深め、学習成果に対応した査定の実施が求められる。また、学生に関する量的・質的評価から得られたデータをもとに授業改善へと繋げる有効な活用法についても継続して検討する。

【区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。】

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

平成27年度より、「授業内容（シラバス）」に各授業科目の目的、到達目標、授業計画・学習内容、評価方法等について示すほか、全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関連について示し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関連性をより明確化した。

また、この授業内容と教育目標との整合性をより明確にするため、今年度、学長、副学長、学科長、教務課員から構成する「シラバスチェック委員会」を立ち上げ、「授業内容（シラバス）」のチェックを行った。対象は全ての専任教員、非常勤講師の「授業内容（シラバス）」とし、学生の到達目標、授業計画・学習内容の記述が抽象的で学生が理解困難な標記等、訂正箇所については各教員に訂正を求め教育の質の保証に努めている。

学習成果を査定（アセスメント）する一つの方法として、「学生による授業アンケート」を行っており、その結果から各授業担当者が授業を評価し、授業方法などの改善を図っている。また、「学修の記録（履修カルテ）」を用いることで、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとしても活用している幼児教育学科第一部・第三部では、最終学期の「学修の記録（履修カルテ）」の記録の指導を「教職実践演習」担当者が総括として行い、授業の到達目標である「学生のこれまでの学習内容や理解度を踏まえ、保育者としての資質を高め」ている。

幼児教育学科では、幼稚園教員・保育士養成等に関わる法令、公文書等について情報が得られた場合は、学科会議で伝達したり、資料を配布するなど、情報の共有を図っている。また、毎年「第三部設置校連絡協議会」に参加し、第三部設置に関する協議や法令等の確認を行うと共に、第三部の現状や課題を協議し、その結果は学科会議で報告されている。

現代ビジネス学科では、学科会議において、学校教育法、「短期大学設置基準」等の関係法令の変更など適宜確認し、法令順守に努めている。必要に応じて、学内関係各署に問い合わせをし、変更の確認を行い、文書等を通じて情報を共有している。

(b) 課題

「学生による授業アンケート」について、全体の平均値との比較だけではなく、科目や領域間で比較するなど分析内容を検討し、その結果を教育の質の保証に確実に結びつけるよう全教員に周知徹底する。

また、学習成果を査定（アセスメント）する一つの手法として、また教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとして「学修の記録（履修カルテ）」を、より有効活用するよう求めていく。今後は「学修の記録（履修カルテ）」の量的・質的データを、教育の向上・充実に役立てるために、電子化するなどして教員間で共有する方法について検討を行う。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育目的・教育目標とそれに対応したカリキュラム・マップに基づいて、教育効果の査定（アセスメント）を行う。また、学習成果を量的・質的データとして測定する「学修の記録」のあり方や得られたデータの有効的な活用方法については、それぞれ学科内でワー

キンググループなどを設けるなどして検討し、年度内に報告書を作成する。また、教育目的・目標の学生への周知は7月、10月に行われるクラス・ミーティングで伝達する。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学則（昭和40年4月1日施行、平成24年4月1日改正施行）第50条（自己評価）に基づき「岡崎女子短期大学自己点検・評価委員会規程」（平成25年4月1日施行）を定め、学長が会務を総理し、管理職を務める教員、ALO及び学園事務局長から構成される委員会を設置している。

自己点検・評価活動は、財団法人短期大学基準協会による第三者評価の基準、手続きに従い、この委員会とALOが中心となり、各学科、各委員会、各センター、各研究所及び各事務局担当部署等へそれぞれに係る自己点検・評価を依頼して毎年定期的実施している。その結果は委員会により報告書として編集され、平成25年度版以降はホームページに公表している。

短大基準協会による最も直近の第三者評価は、平成25年に受審しており、「適格」の認定を受けている。

これまで自己点検・評価委員会が中心となり、各部署・部局の管理者が報告書の記述内容を取り扱ってきたことが、自己点検・評価の成果を全教職員が十分に理解し、それぞれの担当業務に活かすことを必ずしも保証してこなかった点は否めない。

全教職員が評価活動及び記述内容に関与する方策として各種委員会を重視することで教員と事務職員との一体的取り組みとし、各部局における年度総括及び引継ぎの資料としての「自己点検・評価報告書」という性格を確認している。

現在、自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、委員会活動の年間の反省点や評価結果を検討し、自己点検・評価報告書にまとめるとともに、そこに挙げた課題と改善計画を次年度の方針として示している。また、その方針を踏まえ、各委員会、関係部署間で新たな議論や取り組みへと展開している。

(b) 課題

本学における自己点検・評価委員会は、定期的開催され、1年を通して自己点検・評価活動を行っており、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめている。

課題としては、いかに自己点検・評価活動を全学一体の体制において実質的に進めていけるか、が課題として挙げられる。次年度からは、各委員会（・部局）ごとに自己点検・評価活動を実質的に行い、本委員会にて総括を行う。

また、岡崎女子大学が設置され4年目が経過するが、短期大学としての今後の存在意義・役割に併せ、同一法人内（幼児教育学科第一部、第三部、岡崎女子大学）における点検・評価基準に関する考え方とその方法とについて、互いに比較検討することで継続的な改善活動に繋げていく。

■ **テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画**

全教職員による自覚的で継続的な点検・評価活動を現実のものとするために、当面、各部署における「自己点検・評価報告書」の読み合わせは不可欠である。特に、教員と事務職員との連携のために各学科運営と事務局間、各種委員会単位の業務間における点検・評価的観点を導入することが必要である。学科担当事務職員の明確化、委員会開催時の恒常的な課題確認など、可能な部分から順次導入を進めている。

■ **基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画**

本学では、平成25年の短大基準協会による第三者評価の受審の後、今年度にかけて建学の精神に基づく教育目標・学位授与方針（DP）の策定とDPと各授業科目との対応関係を示すカリキュラム・マップの作成を進めてきた。

ただ、平成29年4月1日以降、法的に三教育方針（DP、CP、AP）の策定、公表と同時に、一貫性・整合性の確保が条件とされており、三方針相互のつながり、関係性のさらなる精査が求められることになる。

教育の質保証に関しては、本学ではFD活動、SD活動を着実に進めており、法令遵守や各種規程の整備はもちろんのこと、学習の内容理解（内容目標）だけでなく、学習姿勢（主体性・協調性等の態度目標）の成果の査定方法等、PDCAサイクルの中で改善活動を進めたい。

また、学生の質向上・育成の視点から、全学業務のあり方、運営体制を改めて見直すなど、教学システムのみならず施設・財務を含めた広範囲な視点からの日常業務の見直しにつながる自己点検・評価活動の実施が効果的と考える。

◇ **基準 I についての特記事項**

特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学では、建学の精神に基づいて各学科における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が示されており、幼児教育学科では、「子どもの心に寄り添うことのできる保育者」を育成することが学位授与方針の大きな柱として定められている。また、「多様化する現代の保育・教育ニーズに対応できる、優れた実践力を持つ保育者の育成」について教育目標に示されている。現代ビジネス学科では、「企業実務等の現場で即戦力として活躍できる人材」の育成を学位授与方針とし、それを具現化するための教育課程を編成している。

以上の内容を踏まえ、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に照らした定期的な見直しや、それに基づいた学科目編成等について、教務委員会が中心となり、継続的な検討を平成 28 年度も継続的に行っている。学習成果の獲得を支える事務職員の責任体制の現状として、教学関係事務職員は、各学科の教育目標・目的、その達成状況について把握している。

具体的には、両学科において、建学の精神、教育目的・目標を踏まえた学位授与方針と教育課程編成・実施方針、体系性、整合性がより明確に相互に横断的な繋がりを持った関係性を構築するための検討を行っている。また、学生へのカリキュラムにおける各授業の位置づけの周知についてのカリキュラム・マップの検討や、カリキュラムの質が担保についての定期的な点検、各科目における到達目標が明確に示されているかの点検、「授業内容（シラバス）」の具体化と明確化を図るための記載内容の改善に向けた検討、科目教員の不足や偏りを解消するための検討、「学習の記録（履修カルテ）」の活用方法の検討、通信教育システムを用いた授業における効果的運用方法の検討を継続的に行っている。更に、「履修要項」、「授業内容（シラバス）」、大学案内パンフレット、ホームページ、大学ポートレート等で、学位授与の方針が示されているが、その他の対外的な周知方法についての検討を平成 28 年度も引き続き行っている。

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科第一部・第三部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、「子どもの心に寄り添うことのできる保育者」を育てることを念頭に、以下のとおり示している。

- (1) 社会で求められる基本的な教養と自ら考え学び続ける態度の獲得している
- (2) 保育者として他者への共感力と豊かなコミュニケーション能力の獲得している
- (3) 保育者に求められる専門的知識・技能・実践力を獲得し、その社会的使命・責任を理解している
- (4) 子どもを理解し、子どもの「願い」や「夢中」を引き出す豊かな感性や表現力の獲得している
- (5) 社会における自己の役割・責任を認識し、社会・地域に貢献できる

以上を踏まえ、本学科では、それに対応する教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業科目を編成し、その概要を「履修要項」、「授業内容（シラバ

ス)」等で示している。上記(1)～(4)の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定され短期大学士(幼児教育)の学位が授与される。

現代ビジネス学科の学位授与方針では、「企業実務等の現場で即戦力として活躍できる人材」の育成を念頭に置き、以下のとおり示している。

- (1) 実務に必要な基礎知識と技術を有している
- (2) 経済社会および企業経営の諸活動の知識を持っている
- (3) 正しい勤労観を持ち、良好な人間関係を維持して、チームワークを発揮できる
- (4) 職場や社会において、課題を発見し、新たな知識の獲得や話し合いによって改善しようとする意欲を有している

卒業時には以上の力を身に付けていることを目標要件とし、十分な学修成果を挙げた者に対して短期大学士(経営実務)の学位を授与している。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)とともに大学案内パンフレットやホームページ、大学ポर्टレートに明示しており、本学の使命と役割の周知を行っている。

学位授与については、「岡崎女子短期大学学位規程」に示され、「学位授与の要件」は第3条に「学則第30条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。」と示され、「卒業の要件」については学則第29条に示されている。また、建学の精神、教育目的・目標を踏まえた学位授与方針と教育課程編成・実施方針の体系性、整合性を示したカリキュラム・マップを、「履修要項」、「授業内容(シラバス)」に記載している。更に、学位授与方針に対応する授業科目の見直し等、学科内で定期的に点検を行っている。学生には、成績評価の基準、到達目標等について、入学時オリエンテーションの教務課によるガイダンスや担任によるクラス・ミーティングや授業、学内掲示板での伝達等で周知徹底を図っている。

(b) 課題

建学の精神、教育目的・目標を踏まえた学位授与方針と教育課程編成・実施方針の体系性、整合性がより確実なものとするための検討について、現代の社会的ニーズに対応しているかを継続的、定期的に見直しを行う。現在、「履修要項」、「授業内容(シラバス)」、大学案内パンフレットやホームページ、大学ポर्टレート等で、学位授与の方針を示されているが、その他の対外的な周知方法についても定期的に検討を行う。また、ナンバリング導入については、個々の科目における位置づけを更に学生に明確に示すことができるよう、平成31年度に向け準備検討を行っていく。受験生が入学後必要となる能力や適性を自ら判断できるよう、入学者受け入れ方針について定期的な点検を重ねていくことが必要である。次年度においても、各学科のアドミッション・オフィスが中心となり、入学者受け入れ方針に関する継続的な議論を行わなければならない。

各学科目の到達目標について、十分に具体性を持たせること、「学修の記録(履修カルテ)」を本人の記録のみならず、教員が各自の授業内容を振り返るためのツールとしてを推進すること、社会のニーズに合致したカリキュラムとアセスメントの両方について継続的に検討すること、これらが今年度に引き続き次年度以降の検討課題である。

学生の卒業後評価は、より多くの卒業生に対する評価を聴取する方法と、得られた情報を授業や学生指導に生かす体系の整備を一層充実させ、運用を目指し段階的に検討を続けていく必要がある。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

学位授与方針を実現するための教育課程編成・実施方針に基づき編成された授業科目を体系化したカリキュラム・マップを作成し、全学の教育目標、学科の教育目標、授業科目の三つの関連性を「履修要項」、「授業内容（シラバス）」に具体的に示している。幼児教育学科では、入学から卒業までの間、授業科目と学科行事を組み合わせながら段階的な学びの成果が実感できるよう配当時期を考慮しており、併せて教育課程の見直しを定期的に行っている。現代ビジネス学科では地域の求人ニーズの変化や、学生の就職活動の時期、内容の変化に合わせて、教育課程の編成の見直しを継続的に実施している。実際の成績評価が、教育の質保証に向けて厳格に適用されているかについては、成績評価は単位認定とともに各授業担当者にその判断が委ねられているため、必ずしも統一された見解であるとは言い難い。そのため、各授業担当者が、本学の各学科での学位授与方針、教育課程編成・実施方針のどの部分を担っているかについて共通の認識を持つため、各学科内での会議等で定期的に共有を図り、講師懇談会で非常勤講師への周知を徹底している。また、授業科目のナンバリングについては、平成 31 年度の教職課程改正に合わせて段階的に検討を行っている。

「授業内容（シラバス）」には、授業の目的、学生の到達目標、全学ディプロマ・ポリシーとの関連、授業計画・学習内容、学習課題（予習・復習）、成績評価の方法・基準、テキスト参考文献、その他の項目により明示されている。また、その書き方についてはシラバスチェック委員会を通して、学生の自修時間の明記や、各授業回における内容等、より具体的に示すことができるよう取り組んでいる。また、各授業において担当教員が学生に周知を図っている。「授業内容（シラバス）」の表記方法については、平成 30 年度の WEB シラバスへの移行を視野に入れたフォーマットの検討を行っている。

幼児教育学科第一部の教育課程は、教育目標・目的及び学位授与方針に対応させ、豊かな感性と良識を兼ね備えた教養人であると同時に、多様化する現代の保育・教育ニーズに対応できる、優れた実践力を持つ保育者を育成することを目指し編成されている。幼児教育学科第三部の教育課程は、就労することにより職場で得た豊かな経験や職業意識と、学校での豊かな教養と深い専門性の学びとを結びつけ、多様化する現代の保育・教育のニーズに対応できる優れた実践力を持つ保育者を育成することを目指して編成されている。

幼児教育学科第一部・第三部における教育課程は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、レクリエーションインストラクター資格、ピアヘルパー受験資格等の取得を前提に、「教養科目」と「専門科目」から構成されており、幼児教育学科第一部では、教養科目 9 科目 12 単位（卒業要件単位 12 単位）、専門科目 63 科目（教科等 43 科目、教職 20 科目、卒業要件単位 52 単位）を、幼児教育学科第三部では、教養科目 9 科目 12 単位（卒業要件単位 12 単位）、専門科目 59 科目（教科等 41 科目、教職 18 科目、卒業要件単位 52 単位）を定めている。

教養科目は、「幅広い教養と豊かな人間性の涵養」をねらいとし、以下の 5 つを目的として教育課程を編成している。なお、幼児教育学科第三部においては、社会人として働くことの意義を考え、それを支える職業観の育成が加えられている（②～⑤は第一部・第三部共通である）。

①（第一部）急速に変化する時代における諸課題に反応する感性とその課題に取り組むための知性の習得

（第三部）社会人として働くことの意義を考え、それを支える職業観の育成と急速に変化する時代における諸課題に鋭敏に反応する感性及びその課題に取り組むための知性の習得

②職業人として求められる新しい表現力の涵養

③外国の優れた文化を理解し、国際的に対応できる能力の育成

④健康の保持・増進並びに明朗な心身の育成

⑤高度情報化社会の進展に対応する基本的な情報処理能力の習得

専門科目については、「保育理論の理解」、「保育の内容と方法の理解」、「課題探究能力の育成」をねらいとし、以下の通り各ねらいを達成するための目的を定め、教育課程が編成されている。

「保育理論の理解」

①保育や教育・養護の目的の理解

②保育の対象である子どもやその保護者についての理解

「保育内容と方法の理解」

③保育・教育の内容や実践の方法の理解

④保育・教育実践を支えるための基礎的な技能の修得

「課題探究能力の育成」

⑤自ら課題を発見し、学んだことを基に研究を重ねることを通して、進んで保育実践力を高めていく姿勢や能力の獲得

幼児教育学科における初年次教育の内容を含む科目として、1年次には「大学生としての自覚」と「保育職への目的意識」を明確にし、大学で学ぶために必要な「学習技術やコミュニケーション力」を身に付ける「基礎演習Ⅰ」（第三部は基礎演習）があり、関連する学科行事として第一部の「コミュニケーション・ワークショップ」と第三部の「サマーセミナー」がある。これらの科目については、「基礎演習Ⅰ」で行われているコミュニケーション・ワークショップを授業から外し学科行事として扱い、基礎演習をアカデミックスキルの内容に特化した授業へと変更していくための検討や、幼児教育学科第三部のサマーセミナーを、幼児教育学科第一部のコミュニケーション・ワークショップを合同で行い、幼児教育学科全体としてのコミュニケーションを図るための検討を、平成29年度運用に向けて検討を重ねている。また、卒業年次には、保育者に必要な資質能力を再確認し、これまでの学修全体をまとめる保育現場における実践を担うことができる力量の形成を目指す「保育・教職実践演習(幼)」が学びの集大成として位置づけられており、学科行事である「幼児教育祭」で実際に子どもとの活動を行い、そこで「保育・教職実践演習(幼)」での成果発表を行うことで、授業と関連付けられている。授業科目数は資格取得に伴い多いが、可能な範囲で配当時期を考慮して編成している。また、実習においては、参加条件に、意欲的な学習に対する姿勢、教材研究への取組み、製作物の提出等を基に成績評価を行い、質の保証に努めている。なお、教育課程の変更などについては、随時必要に応じて検討し、実施している。

現代ビジネス学科では教育研究上の目的を達成するために、ビジネス実務の諸分野について理論と実務を統合して理解できるように教育することを方針として、以下の科目を編成している。

「教養科目」

教養科目は、専門科目の基礎学力を養い、さらに人間として意義ある生活を営むための教養を深めることを狙いとし、語学、保健体育や情報リテラシーに関する分野によって構成している。

「専門科目」

専門科目は現代のビジネスの現場において必要とされる、以下の4つの能力開発を目的として、教育プログラムを編成・実施している。

- ①経済社会と企業活動の仕組みを理解する「専門基礎科目」
- ②ビジネス実務の専門的知識と技術を身につける「コース科目」
- ③大学での学びの基礎能力を身につけ、自己の課題を探究する「ゼミナール」
- ④資格取得を通じて専門性を高め、就業力の向上を目指す「資格対策」

現代ビジネス学科では、平成26年度入学生より「大学実務教育協会」による認証資格の取得を取り止め、画一的な人材育成ではなく地域のニーズに応じたきめ細やかな人材育成を行うべく、教育課程編成の改良を継続している。また平成26年度からは「資格対策」科目の一部として「司書」資格を取得するための13科目を設置し、平成28年度には、11名の司書資格取得者を輩出した。

教員の配置については、教員の資格・業績を基にして適正に行われており、平成28年度、幼児教育学科第一部では、教授6名、准教授4名、講師1名、助教1名 計12名、幼児教育学科第三部では、教授2名、准教授3名、講師4名 計9名、現代ビジネス学科では、教授3名、准教授4名 計7名となっている。

(b) 課題

教育課程編成・実施方針については、カリキュラム・マップの更なる検討を、ナンバリングの運用については教職課程改正の平成31年度運用を目指し段階的に検討していく必要がある。また、短期大学では幼児教育学科第一部・第三部ともに、短期間で教養科目、専門科目を合わせて64単位以上を取得する必要があるため、学位授与方針を強く意識するとともに、学生の実態を踏まえ、教育課程の編成や配当時期、実施方針を定期的に見直していく。それに併せて、キャップ制についても検討を始める必要がある。また、授業担当教員の配置について、教員の資格・業績を基にして適正に行われているものの、非常勤講師が担当する科目が専門科目に多いなどの教員の不足や偏りを解消するための検討を継続的に行っていく。また、大学間連携共同教育推進事業（保育コンソーシアムあいち）で本学に導入されている通信教育システムから、新たに導入される新システムへの移行に伴い、学習効果を高める使用方法について学生に支障が無いよう移行するための検討が必要である。

現代ビジネス学科では専門科目の核として三つのコースを設定しているが、就業先のニーズとして、短期大学の卒業生に対して特定の分野の専門性の高さを重視するのか、あるいは幅広いスキルを身につけていることを重視するのか、について地域の商工団体、企業に対して調査を実施し、運用の検討をしている。現在までの調査結果としては、短期大学

の卒業生に対して就業先の事業所は幅広い業務に対して柔軟に対応できる能力を重視していることが判明しており、この能力の育成のために教育課程編成の見直しを図って行く事が課題である。この課題に対する改善策として教育課程全体の構造の改編に先立ち、科目間の関連性をより視覚的にわかりやすく示したカリキュラム・マップの改良に28年度は取り組んでおり、科目ナンバリングについても検討を開始している。

【区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育目的は、学則第1条の通り、「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、一般教育と併せて深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養い、社会に寄与することができる教養豊かな女性の育成を目的とする」と定め、各学科とも、その教育目的に合致するような入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定めている。

本学の入学者受け入れ方針は、以下の通りである。

幼児教育学科第一部

「保育者として豊かな感性と教養を身につける意欲と目的意識を持ち、熱意ある人」

- ① 子どもと共に、自分らしさを表現できる人
- ② 学生生活を通じて、理想の保育者像を目指して努力できる人

幼児教育学科第三部

「保育者として豊かな感性と教養を身につける意欲と目的意識を持ち、熱意ある人」

- ① 子どもと共に、自分らしさを表現できる人
- ② 学生生活を通じて、理想の保育者像を目指して努力できる人
- ③ 3年間の大学の学びと就労を両立できる人

現代ビジネス学科

「自律的な現代女性職業人」

- ① 経営の全体を捉えた上で、組織内で自らのポジションと仕事への正しい理解を持つ人
- ② 自立心を持ち、経営実務のスペシャリストたる人

入学者選抜試験において、入学者受け入れ方針で求められる修学意欲や素養、基礎学力の評価は、入学者選抜試験において実施する学力試験、実技試験、小論文、面接などを通して行っている。多様な入学者選抜試験を行うことで、入学者受け入れ方針で求める人物かどうかについて多面的に評価を行う。平成29年度入学者選抜試験(平成28年度実施)は次の通りである。

・指定校推薦入試

本学が指定する高等学校に示した評定平均値が基準以上であり、かつ、志望学科への進学の意味が明確であることを条件として、指定高等学校の校長が推薦した者に対し、書類審査及び面接の総合点により選考する。

・一般推薦入試

志望学科への進学の意味が明確であることを条件として、高等学校の校長が推薦した者に対し、国語基礎テスト、面接及び書類審査の総合点により選考する。

- ・協力企業特別推薦入試（幼児教育学科第三部のみ）
幼児教育学科第三部への進学の意味が明確であること、入学後に協力企業に就職することを条件として、高等学校の校長が推薦した者に対し、国語基礎テスト、面接及び書類審査の総合点により選考する。
- ・AO入試
幼児教育学科は志望理由書及び実技試験（面接を含む）、現代ビジネス学科は志望理由書及び面接の総合点により選考する。
- ・一般入試
国語及び外国語の学力試験を行い、総合点により選考する。
- ・大学入試センター試験利用入試
Ⅰ期は、大学入試センター試験の国語（近代以降の文章）及びその他科目の中で高得点の1教科1科目の総合点、Ⅱ期は、大学入試センター試験の中で高得点の1教科1科目の得点により選考する。
- ・社会人入試
Ⅰ期・Ⅱ期ともに、小論文及び面接の総合点により選考する。
- ・既卒者対象入試
小論文及び面接の総合点により選考する。
なお、入学者選抜試験については、平成27年より入学者選抜試験選考会議のもと、入学者受け入れ方針に従い合格者を選考し、学長の承認を得て最終決定とすることとなっている。

平成27年度入学者選抜試験（平成26年度実施）では、幼児教育学科AO入試における受験者数や合格者における入学手続者数の偏在を是正し、実技試験項目間の評価基準の整合性を図るため、入試区分や試験項目の改廃を行った。その結果、幼児教育学科AO入試各期（Ⅰ期～Ⅲ期）の受験者数や合格倍率の顕著な相違は一定程度の解消ができた。そのため、平成29年度入学者選抜試験（平成28年度実施）においては、平成28年度入学者選抜試験（平成27年度実施）を踏襲して試験項目の改廃、配点の見直しは行わず、入学者受け入れ方針で求められる修学意欲や素養、基礎学力の評価のバランスや公平性を確保すべく、下記の2点について是正を講じた。

①入試問題作成委員長との協議を経て、一般推薦入試、協力企業特別推薦入試における国語基礎テスト、一般入試における国語と外国語の配点について、国語基礎テスト及び国語（記述式問題5割：選択式問題5）、外国語（記述式問題2割：選択式問題8割）という配点割合を明示する。

②幼児教育学科AO入試は、身体表現の課題実技を基本的な運動技能をみるものとする。

①の配点割合については、平成27年度よりオープンキャンパスや入試説明会、過去問題集を通して明示してきた。平成28年度入学者選抜試験では、国語基礎テスト及び国語の配点割合は記述式問題2割、選択式問題8割であった。しかし、文部科学省が実施している私立大学等改革総合支援事業において、学力の3要素を多角的・総合的に評価する入学者選抜を行う必要性が示された。そのため、平成29年度入学者選抜試験においては、学力の3要素を多角的・総合的に評価する記述式の割合を2割から5割とすることとした。この結果、基礎学力の評価がより合理的になると同時に、多面的な評価を行うことができた。

また、②に示した幼児教育学科 A0 入試身体表現における面接を含んだ実技試験について、課題試験を基本的な運動技能を問う内容へと改善した。このことにより、入学者受け入れ方針に基づいた素養をより明確に判断できるようになり、幼児教育学科 A0 入試受験者増へとも繋がった。

(b) 課題

各学科とも、受験生が入学後必要となる能力や適性を自ら判断できるよう、入学者受け入れ方針について定期的な点検を重ねていくことが必要である。平成 28 年度後半には、各学科のアドミッション・オフィスが、学科や入試募集委員会と連携して議論を深め、アドミッション・ポリシーだけでなく、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も視野に入れた新たな入学者受け入れ方針を策定することとなった。平成 30 年度入試（平成 29 年度実施）に向けては、学生募集要項やオープンキャンパス、ホームページ等で周知徹底していく必要がある。

A0 入試においては、幼児教育学科、現代ビジネス学科共に、新アドミッション・ポリシーを踏まえながら、原則的には平成 29 年度も同じ試験内容を継続させる。ただし、幼児教育学科の保育実技分野について、保育は大学に入ってから学ぶ内容であること、ペーパーやエプロンシアター等は予め製作したものを持ち込むため、受験者自身が製作したものかどうかの判断がつかない等の議論があるため、実技試験分野を再検討する必要がある。また、A0 入試で入学した学生の学修状況について、学期ごとの GPA から進路決定まで継続的に調査は行っているものの、試験項目間での評価の妥当性、入学者受け入れ方針への適応度までは検討できていないため、今後も継続的に調査分析を行っていく。

【区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。】

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科では、幼稚園第二種免許状、保育士資格取得に関連する科目の他に、「子どもの研究」（ゼミナール）が卒業必修科目として設定されており、保育現場における知識や技能をより深く習得することができる環境が整っている。この授業では、本学に設置されている親と子どもの発達センターや附属幼稚園を活用し、実際に地域の子どもの関わりの中から学習を深め、より現場に近い学びを得ることのできる体系が整えられている。また、「保育・教職実践演習（幼）」は、短期大学の学びの集大成として位置づけられ、卒業後の職場での活動に結びつく学習を、本学で開催される幼児教育祭における地域の子どものと実際に触れ合うことのできる環境の中での実践を通して、職場で必要とされる能力を育む機会が設けられている。

平成 28 年度幼児教育学科の卒業生における幼稚園教諭二種免許状取得者、保育士資格取得者の状況から鑑みても、本学科の学修成果は修学年限で十分達成可能であると判断している。また、専門職への就職率も高く、学習成果があるものと考えている。

表：平成 28 年度卒業生の免許・資格の取得、専門職への就職状況

	卒業 者数	幼稚園教諭二種 免許状取得者	保育士資格取得者	専門職への就職率
幼児教育学科第一部	179 名	176 名 (98.3%)	178 名 (99.4%)	171 名 (95.5%)
幼児教育学科第三部	81 名	79 名 (97.5%)	77 名 (95.1%)	71 名 (87.7%)

現代ビジネス学科では平成 28 年度卒業生 48 名のうち、就職者は 44 名 (91.6%) であり、また就職者 44 名中、本学科の学習内容と関係が深い事務職、専門職での就職者が 40 名 (90.9%) であることから、本学科の学修成果は 2 年間で十分達成可能であるとしている。

また、本学では、学生が各学期における学習の振り返り「学修の記録（履修カルテ）」を自己評価で作成することにより、卒業までの学習について計画的に見通すことができる機会を設けている。更に、クラス担任や一部の授業担当教員は職業教育における学生の学習成果を把握するため、個々の学生が抱く課題や習得した具体的な内容について、提出時に個別に確認することで内容を認識し、評価することができる体制が整えられている。「学修の記録（履修カルテ）」では、それぞれの学科で習得すべき必要な資質・能力の指標が示され、具体的には、その達成度についての自己評価が 1～5 の 5 段階で数値化されており、学期毎に学習成果（自己評価）の査定を行うことができる。「学修の記録（履修カルテ）」で学生が記入した内容についての教員間での情報共有は現状では行われていない。

幼児教育学科では(1)卒業必修科目の履修状況、(2)幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目の履修状況、(3)保育士資格取得に必要な科目の履修状況、(4)保育者に必要な資質・能力の自己評価について記載することとしており、幼児教育学科第一部 1 年生・第三部 1 年生、2 年生はクラス指導教員、幼児教育学科第一部 2 年生・第三部 3 年生は保育・教職実践演習（幼）の担当教員が指導し、必要な資質・能力の自己評価や自己課題、成績状況について教員が把握し、卒業後の就労を視野に入れ指導にあたっている。学生自身が学習成果の把握や、卒業後の就労を視野に入れた今後の学習目標を定めるための実践の場としては、「幼児教育祭（毎年 2 月実施）」、「学生音楽祭（毎年 12 月実施）」、「学生フォーラム（毎年 12 月実施）」等の機会が設けられている。

現代ビジネス学科では（1）教養科目と専門科目の履修状況、（2）選択必修科目の履修状況を記載する事で単位の取得、取得見込みの状況が確認でき、自己評価の欄では、（1）経営・地域経済についての理解、（2）コミュニケーションの実務、（3）会計・マーケティングの実務、（4）秘書・文書管理の実務、（5）コンピュータの実務、（6）業種別の実務、の各項目について自己評価を行い、学生自身によって自己の学習成果と課題点を把握し、今後の学習目標を定めることができるようになっている。

現代ビジネス学科では「専門ゼミナールⅠ，Ⅱ，Ⅲ」の担当教員により、情報処理学習室で、学生毎のフォルダに置いてある「学修の記録（履修カルテ）」Excel ファイルに Semester 毎に記入の指導を行い、学習の振り返りの時間を設けている。さらに平成 28 年度入学生からは学習成果の質的把握のための手段として、制作した作品やレポート、資格試験の合格証書等を収納する「学修ポートフォリオ」を一人一冊ずつ学生に配布し、学習成果の管理に当たらせている。また、学生の到達目標の一つとして、各種検定試験合格による資格取得を明示的な尺度としており、平成 28 年度は「資格試験合格者奨学金制度」に対し

て48名、述べ114件の申請がなされており（平成28年度卒業者のみの数値）、学習内容が資格試験の取得という形で有効に機能していると言える。

以上のように学修成果の査定は、単位取得状況、GPA、「学修の記録（履修カルテ）」、免許状及び資格取得率、専門職就職率等により、測定が可能な状況を確認している。

(b) 課題

幼児教育学科において、学習成果を質的に測定する「学修の記録（履修カルテ）」は、学生自身が学期毎に学習の到達度を確認することに用いられているが、教員間で情報を共有したり、授業内容の改善に繋げる等、より有効的な活用方法についての検討が引き続き必要である。現代ビジネス学科においては、特に修得した能力を可視化しにくい講義科目や、資格試験対策の科目において、資格試験が不合格となった学生に対してどのように学習成果を実感させるか、といった点が課題であった。平成28年度は「学修ポートフォリオ」を導入し、授業で制作したレポート等を全て印刷してポートフォリオに収納することにより、学習成果の可視化の手段を増やすことに繋げることができた。

「学修の記録」の活用については、活用される場面がほぼ記入時のタイミングのみに限られており、より幅広い場面で活用できる手段の検討が早急に必要である。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

■ 基準Ⅱ-A-5の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科第一部・第三部の学生の卒業後評価について、卒業生の多くが保育職に就き、ほとんどの実習園に卒業生が就職しているという実態を踏まえ、学科の教員は実習センター及び進路支援課と協力しながら、保育所保育実習、幼稚園教育実習、施設実習を通じて、実習指導訪問時に園長、主任等から卒業生の評価等の聴取を実施している。実習訪問時に各園のファイルを持参し、園長、主任、実習担当者等から卒業生の評価等の聴取を可能な限り行い、その内容を記入して進路支援課に報告している。進路支援課では、求人に対する採用依頼や就職後の採用お礼等のため、各園等の就職先を訪問した際、園長等関係者から卒業生評価等の聴取を行い、その情報を実習センターや教員に伝えている。ただし、各園等の訪問は、その年度の実習受入れ園や採用園等を中心に行っているため、すべての卒業生の就職先へのフォローには至っていない。採用依頼や採用お礼訪問等で得られた卒業生の卒業後評価等の情報は、各園の記録ファイルや実習訪問の報告書に記載し、問題がある場合は、進路支援委員会等で報告し情報の共有化を図るとともに、学習成果の点検に活用し、学生指導に活かしている。

現代ビジネス学科では、教職員が連携を図りつつ、一般企業、金融機関、病院等に対し、新年度のインターンシップ・求人・採用依頼及び採用お礼等の訪問時、就職先の管理職や担当者等から卒業生の評価等を聴取し、企業別ファイルに記入、その情報を学生指導に活用している。

また、卒業後支援の一環として実施する「お帰りなさい岡短へ」は、教職員も参加し、卒業生が近況報告を行い、仕事上の悩みや知識・技術の習得などリカレント教育を含め毎年7月に開催し、学修成果の把握につながっている。

(b) 課題

幼児教育学科学生の卒業後評価は、訪問する教職員の人的、時間的制約から実習受入れ園や採用園等を中心に行っているため、すべての卒業生の就職先への聴取には至っていない。今後はホームページやメール等を利用した情報発信やアンケートなどを活用して、卒業後評価の聴取に努めていきたい。

また、現代ビジネス学科においても同様な課題を抱えており、求人・採用依頼、採用お礼訪問等を含めた卒業生の状況把握のための計画的な訪問が必要である。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

両学科において、学生の実態を踏まえた教育課程の編成や配当時期や実施方針の見直し、各授業科目における到達目標の明示についての点検、科目教員の不足や偏りを解消するための検討、学位授与の方針の学生への入学時オリエンテーション、クラス・ミーティングにおける周知方法の検討、履修要項、授業内容の対外的な周知方法の検討を平成 29 年度に並行しながら継続的に行っていく。幼児教育学科では、平成 31 年度を見据えたカリキュラム・マップの検討、ナンバリング導入に向けた検討を、平成 31 年度に開講される授業科目を想定しながら、カリキュラム内容や 1 コマ 105 分授業について早急に検討を行っていく。また、現在はまだ運用されていないキャップ制についても、平成 31 年度以降を見据えて、教育課程改正後の段階で検討を進めていく必要がある。その他、第三部でのカリキュラム・ポリシーの教養科目で設定された目標を達成するための科目および内容の検討を平成 29 年度に行う。第一部、第三部でディプロマ・ポリシーが同一にもかかわらず授業科目が異なることの検討については、教職課程改正を視野にいたした教育課程編成の全体像を把握しながら平成 29 年度に継続的に見直していく。更に、「学修の記録（履修カルテ）」の効率的活用については、教員間における情報の共有化、授業内容の見直しや学生への学修支援等、活用に向けた体系の構築を図るため、ワーキンググループを中心に平成 29 年度に検討を行う。また、大学間連携共同教育推進事業（保育コンソーシアムあいち）で本学に導入されている通信教育システムから、新システムへの移行に伴い、移行期間における学生の学習に支障の無いよう、一時的な処置についても早急に検討を行う。

現代ビジネス学科では、就職先でのニーズについての調査研究を継続的に行い、それを基に教育課程編成の見直しを図って行く必要がある。また、「学修の記録（履修カルテ）」の活用については、活用される場面がほぼ記入時のタイミングのみに限られており、より幅広い場面で活用できる手段の研究と、学生の自己評価に依らずに、到達度を数値化して評価する基準等の検討を行う。

その他、平成 28 年度における検討項目については引き続き、教務委員会が中心となり定期的に点検を行う。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

■ 基準Ⅱ-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

教員が「授業内容（シラバス）」に示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価していることについては、教員は学位授与の方針と各授業科目の関連を「授業内容（シラバス）」に明記し、その関連性を元にした「成績評価の方法・基準」を定めて、成績評価を行っている。授業ごとの「成績評価の方法・基準」は「授業内容（シラバス）」に記載され、授業を履修する学生に対しても周知が行われている。教員の学習成果の獲得状況の適切な把握については、教員は学習成果の獲得状況を学生が自己評価した「学修の記録（履修カルテ）」を閲覧できることにより、学生の各年次の各学期における受講科目、成績評価、学生の振り返りの反省等をもとに、学習状況を把握することができる。学生の授業評価による授業改善については、すべての授業において各セメスターの終わりに学生による授業評価を実施しており、「授業評価アンケート」により見直しが行われている。具体的には、教員はアンケートの結果を基に「授業アンケートによる自己点検報告書」を記入し、「新たに改善を試みた点」、「優れていた点、改善すべき点」を振り返ることで授業改善に繋げている。更に、本学には「FD委員会」が設置されており、委員会の企画により平成28年度には3回のFD研修会が開催され、授業・教育方法の改善に役立てるための研修が行われた。また各教員はセメスター毎に1回以上、他の教員の授業を見学することが義務付けられており、教育方法において優れている点、改善すべき点を指摘し合う事により、授業の改善に繋げている。各学科内の各教員間における意思の疎通、協力・調整については、学科会議や「講師懇談会」等の場を利用して図られている。教員の教育目的・目標の達成状況の把握・評価について、各教員は、授業やゼミナールごとに課された課題や、「幼児教育祭」のような授業の成果発表の場を通じた学生の学習状況から、到達目標の達成についての確認、また専門職への就職者や資格取得者の割合といった成果の分析を通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。教員の学生に対する履修及び卒業に至る指導について、本学ではクラス担任、またはゼミナール担当教員が指導教員として、学生に対して随時履修指導を実施している。また、全専任教員がオフィスアワーを設定し、それを学生に周知することにより、学生が教員から履修及び卒業に至る指導を受けやすくする体制を整えおき、同時に教員が授業等からは把握し辛い学生の状況を把握できる機会を得ている。一方で、履修、卒業に至るための指導は、ゼミナール、クラス指導教員の他にも教務課や学修支援センターの職員も対応できる体制を整えているが、学生に対してはその周知が不十分であるのが現状である。

教学部門に所属する事務職員は、職務を通じて直接学生に接することで学習成果を意識し、貢献している。更に、学習成果の獲得に向けた事務職員の責任体制の現状として、各学科の教育目標・目的、その達成状況について把握している。特に教務課の事務職員においては、教務委員会に出席し、教員と共に全学的な教学マネジメントの好循環確立にむけて努力している。教育課程の体系化の中では、「授業内容（シラバス）」の充実向上、「履修要項」における単位認定資格、免許状取得方法、成績評価の厳格化の観点から成績処理事務、卒業認定、資格取得単位の確認、特待生及び特別奨学生資格継続検討、また、GPA

制度への対応や授業アンケート、公開授業などへの対応から、各学科・学生の学習成果を認識できている。一方で、「学習成果とは何か」という定義を全ての事務職員が共通認識として把握するための周知について行っていないのが現状である。また、法人管理部門の事務職員は、職務を通じて学習成果に直接貢献しているとは感じ難いのが現状である。学習成果の達成状況については、実習センターの事務職員では保育実習や教育実習の実習評価表、指導記録の把握により、学修支援センターの事務職員では学習相談等の実施によりそれぞれ教育目標・目的や学習成果の達成状況を把握している。また、学生支援課や保健室の事務職員では、学生の学生生活指導により、進路支援課の事務職員においてはキャリア支援・就職相談等就職支援活動により把握することができる。学生への支援については、教務課の事務職員は「履修要項」作成、「授業内容（シラバス）」作成、また、新入生オリエンテーション、日常的な実習指導、履修指導を通して行われている。例えば、幼稚園教諭二種免許状取得、保育士資格取得、現代ビジネス関係資格に関する履修指導は、専門知識の習得に効果を発揮している。また、学生支援課の事務職員は、学友会、クラブ活動、奨学金等日常的な学生指導や、休学から復学する学生への相談等により、卒業に向けた学習の支えを学生生活の視点から支援を行っている。

学生の学習向上のために支援について、図書館では、学生に対する学修支援の推進という視点から、「親しみやすく利用しやすい」図書館を目指して取組を進めている。レファレンスカウンターでは、通常2名（土曜日等を除く）の司書が質問に直接答える形で学生の支援を行っている。また、新入生のためのオリエンテーションとして、クラス単位で学生を館内に入れて説明を行い、OPACの利用法や論文データベース等の活用法などを具体的に説明している。子ども図書室の約2,500冊の絵本と紙芝居の検索も可能にし、平成27年度から学生に積極的に活用するよう呼びかけている。また、絵本や雑誌の企画展を定期的に行うと共に、新着図書の紹介、学生の希望による図書の購入、分野のバランスを考えた図書の充実などを行い、本や図書館に親しみを持ってもらうことに特に力を入れている。また、学生の図書館サポーターの制度も継続して実施しており、平成28年度には、サポーターによる企画展を複数回実施し、前年度よりも活動が活発になっている。学修支援センターでは、室長（実習センター・親と子どもの発達センター含む）、専従職員1名、兼務職員（実習センター兼務）1名がセンター員として配置されており、これらの職員が学修支援の窓口としての機能を果たし、学生の学習や学生生活における相談コーナーを設置することにより、支援の体制が整えられている。また、学生の自主学習促進のために67台のパソコン、20台のタブレット端末や、色鉛筆、クラフトパンチ等の文具の貸し出し、保育やアカデミックスキルの分野に関連した書籍等教材の紹介を実施している。パソコン等の貸し出しなどの際には、基本的な操作などについて質問に応じるなどの対応を、必要に応じて情報メディアセンターと連携しながら実施している。学生の図書館又は学習資源センター等の利便性の向上について、図書館では、検索システムの画面デザインだけではなく、検索機能についても使いやすいものになるよう工夫をしており、OPACの登録内容についても、本学図書館独自の設定を行って、学生の活用度の向上を目指している。例えば、利用頻度が高い絵本と紙芝居については季節や行事等のキーワードを入力することで、学生が目的に応じたものを容易に探すことのできる検索機能を付加した。また、平成28年度には、楽譜集についても、書名だけではなく、収録されている曲の名前でも検索できるよう設定を行った。これらは学生の利用状況を見た上で、本学独自の改善として司書から提案され

たものである。更に、実習時に貸出冊数や返却期日を特別に配慮したこともあり、平成 28 年度 5 月の実習用貸出での貸出冊数は平成 26 年度と比べ 52%の増加となった。また、これまでシステムに登録のなかった雑誌についても、その目次入力を平成 26 年度から過去に遡って行っている。目次に含まれる言葉を部分一致でも検索することができるようにしたため、記事や論文へのアクセスがしやすくなった。そのため、大学の学生を中心に雑誌の利用が増加している。また、学生の利用頻度の分析結果に基づいて閉架書庫の図書の開架への入換、図書や DVD 等の配架方法の変更、館内レイアウトの工夫なども行っている。平成 28 年度では、回転書架などの配置の変更をすることができた。これは、平成 27 年度に行うべき目標として挙げていたものである。以上のような改善の結果、平成 28 年度の貸出点数は全体で前年度より 17%増加しており、2 年前との比較では 62%の増加となっている。更にレファレンスの相談件数は 13%増加した。年間の入館者数の増加に加え、平成 27 年度には入館者の貸出率が前年の 39%から 51%に向上し、平成 28 年度には 61%となっている。次に、学修支援センターでの取り組みは、センター員として配置されている 7 名の教員による、定例（月 1 回）のセンター会議で利用状況を検証しながら利便性の向上を検討し利用促進を図っている。関連施設である「ラーニング・プラザ」（自主学習スペース）、「子ども図書室」（絵本及び紙芝居等を配架した学習室）、「児童文化財展示室」（玩具等の展示・学習室）なども併せ、利用促進に向けた配置の工夫を行っている。また、センター員の教員が学生とともに絵本の配置を検討するなど、環境整備自体も学生の学習として取り組むなどの工夫も行っている。「子ども図書室」は学外実習の期間に絵本を貸し出すなど、特に保育者養成の観点からその利便性を図っている。

学内のコンピュータを授業や学校運営に活用することについては、学内の情報基盤として、Microsoft 社のクラウドサービス (Office365) を利用し、学内外から情報を共有している。情報系授業以外でも情報教室のコンピュータを利用し、授業に活用している。授業がない時間には情報教室をレポート作成や自習に開放しており、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。また、情報メディアセンターが文書作成やビデオ作成支援 (操作補助・作成補助・助言) を行うことにより、コンピュータ利用技術の向上を図っている。そして、ラーニング・プラザで実施する授業におけるグループワークの際に、Wi-Fi 環境を活用してインターネットによって調べものなどを行うなど、利用促進を図っており、情報メディアセンターと連携した対応を行っている。

事務局職員の SD 活動は、オンジョブトレーニングを基本とした上で、それを補完するものとして、オフジョブトレーニングを組み合わせて行っている。職員の資質能力向上や意識改革を目的として、各種研究会参加や、外部講師等を招聘したセミナー、他大学の訪問調査などを実施している。また、大学設置基準改正を踏まえて (務化) SD 委員会を組織し「事務局職員研修制度」を組織的に実施している。日本私立短期大学協会や私立大学協会主催の事務職員研修会への参加は勿論のこと、特に、中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」への対応に係る教育の質向上 (IR、大学ポートレート) や三つのポリシーの策定公表の義務化への取り組み、大学ガバナンス改革、高大接続改革への対応について個別にグループ研修を行っている。平成 28 年度研修では、「実践で学ぶ、アンケート調査の基礎」(平成 28 年 8 月 26 日 講師 早稲田大学向後千春教授)、「アサーティブプログラム・アサーティブ入試の取組とその効果」(平成 28 年 9 月 15 日 講師 追手門学院大学 副学長 福島一政氏)、「本学における三つのポリシー策定と公

表の対応について」(平成29年2月24日 各学科長 FD—SD 合同)の各研修会を実施した。また、他大学訪問調査として、静岡文化芸術大学(平成28年9月9日 職員3名)、相模女子大学(平成28年9月20日 職員3名)、金城学院大学・相山女学園大学(平成28年9月29日 職員2名)の各調査を行った。個別グループ研修では、「三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と内部質保証」、「教学マネジメントに関わる専門的職員の育成」、「学生の厚生補導(危機管理)」、「業務領域の知見獲得(調査・統計)」を実施した。

(b) 課題

学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を図るための指標について、達成状況を評価するための組織的な取り組みが行われていないことが昨年度からの課題点であり、早急に改善に向けた検討を行う必要がある。成績評価の客観性及び厳格性を確保するための組織的な取り組みについて、同一科目を複数の教員が担当している授業について、教員間で評価についての基準の共有と、授業の到達目標について可視化できる方法を引き続き検討していく必要がある。「学修の記録(履修カルテ)」について、今までとこれからの学習の繋がりについて学生が記録記入時に先を見通した目標や学習内容を把握できるよう、入学から卒業までのカリキュラム・マップの流れが体系的に把握できるような記入方法の検討が必要であり、随時学生が個々に閲覧できるよう、新システム導入に合わせてデータ化して管理する等の、新たな保管の方法について検討して行くことが必要である。「学習成果とは何か」という定義を全ての事務職員が理解できているわけではないので、事務職員間でのディプロマ・ポリシーについての共通認識を図り、SD研修等により事務職員の資質向上を図る取り組みを継続的に行う必要がある。卒業に至るための指導は、ゼミナール、クラス指導教員の他にも教務課や学修支援センターの職員も対応できる体制を整えているが、学生に対してその体制について周知不足のため、新入生オリエンテーションでは勿論のこと、主にクラス担任の授業やオフィスアワー等の時間を利用し、学生への支援体制について丁寧に紹介していく必要がある。

大学のユニバーサル化による学生の多様化への対応、大学改革における内部質保証への取り組みは、職員に業務の高度化・複雑化に伴う資質能力の向上が求められている。従って、職員の職能開発は、教員と職員との共同関係を一層強化し、SDを推進して専門性の向上を図り、教育・経営等様々な面で積極的な参画を図っていくべきであるが、研修の体系化やPDCAの実施、時間の確保等その環境整備を行うことが課題となっている。

本学の図書館は、十分に広いわけではないので、まず館内の空間の有効な活用方法を継続的に検討し、改善を行う。また、図書館と書庫が離れた場所にあることについて、図書館の管理運営における利便性向上や蔵書全体の利用向上のための検討も必要である。現状の配置におけるサービス向上についても検討を継続的に行っていく。選書については、近年の新規購入図書の状態確認を行い、文学を含めたバランスの良い蔵書構成になるよう購入を進めていく。また、利用頻度が高く傷みの激しい図書の更新や、学生からの要望の多いDVD等の視聴覚資料を充実については、平成28年度も予算の範囲で実施したが、不十分であるため引き続き進めたい。「児童文化財展示室」は一部の授業で使用されるに留まっており、29年度に新規設置される予定の「教職・保育職支援センター」のラーニングスペースとの関係を考慮しながら、学生の主体的な利用を促すよう、環境とルールの整備につ

いて継続した検討が必要である。学生に対するパソコンの貸し出しについては、学内でも認知され、28年度は月平均で246件と多数の貸し出しの実績であった。一方で、学生による電車内での置き忘れや、学生間での又貸しといった問題が発生し、最大限の利便性を確保しながらモラルを守った利用を促す指導が必要である。全学的な授業支援システム(授業スペース、レポート・課題提出、教材配信、小テスト等)に関しては、学務システムにて今後提供していく予定である。それまでは、学内ファイルサーバにて授業用フォルダを教員ごとに用意し、学内のみではあるが、教材提供やレポート・課題提出として利用する。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

■ 基準Ⅱ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

学修支援センターによる「ミニ講座」(センターの呼びかけによる教員の任意の企画)で、レポートの書き方等、教科学習の基礎となる講座を開講するなどしている。外国出身の日本語に不安のある学生1名について、センター員と学科とで連携しながら、上級生をチューターとしてアルバイト雇用して定期的な支援を継続した。その結果当該学生の単位修得状況が著しく向上した。基礎学力不足の学生に対しては、学修支援センターのセンター員によるワーキンググループを組織し、特に初年次における支援に焦点化して検討を行った。その端緒として27年度末に、学習に係る不安等を把握するため学習全般についてのアンケート調査を実施した。また週1回、センター員教員1名(持ち回り)が「学習相談」を担当した。

(b) 課題

「ミニ講座」は現状では、教員の任意の企画となっているため、組織的・計画的なプログラムに至っていない。学修状況のアンケート調査は28年度にかけて引き続き分析しているが、当面の結果としてはセンター員の印象ほどには基礎学力を補う取り組みへのニーズが表れておらず、潜在的なニーズが十分には把握できていない可能性がある。学修支援センターによる「学習相談」は利用者は特定の学生に留まり、相談件数も伸び悩んだ。周知の徹底や学生が相談の時間を活用できるように促す必要がある。センター員職員がより専門的な助言を行うことができるよう、研修等による資質向上を図る必要がある。学修支援センターで進度の速い学生への支援を行うべきかも含めて、学科等と協議が必要である。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

■ 基準Ⅱ-B-3の自己点検・評価

(a) 現状

学生支援の組織としては、学生委員会の教員を中心に、学生支援課職員と相互に協力しながら、学生生活全般における相談等への個別対応、学生行事や各種学生団体の活動のサポートを行っている。また、講習会や講演会なども開き、学生生活の向上のための支援を行うことで、安定的に学業を学べる生活環境の推進を図っている。学生の身体や心の健康管理については保健室・保健管理センターがある。学生委員会は、学生部長、学生委員長と各学科教員複数名、学生支援課職員、保健室職員1名で構成し、学生生活支援に関する

各種の審議を行い、審議結果を運営会議や教授会に提出している。審議結果については、短期大学運営会議での承認を得た後、各学科の学生委員会委員やクラス指導主任、ゼミ担当教員、学生支援課職員等が助言や指導に当たっている。大学祭のような大きな行事のときには、全学の教職員による指導及び協力体制を取っている。

学生委員会の主な業務内容は、①学籍異動、②奨学金等事務及び経済的支援、③学生生活の安全確保のための地域との連携支援、④休・退学者発生の未然防止のための支援、⑤大学生活に適応できない学生の早期発見及び他部署との連携支援、⑥クラス指導主任制による教員と学生支援の連携、⑦学友会活動、大学祭活動の支援・指導、⑧各クラスの学生代表で構成される各種委員会活動の活性化のための支援、⑨クラブ・サークル活動活性化のための支援、⑩傷害・災害保険、⑪アルバイト・ボランティアの紹介、⑫学生ロッカーの管理⑬各種証明書交付、⑭下宿・アパート紹介、⑮学生の意見を汲み上げる意見箱の管理、⑯そのほか学内外の学生生活全般の指導・相談等である。これらの業務は学生支援課が窓口となって対応し、必要に応じて、各担当部署や教員へ仲介のサポートを行っている。

学生休息のための施設・空間としては、学生ホール、1号館2階、2号館1階・2階、4階、7号館2階、230席の学生ラウンジ兼食堂・売店が6号館南側にあり高台から街の風景を眺められる。また、6号館1階ではラーニング・プラザ（オープンスペース）を開設し、自主学習、自主ゼミ、情報交換等を行ったり、学生が集う場所として活用したりしている。

学生寮は設置していない。下宿・アパート等の宿舎の斡旋の体制については、安心・安全な下宿・アパートを紹介することを年度当初の課題としており、賃貸人や地元の不動産会社からの情報を選別し、学生支援課において、近隣のアパート等の情報をまとめ、それを新入生に入学手続要項発送時に同封して紹介し、各人で選択して照会を受けるように案内をしている。

名鉄東岡崎駅から本学への直通バスが、平成26年度をもって廃止された。そのため、平成27年度以降、最寄りのバス停から徒歩学生や自転車で通学する学生が増え、自転車のマナー及び防犯のガイダンスを年度始めに行うことで、安全に通学できるよう指導を行っている。しかしながら、交通事故等に巻き込まれる現状があるため、講習会を定期的に行い、学生の安全を確保できるようにしていくことが課題である。また、教職員及び警備員が朝の交通指導（グッドモーニング・プロジェクト）を行うことで、学生の安全を確保できるように努めた。駐輪場は、2ヵ所設置し、400台程度が収容可能である。自転車通学者の増加に伴い、駐輪場の整備として、舗装工事や屋根付きの駐輪スペースの増設、監視カメラの設置を行った。学生駐車場については、原則的に学生の自動車通学を許可していないため、設置していない。ただし、やむを得ない事情がある場合や大学祭などでの物品搬入等の必要のある場合は、学生に許可証を発行し、駐車場を大学の隣地に設置している。

平成28年度の「日本学生支援機構の奨学生」の貸与は以下の通りである。

奨学生	1 学年	2 学年	3 学年	合計
第1種	28	21	12	61
第2種	43	57	15	115
合計	71	78	27	176

奨学金や保険等をはじめ、学生の生活支援に関する事務処理については、事務職員が複数体制で対応している。なお、本学独自の奨学金制度は設けていないが、入学者選抜試験

(特別奨学生選抜試験) または一般試験の成績上位者を対象に、特待生及び特別奨学生制度を設けている。特待生は入学金及び当該授業料の納入を免除、特別奨学生は当該年度の授業料の半額を免除している。その他、不測の事態に対する学費の支払いについては、支援できる体制が整っているため、情報を提供し対応していくことが今後とも必要である。また経済的困窮者への対応としては、休退学を防ぐ一助となるよう、学内のワークスタディ事業を取り入れることも検討したい。

学生の健康管理(メンタルヘルスケアやカウンセリングを含む)については、学校保健法に基づいて、4月に全学生を対象に健康診断を実施している。健診結果は個別に直接手渡し、精密検査や経過観察が必要な学生に対し指導している。生活習慣や食生活に関する調査結果から生活改善が必要な学生には、健康診断結果とリンクし指導している。学生相談室には非常勤の臨床心理士2名を配置し、必要に応じて(毎週水曜日午後1名、月に6回1名)相談を実施している。また、障害者差別解消法が2016年に施行されたことを受け、合理的配慮が行える体制を整えていくことが今後の課題となっている。

学生から意見や要望の聴取については、学生ロッカー室前に意見箱を設置し、学生部長と教務部長が同席のもと解錠し、提出された意見を学長とともに確認している。改善が必要な案件については、担当部署に検討し改善するように指示し、速やかに対応するよう努めている。また、平成23年度から毎年、卒業学年について学生満足度調査を実施し、意見や要望をまとめ改善に努めている。この満足度調査では、毎年トイレの改修が多く挙げられていたため、段階的ではあるが、6号館のトイレの改修を行った。

現在留学生がいないため、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制は、整っていないのが現状である。しかしながら、日本在住の外国籍学生については、学修支援センターが日本語教育などのサポートを行える体制を取っている。

学内全域のバリアフリー化としては、2号館と7号館にエレベーターを設置している。図書館入口はスロープを設置しているが、1号館、3号館、5号館、6号館にスロープ等は設置されていない。障がい者を受け入れるための施設が整っている状態とは言えないことが今後の課題である。

学友会組織は、学友会活動・大学祭の支援を積極的に行うことを課題とし、第一部と第三部、現代ビジネス学科の学生が互いに連携が取れるよう学生委員会及び学生支援課がサポートしている。特に短期大学のディプロマ・ポリシーである人間力と地域貢献力を獲得するために、全学での催しを企画し、他学科・他学年間の交流を図っている。その中でも、学友会と連携して各委員会が活動をしているが、勤労学生である第三部学友会の学生は時間的制約があるため、時には第一部学友会役員がリードする形で執行部を始め各委員会が活動している。学友会活動は、新入生歓迎会を行い、学生活動等を紹介し、執行部への勧誘やクラブ・サークル活動への加入を促し学生の交流を図るための行事を年間数回行っている。また、地域との連携を図るため、ボランティア委員や学友会執行部が中心となって、年2回の地域清掃活動を実施している。

クラブ・サークル活動では、主体的に参加することで他者とのコミュニケーションを図ることができ、他学科・他学年間の関わりを通して、授業外での様々な学びに繋がっている。そのため、活動を活性化させる目的として、クラブ連絡協議会を毎月開催し、各クラブの活動状況など報告会をしている。この活動が、小規模なクラブ・サークルの活動を活性化するための、一端を担っている。またクラブ活動を積極的に行っているクラブには、

特別助成金を配布し、より活動を強化できる体制を取っている。さらに教育後援会からの補助金等も加わり学生活動の支援に繋がっている。クラブ活動を通じ、地域社会と関わるクラブが増えており、ボランティア活動も増加してきた。地域と関わる主な活動は、ダンス部が地域のお祭り、岡崎市開催の岡崎パブリックサービス主催と共同開催し、岡崎城能楽堂等でのダンス披露を行っている。また、児童文化研究部はとぼっぼは、地域の保育所で人形劇の上演や、岡崎警察署からの依頼を受け、防犯劇なども行っている。平成28年においては、「岡崎警察署及び岡崎額田防犯団体連絡協議会」、「愛知県民大会において愛知県知事」から感謝状を受けている。さらにわくわくらぶは、地域の公立小学校にて、低学年の下校時に子どもの安全を守る活動が認められ、一般社団法人学生サポートセンター主催による「学生ボランティア団体支援事業」として表彰を受けている。その他、げんきクラブ・ホビットなども、催し物のボランティアや絵本の読み聞かせを通じて、地域社会と連携を取り活動は活発である。なお、学生ボランティアを組織して、地域の行事である「岡崎城下家康公夏祭り」や「たつみがおか夏祭り」などにも参加している。

(a) 課題

今後の課題として、通学方法については、校内乗り入れのバスが廃止されたことにより、最寄り駅からの通学方法が大幅に変更した。最寄りのバス停から本学までの徒歩の通学路は、大きな道への抜け道となっているため、朝の時間帯は特に車の交通量が多い。そのため、学生の安全確保を第一として、教員・職員・警備員が交通当番を毎朝行っている。しかし安全面がしっかり確保できているとは言えない面もあるため、標識や交通規制など学生が安全に通学できるよう、地域の方々との関わりを深めご理解をいただくと共に、役所関連との交渉も平行して行っていくことが望まれる。また、道路交通法改正に伴い、自転車通学者の多い本学では、自転車通学者向けに交通マナーの周知徹底が必要される。

学費の支払いについては、支払い期限や制度を見直したことにより、大幅に改善することができた。しかし、家庭環境の急変により学費を支払えないケース等が生じた学生がいたため、不測の事態に対する学費の支払いについては、情報を提示し、学生が学業を継続できる支援体制が整っていることを周知していくことが求められる。

障害を持った学生への対応については、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められるようになりつつある。そのため受け入れ体制や入学後のサポートなどを整備する必要がある。現在、私学には努力義務が求められている状態であるが、基本方針やガイドライン等の整備を学生支援の面からも進めていきたい。

施設の整備については、バリアフリー化が挙げられる(1号館、3号館、5号館、6号館)。しかしながら、バリアフリー化にするには、大規模な改修工事が必要となるため、5年から10年の長期的な計画が必要とされ、検討を行っていきたい。

経済的困窮者に対しては、学費の未納による休退学が課題として挙げられる。経済的な支援と就労から得られる社会的な学びという二つの観点から、学業が継続できる環境を整えるために、学内のワークスタディ事業を展開する必要がある。このことが整備されることにより、時間や生活環境等の制約が伴う学生の支援に努め、卒業後、社会で活用できる基礎を習得する場としたい。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】**■ 基準Ⅱ-B-4の自己点検・評価****(a) 現状**

進路支援委員会は、進路支援委員（教員）と進路支援課員（事務職員）で構成され、学生に適切な進路支援を推進することを目的とし、学科との連携を図っている。月に1回進路支援委員会を開催し、就職試験対策や学生の指導、ガイダンス等の企画・運営、求人開拓を検討し、より一層の教育的効果の高揚を図ると同時にその推進にあたっている。進路支援課はキャリアカウンセラー1名も非常勤で配置し、応募書類の添削・面接等の就職試験指導、学生相談を強化している。

進路支援課に相談コーナーを設け、学生の個別の希望に沿ったきめ細かい就職や進学に関する相談・指導に当たっている。また、就職・進学インフォメーションを設置し、就職求人票や受験報告書、問題集、進学入学案内を自由に閲覧できる環境を整備している。更にキャリアカウンセラーによる個別のキャリアカウンセリングのためのスペースも確保している。

本学独自の「お仕事ナビ」（求職求人をマッチングさせて紹介する就職支援システム）を卒業学年の幼児教育学科260名の学生が活用し、携帯電話のメールやWeb上の各学生のマイページを通して新着の求人情報を提供し、厳しい就職環境の中で学生に効果的な支援ができた。特に、実習期間中や授業期間外の情報提供は有効であった。また、本学を卒業後、再就職を希望する卒業生の内、52人が本学のホームページからお仕事ナビに登録し求人情報のサービスを受け、内22人が就職を決めることができた。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、公務員試験直前対策講座・教養試験対策講座などの「合格支援講座」、履歴書の書き方（美文字を含む）講座・面接の仕方講座・自己表現講座・メイクアップ講座などの「就職支援講座」、サービス接遇検定試験対策講座・語彙読解力検定講座・公認キッズリーダー講習会・折り紙講座・救急法救急員養成講座・アレルギー大学講座・おもちゃインストラクター養成講座などの「資格取得支援講座」を実施している。また、キャリアカウンセラーによる人間力アップ講座も実施し、学生からも好評を得ている。現代ビジネス学科では、学科の教員による企業受験対策講座や各種資格取得支援講座、リクルートスーツの着方講座、就職サイトの使い方講座等も実施し、学生の職業意識の涵養と進路選択に向けた実際の知識の教育を目的とした講座を開催した。社会人として必要な「心構え」や「SNS利用方法」など社会人としてのマナーを学ぶ講座、業界研究として、学内で、市役所（22件）、私立保育園連合会（2件）、私立幼稚園連盟（1件）、企業（21社）などの人事担当者や卒業生（12人）を直接招いての就職説明会も実施した。

幼児教育学科では、公務員試験を受験した学生の報告書をもとに一般教養、専門科目試験の内容、論作文テーマ、集団討論、面接質問事項など試験の種類ごとに基礎的な内容を精選し、過去の問題集として学生に提供・支援している。また、具体的に就職活動を経験している学生が、後輩の学生に対して就職活動の体験を紹介する交流会を7月と1月に実施した。就職が決まった学生による情報提供は、学生にとって具体的であり、就職活動への意欲を高めることができ活用されている。その他、全教員や進路支援課員による採用試験直前対策講座を実施し、保育専門講座、作文指導、面接指導を全学生が受講した。さら

に公務員二次対策（面接、集団討論、ピアノ実技、保育実技、体力測定）も採用試験対策としてより具体的な支援ができた。

学生の就職状況については、就職内定届（進路決定）、受験報告書の提出を義務付けており、内定を得ていても報告のない学生、未内定の学生については個別に呼び出し、確認及び就職指導を行うことによって状況把握に努めている。内定者名は求人情報ファイルに登録、過去の内定者を把握するとともに、公務員等合格者の分析等を行っている。

本年度の進学は、幼児教育学科第一部の1人が専門学校へ進学した。進学・留学者は毎年数人であるが、在学生の中には四年制大学や専門学校へ進学しさらに高度な専門知識・技術の修得を志向する学生もいる。全国の四年制大学85校から編入学の案内が来ており、希望者に対しては個別に過去の編入状況や受験に関する詳細な情報を提供している。

(b) 課題

進路支援委員会は、授業・会議などで時間的に制約されているのが現状である。企画・立案・審議に時間をかけ、委員間で問題点などを共有化し一層の推進に努めたい。企業の求人に関しては、就活・就職情報サイトの活用が主流となっているが、ほとんどが地元出身学生であり、地元企業等への就職を希望するため、地元企業等からの求人数を増加させることが喫緊の課題である。そのためには、地域の企業等への訪問により、企業担当者との連携を図り、信頼を得ることが重要である。また、保育系の求人情報で使用している「お仕事ナビ」では地区別情報のさらなる改良が必要である。

基礎学力をさらに高めるために、幼児教育学科第一部・第三部対象に実施している外部講師による教養対策講座、模擬試験の充実、現代ビジネス学科ではSPI対策などの基礎学力の育成に一層努めたい。また、多様化している採用試験に対応した講座や学生が自主的に受講できる講座を設定し、学生のキャリアアップに繋げたい。

卒業生支援として、キャリア教育「お帰りなさい岡短へ」をさらに充実し、早期離職を減らすためにも卒業生支援の充実が課題である。お仕事ナビの卒業生登録はホームページからできるようになっており、潜在的保育者である卒業生の掘り起しや、地域の保育士不足を解消する支援の取り組みを具体的に計画していきたい。

【区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れ方針は、大学案内・学生募集要項・ホームページ・各種受験雑誌などで公表され、受験生に対し明確に示されている。オープンキャンパスに参加した高校生に対しては、入試説明のスライドや配布物で入学者受け入れ方針を明示し、個別入試相談を通して説明することで周知徹底を図っている。また、大学展・進学ガイダンス・高校内進路説明会などの機会には、個別の受験生に対して説明し、さらに、高校教員には高校訪問や入試説明会の機会に説明することを通じて、受験生への浸透を図っている。その他、大学祭や幼児教育祭の開催期間中にも受験生を対象にした個別相談ブースを設け、オープンキャンパス以外でも受験生が集まる機会を利用することで、入学者受け入れ方針が周知されるよう努力している。

入試募集委員を中心とした各学科の教員は、オープンキャンパスや高校内進路説明会での模擬授業や個別相談を通して本学の教育目的が理解されるよう努め、入学者受け入れ方針の具体的な説明を行っている。事務局には入試広報課を設置し、入試募集委員会と適切に連携して入試広報事務を行っている。入試広報課員は、進学ガイダンスや高校内進学説明会に参加し、受験生に対して入学者受け入れ方針の具体的な説明を行うとともに、高校訪問を通して高校教員に説明を行うことで受験生への浸透を図っている。また、専用のフリーダイヤルを設置して受験生からの問い合わせに対応するとともに、電子メールによる問い合わせや、オープンキャンパスで個別に質問された事項に対しても随時対応している。

入学手続き者に対しては、ホームページや12月に送付する資料を通して、授業や学生生活についての情報を提供している。また、3月に入学前考査および入学前教育セミナーを実施しており、入学前セミナーでは具体的な授業の様子や大学生になる心構え、学生生活の様子などを学科ごとに説明する機会を設けている。入学者に対しては、入学直後にオリエンテーション期間を設け、学修や学生生活について情報の提供をおこなっている。さらに4月中に開催されるコミュニケーション・ワークショップを通して、学科所属の学生間での親睦を深めるとともに、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとも関連させながら、どのような学生生活を送りたいのか考える機会も設定している。

平成27年度の課題として、入学者受け入れ方針について、各学科のアドミッション・オフィスが中心となり、高大接続システム改革を踏まえた継続的な議論を行うことが挙げられた。これを受けて平成28年度は各学科のアドミッション・オフィスが中心になって議論を深め、学科や入試募集委員会とも連携して、アドミッション・ポリシーだけでなく、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を持たせた新たな入学者受け入れ方針の策定を行った。

また、入試募集委員会と入試広報課においては、入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示す方法を再度確認する必要があることも課題として挙げられていた。そのため、平成28年度から本学が求める学生像を実際の在学生の姿から見るができるよう、普段の授業を高校生が見学する授業公開を前期（7月）と後期（10月）に1回ずつ実施した。各学科の特徴ある授業を公開するとともに、参加者に対して在学生の生の姿を伝えることで、入学者受け入れの方針の徹底を図った。

(b) 課題

平成28年度に新たに策定した入学者受け入れ方針は、入学者に求める能力や適性を受験生に示すものであるため、様々な機会を通して周知徹底していく必要がある。入学者受け入れ方針については、これまでも受験生に直接説明する機会を増やすことに努めてきたが、平成29年度においても、入試募集委員会や入試広報課だけでなく、学科も含めた短大全体でどのように示していくのか学科会議等で議論していく必要がある。具体的には、保護者懇談会での明示なども検討していきたい。また、新たな入学者受け入れ方針がどのように入学者選抜試験につながっていくのかについても、マトリクス等を用いて関連性を明確化した上で示すなど工夫が必要である。さらに、県外の高校生に向けてどのように入学者受入方針を伝えていくかについても、今後議論を深めていかなければならない課題である。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

【学生相談】

各課・教員間の情報共有を行うために、欠席調査の結果をクラス指導主任に報告した後、クラス指導主任から学生との面談の内容を、再度、学生支援課にフィードバックしてもらうシステムの構築を行う。それを元に、関連部署へ情報を提供し、学生の支援を行う。

【通学方法】

車の速度規制や横断歩道の移設など役所等と交渉を行うことで、学生の登下校時の安全を確保する。また、自転車通学者向けの交通マナーを講習会や掲示で周知徹底する。

【学費の支払い】

奨学生については、定期的に確認を行い、学費の支払いについても計画的に使用できるよう指導を行う。

【施設のバリアフリー化】

バリアフリーの環境整備を行うために、施設の利用状況を確認し、長期的な見直しをもった計画案の着手にあたる。

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

幼児教育学科第一部・第三部による教育課程の改善計画としては、29年度に予定されている教職課程の再課程認定申請への対応が挙げられる。教職課程コアカリキュラムの発表後に速やかに幼稚園教諭養成のための教職課程の見直しに取り掛かる予定である。

現代ビジネス学科においても就業先からの多様なニーズに対応し、かつ学生の長期的なキャリア形成を見据えた履修を可能とするため、29年度は6つのユニット選択を中心とした教育課程への見直しを予定している。

また、平成28年度に教養教育充実化検討会議が設置され、本学の実情に即した教養教育と専門教育の在り方の検討が進められており、平成29年度以降の教育課程の改訂にあたっては、教養教育をどのように充実化させるかという視点を含めていく予定である。「授業内容(シラバス)」に関しても、短期大学の全学三方針や各学科の三方針を適切に反映し、評価視点をより明確化することが必須であり、教務委員会やシラバスチェック委員会が協働して教育の内部質保証に直結する「授業内容(シラバス)」の在り方を検討していく。

学生支援については、学科全体やクラス担任、ゼミナール担当による細やかな指導、入学前教育、基礎力強化が求められる学生への支援、細やかな実習指導、アクティブ・ラーニングを核とする実践的な学び、各種資格取得のための支援、個人の適性に合致した進路支援などを継続していく。また、学生活動を活性化するための支援や、経済的に困難な学生への支援、通学時の安全確保のための通学指導、心身の健康保持のための支援などのため、今後も具体的な施策を展開していく。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

教育資源のうち、人的資源では、各学科の教育課程編成や実施方針により教員組織を整備している。教員数は、短期大学設置基準第20条1項に規定している学科の規模及び学位の分野に応じて必要数28名（基準数24名）を配置している。さらに、保育士養成施設指定基準教員数、「教育職員免許法」による教科科目、教職科目についての基準教員数を満たしている。また、各学科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）により教育研究活動を行い、FD、SD活動を実施している。事務組織については、学習成果を向上させるため、業務組織規程と事務機構（年度組織表）により整備しており、それぞれの事務分掌と責任体制が明確、確立している。全ての事務職員が専門的な職能を有しているとは限らないが、SD委員会が中心となり研修等を通じて、専門知識、課題対応力、事務能力向上に努力している。事務環境では、情報機器備品の十分な確保等整備されている。教職員の就業に関する規則として、「学校法人清光学園岡崎女子短期大学就業規則」、「教育職員の勤務に関する内規」、「臨時職員勤務規程」により人事管理が適切に成されている。

短期大学の各学科の教育課程編成・実施方針に基づいて、学科の教育目標を実現するために、物的資源として、「短期大学設置基準」における校地面積、校舎面積は充足し、教育施設として、講義室16教室、演習室21室、実習室4室、情報処理学習室4室等を備えている。図書館及び体育館も施設として充足している。その管理についても、財産目録、減価償却台帳、備品管理台帳、固定資産台帳の関係書類を整備し、規程により実行され、適正に成されている。情報管理におけるセキュリティ対策では、本学のネットワークをセグメント化することで、アクセス制限を図っている。

財的資源について、本学園の財政状況は、平成25年度岡崎女子大学開学により経費支出が収入より多く、資金収支における資金は減少し、教育活動におけるキャッシュフローも初めて赤字となった。引き続き平28年度も同様となっている。平成28年度の次年度繰越支払資金は16億157万円となり、総負債率8.7%、負債比率9.6%も前年度に比して悪化傾向である。しかし、学生の定員確保がなされれば内部留保は充実が図られ健全性の確保見通しをもっている。現状では、流動性も高く、外部負債（借入金はない）も少ないことから資金はある程度良好であり学園の存続を可能とする財源は維持されていると判断している。

経営基盤の安定確保に向けた改善計画として、中長期計画として、大学の機能別分化と教育の質向上、財政の持続的可能性の確保を目指し、平成22年度から実行しているが、その主な内容は、①岡崎女子大学子ども教育学部の開設（平成25年）②幼児教育学科入学定員変更と教育改革③経営実務科学科名称変更と教育改革④施設改善整備計画（附属第二早蕨幼稚園園舎改築、各校舎耐震補強工事）⑤大学間連携事業（保育士養成大学間、国際交流）⑥地域貢献事業（岡崎市地域包括協定の締結）等であった。平成28年度では、更に、三つのポリシー（入学者受け入れ方針「アドミッション・ポリシー」、教育課程編成・実施方針「カリキュラム・ポリシー」、学位授与方針「ディプロマ・ポリシー」）の策定・公表の義務化への対応、IRへの取り組み、現代ビジネス学科の定員確保や消費収支の均衡に向けた取り組み、更に、教育職員・事務職員の実効性ある協働を目指したSD活動やFD活動、学生生活支援、就職支援の更なる充実等の取組を行った。

施設整備等改善計画では、平成25年度に1号館耐震補強工事を実施し、それに伴い平成26年度では、2階、3階を学生スペースとすべく改修工事、平成28年度では情報教育機器（パ

ソコン) 更新、6号館トイレ改修改善を実施し環境整備を図った。今後は更に2号館トイレ改修、身体障がい者対応バリアフリー対策、図書館の整備を検討する。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

各学科の教員組織は、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育実績、研究業績、経歴等を考慮し、就業規則や資格審査委員会規程、教員資格に関する内規、教員の審査に関する基準に基づいた教員選考を行い配置している。「短期大学設置基準」に定める教員数を充足しており、教員組織は整備されている。各学科の主要な専門科目を非常勤職員が担当している場合もみられるが、短期大学設置基準第20条第1項に規定している学科の規模及び学位の分野に応じて必要な教員を配置し、同基準第20条2項に規定している教員の適切な役割分担と共に組織的な連携体制が確保できるよう教員組織を編成している。専任教員は短期大学設置基準第22条（別表第1イの表、及びロの表等）に定める教員数を充足し、職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、「短期大学設置基準」の規定を充足している。昇任に当たっては、大学の管理運営業務に対する評価も加味する必要があるため、より具体的な基準を定める必要があるため、教員審査に関する基準を定めて点数化している。専任教員の担当する授業時間数は、一人あたり前期・後期それぞれ7コマを基準とし、やむを得ず基準を超える場合は増担手当を支給している。平成28年度専任教員は28名、非常勤教員は41名となっている。現時点で、補助教員は配置していない。保育実習や教育実習については、事務職員の配置で対応している。教員の採用・昇任に関する業務は、「学校法人清光学園就業規則」や「岡崎女子短期大学教員資格審査委員会規程」等に基づき適正に行っている。

(b) 課題

教育課程編成・実施方針に基づき教員構成や配置について点検と見直しをする必要がある。特に教育課程の体系化や教養教育の在り方について、教員が教育研究に専念できる時間の環境整備が必要である。また、学生の多様化、業務の多様化が進み教員が行うべき事務と職員が行うべき事務の区別がなかなかできない状況となってきているので、SD活動やFD活動による教職員の資質能力の向上を図り、学生の学習成果達成のための適切な援助ができるような教員組織を整える必要があると考えている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員の教育活動については、各学科の科内会議において教育課程や授業方法の改善に向けて適宜見直しを行っている。また、冊子「授業内容（シラバス）」の作成過程やFD研修会・講師懇談会の場において、非常勤を含む全教員が議論を重ねている。

また、教育研究活動の状況について点検及び評価を行うため「岡崎女子短期大学自己点検・評価委員会規程」、FD活動に関する規程「岡崎女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を整備している。岡崎女子短期大学におけるFD活動は、自己点検・評価委員会及びFD委員会を中心に授業アンケート、授業公開、FD研修会について協議し、授業の改善及び全教職員の資質向上を目的に実施している。その内容は「新任教員研修会」、「学生による授業アンケート」及び、全教職員対象の「FD研修会」である。平成28年度は「FD研修会」を3回「学生による授業アンケート」を2回実施している。

専任教員が研究活動をおこなう環境として、全員に個人研究室を確保しており、各室には机、椅子、キャビネット、書架、ロッカー等を整備している。専任教員には、週2日の研究・研修を行うための研究日を確保している。また、長期休業期間には研究、研修の時間が確保できるよう配慮している。専任教員の海外研修に関して規定した、「岡崎女子短期大学海外研修規程」、「岡崎女子短期大学海外研修規程施行細則」を整備しているが、国際会議出席等に関しては、特に規程は整備されていない。

専任教員の研究活動について、①科学研究費助成事業助成金（以下、科学研究費という。）②個人研究費（基礎研究に対する学内助成金）については、本学研究推進センターが所掌し、その支援や管理をおこなっている。

① 科学研究費

研究推進センターでは、科研費申請のための研修会を平成28年8月18日に実施し、採択に向けた支援体制を強化した。参加者にも好評であり、昨年度の科学研究費の応募申請者は現代ビジネス学科の教員からの1件のみであったが、平成28年度は幼児教育学科の教員から1件、現代ビジネス学科の教員から2件、合わせて3件あった。なお、平成28年度の科学研究費に関する新規採択者はいなかったが、分担採択者は以下の通りである。

担当		研究種目名	教員名	課題番号	課題名	終了年度
分担	新規	基礎研究(C)	松井 千代 (代:松井 孝彦)	16K02810	日本語多読指導が日本語指導を必要とする児童生徒に与える影響に関する実証研究	2018
分担	継続	挑戦的萌芽	大倉 健太郎 (代:杉村 美紀)	26590220	災害後の復旧・復興に資する持続的可能な地域と教育の再生モデルの比較研究	2016

②個人研究費

個人研究費は、前年度に各専任教員から提出された研究計画に対して、25万円（ただし特任教員5万円）を上限に助成をおこなうもので、平成28年度は教員26名、4,975千円の助成申請があり、執行額は、4,602千円（執行率92.5%）であった。研究成果（主題と件数）については以下のとおりである。ただし、ここに提示するのは、個人研究費の助

成を受けたことによる研究成果として報告されたものである。（「平成28年度個人研究経過報告書」による）。業績の表記方法については、個々報告書記載内容のまま掲載している。

氏名	主題	業績
鈴木 恒一	幼児の植物への興味・関心を高めるかかわりについて（その2）	ポスター発表 1
梅下 弘樹	行動上の問題を持つ幼児・児童に対する臨床的研究	発表 1 論文 1
鈴木 穂波	子どもの「生」を育む絵本の表現の研究	学会発表 2 執筆 1 発表 1 論文 1
妹尾 美智子	保育士養成における音楽教育について	学会発表 1
滝沢 ほだか	保育者養成課程における音を活用する表現のあり方について－保育内容演習（表現）の授業実践を通して	学会発表 5 論文共著 3
野田 美樹	○保育者の資質向上を目指すリカレント教育に関する研究○子どもにとってより良い環境を迫及するための研究	口頭発表 1 研究紀要 1
平尾 憲嗣	ベルカント発声法の研究	共著 3（内筆頭 1） 学会発表 2（内筆頭 1） 演奏 6
山下 晋	継続した親子運動教室が幼児期の運動能力に及ぼす影響	学会発表 1 論文 1
山田 悠莉	幼児及び保育養成校の学生を対象とした身体表現に関する研究－よりよい身体表現実践を目指して－	学会発表（共同） 2（共著） 2 作品指導 5 公開保育 1 作品指導（公開演技） 1 執筆 1 論文共著 2
横田 典子	土における造形表現の考察－技法・材料研究による新しい表現法の探求－	学会発表 5（内筆頭 2） 作品発表 3 作品展示 1 共著 1 論文共著 2
米窪 洋介	現代美術における形体と色彩の研究	論文共著 2 ポスター発表共著 1 作品発表・展示 7
笹瀬 佐代子	愛知県における地方公共団体、保育所、企業の女性の就労条件の考察	その他単著 1
松井 千代	保育系短期大学学生に対する英語多読の継続研究	学会発表 1 展示 1 論文共著 1 報告単著 1
築山 高彦	児童養護施設における児童の安心と安全の保障について	学会発表 1
渡部 努	○保育の質の向上に関する研究（保育者の遊びの経験と保育の関連） ○リカレント教育に関する研究	学会発表 1 論文 1

大倉 健太郎	①教育課程論のテキスト編纂 ②災害復興と教育の役割 ③子どもの研究の動向	論文 1 発表 1
河合 晋	①非営利組織の経営改善の視覚化に関する研究(単独) ②R言語を用いた統計会計教育プロジェクト(共同)及びパス図を用いた簿記システムの試みに関する研究(単独) ③有価証券報告書に基づく経営数値の将来指標分析に関する研究(共同) ④高等教育機関と医療機関との接続教育プログラムに関する研究(共同)	論文単著 2 論文共著 3 (内筆頭 2 内査読有 1) 学会発表 共同 6 (内代表 2) ※学会奨励賞「発表の部」受賞 学会発表 単独 1
黒野 伸子	医療系スタッフ養成コースに必要な資格取得のための教育方略	著書共著 3 学会発表 共同 4 ※学会奨励賞「発表の部」受賞 論文共著 2
町田 由徳	デザイン活動による地域課題解決の研究 4	調査報告 1 学会発表 1 講演 1

また、「研究費執行に係る学内ルール」、「不正防止に係る本学の取り組み」についての研修を、平成28年5月11日に実施し、研究費の執行ルール、不正防止、倫理教育と周知を徹底した。

専任教員の研究成果の公開は『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 研究紀要』の発行等を通じて行っている。『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 研究紀要』第50号(平成29年3月25日発行)には、13本の研究論文(招待論文1本を含む)が掲載され、そのうち岡崎女子短期大学の専任教員から投稿されたものは、8本であった。また、平成28年度には「執筆用編集サポートフォーマット」を整備し、研究成果の公開がよりなされやすいよう、整備を続けている。研究紀要に掲載された論文は、「国立情報学研究所 学術情報ナビゲータCiNii」にも登録され、全国に情報が発信されている。本学では、地域協働センターより地域協働活動と教育活動に関する研究紀要『地域協働研究』も発行されており、そちらにも研究成果が公開されている。さらに、学内における研究成果の公開の場として「課題研究報告会」を平成28年9月28日に実施し、岡崎女子短期大学の専任教員による報告が3件なされた。

課題研究に関しては「専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいているか」について、その傾向が見られるが、個人研究については判断が難しくなっている。理由として、現状では、個人研究の助成をする際の主題は、その設定に関して、「専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づくこと」を必要条件としていないためである。

専任教員個々人の情報については、「研究テーマ」、主な「論文・著書・作品」名、「所属学会」等について岡崎女子短期大学公式ホームページにおいて公開している。なお、平成26年度より研究業績管理システム(「業績プロ」)を導入し、教員の研究者情報のデータベース化を進め、研究業績の公開についても、そのデータベースを活用することができるようになっていく。

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学省通知)、研究活動における不正行為への対応等について(平成26年9月4日 文部科学省通知)を踏まえて日常業務におけるルールの確認、周知を行った。また、責任体制、適正な管理運営、コンプライアンス教育、不正行為防止等に関して見直しを行い、文部科学省に「体

制整備等自己評価チェックリスト」の提出をした。(平成27年10月5日) 諸規程については、以下の規程を整備している。

- ・ 公的研究費（競争的資金等）の適正な取り扱いに関する規程（平成25年4月施行）
- ・ 公的研究費（競争的資金等）の管理・監査体制（平成25年4月施行）
- ・ 公的研究費不正防止計画（平成25年4月施行）
- ・ 間接経費取扱規程（平成25年7月施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理指針（平成26年4月施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学個人研究費規程の改正（平成26年4月施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学課題研究助成規程（平成26年6月施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会規程（平成26年6月施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規程（平成28年2月施行、平成29年2月一部改正施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査規程（平成28年2月施行）
- ・ 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学公的研究費内部監査要項（平成28年2月施行）
- ・ 研究データの保存等に関するガイドライン（平成29年2月施行）

また、優れた研究活動を行った教員に対する「岡崎女子短期大学研究活動等表彰規程」を整備している。

事務局との連携では、教務課が学生の学習や単位修得に関する教員との連携を密に実施しているほか、学生支援課が中心になって欠席の多い学生を各学科長及び各クラス指導主任に連絡し、学生生活の指導に留まらずこれを学習指導にも役立てている。図書館は指定図書について非常勤を含む全教職員の購入希望を調査するほか、図書委員会を通じた教職員との連携を行っている。

(b) 課題

教育活動については、「学生による授業アンケート」を全専任教員が実施するなど、従来に比べて改善が進んでいる。しかし、学修成果の把握として、三つのポリシーの具体化、学修アセスメント・ポリシーの策定と学習成果の可視化に不十分な点があるので具体的な基準の明確化と組織的な取り組みによってPDCAサイクルを確立するという課題についてFD委員会にて検討を図る必要がある。

科学研究費等の外部資金については、「研究推進センター」を設置し組織的な支援体制を構築しその獲得に努力してきたが、まだ申請者数は十分とはいえない。幼児教育学科の申請者数が少ない理由の一つとして、科学研究費の申請書を作成するための準備として貴重な夏季休業期間に、「教員免許状更新講習」等をはじめとする多くの業務が集中していることがあると考えられる。各教員の教育・研究・社会貢献のバランスのとり方、特に研究時間の確保が深刻な課題である。今後もその原因を探り、より効果的な支援の在り方を考えて実施したい。さらに、それぞれの教員が研究成果を教育の場や地域社会へ還元できるよう、研究成果を公開・発表できる環境をより充実させたい。

個人の研究活動については、先述のように、研究助成をする際の主題設定に関して、「専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づくこと」を必要条件としていないのが現状である。確かに、それを条件にしてしまうと、研究分野によっては基礎研究が疎かになったり、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究が生まれにくくなったりする恐れがある。しかし、その一方、専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づく研究が成されてい

ること、言い換えれば担当する授業科目に合致する研究をより深め、授業の質をより向上させていくことも求められている。したがって、今後は研究助成の在り方については、その両方をカバーするような方針や仕組みが必要となる。

平成28年度は、それまであった「課題研究」の制度が廃止された。ただし、「課題研究」の募集テーマの一つ「学生の教育に資する研究」の学生の教育にかかわる「教育活動費」については、公募制ではあるが学長裁量経費により助成が成されている。「学科・専攻過程の教育課程編成・実施の方針」に基づいた教育研究活動を補てんするためには、「個人研究費」の中でそのテーマを設定し、独創的・先駆的な研究については、外部資金を獲得することが必要となってくる。研究者にとっての自由な研究を推進するには、前者の場合は助成額に限られるためその規模は小さくなり、後者の場合は採否の決定時期まで本格的にスタートさせることができない（スタートさせた場合は不採択になった場合の経費を研究者が背負わなければならない）というリスクが生じる。今後、外部資金獲得を積極的に推奨するのであれば、不採択になった場合の研究者支援も強化する必要がある。今後はその支援の方法についても検討していきたい。また、学内の研究成果の公開については、研究紀要の他に平成28年度は「課題研究報告会」が実施されたが、一人あたりの発表や質疑の時間が限られ、また研究発表後に教員同士が発表された内容について自由に語り合うような場面もほとんど見られなかった。今後は、研究発表者も、予めこちらが指定するのではなく、公募制とし、発表時間や質疑の時間も十分に確保し、その後の研究に関する交流が更に深まるような機会を設けていきたい。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。】

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

事務組織については、業務組織規程と事務機構（年度組織表）により決定され整備されており、それぞれの事務分掌と責任体制が明確にされ、確立されている。全ての事務職員が専門的な職能を有しているとは限らないが、SD研修等を通じて、専門知識、課題対応力、事務能力向上に努力している。事務環境では、情報機器備品の十分な確保等整備されている。岡崎女子大学設置認可申請に伴い、自己点検・評価の観点から事務処理体制の見直しを進めた。面接審査等大学設置・学校法人審議会審査においても事務組織・運営体制について、特段の指摘改善事項はなかったため、現状の事務運営の充実強化を図り、進めている。現状では、事務処理体制が確立されていると判断しているが、岡崎女子大学を含めて事務量が増加する中で、絶えず事務組織、人的配置、学習成果向上、事務合理化の観点から検討している。毎年、年度初めに学園事務局長が、組織図、事務処理体制と事務分掌、勤務体制、事業計画と予算執行、について管理職会議や全体会議にて周知させている。各事務職員は、大学の教学マネジメントや経営課題について、その目標及び各課の目的と業務内容を理解している。職員の資質向上に向けて、SD委員会の下、事務職員研修制度を決めてSD研修の充実強化を図っている。特に、日本私立大学協会の研修、日本私立短期大学協会や日本私立学校振興・共済事業団等が主催する事務職員研修会等に参加し、分掌における専門知識の習得に励んでいる。学校法人の諸規程については、岡崎女子大学設置後、また、大学改革への対応に伴い整備が図られている。学校法人の基本規程、教学に関する規程のほか、「業務組織規程」、「文書取扱い規程」、「固定資産及び物品管理規程」、「施設・

設備使用許可規程」、「経理規程」等財務関係規程等事務処理を行う規程を整備している。平成28年度では、大学ガバナンス改革に伴う「学校教育法」改正による学則をはじめとした学内諸規則を改正して実施している。

事務局の配置では、1号館の事務室に総務課、財務課、入試広報課、2号館の事務室に庶務課、教務課、学生支援課、保健室、進路支援課を配置している。パソコンは一人1台、事務局使用の複合コピー機は1号館で2台、2号館で2台配置されている。事務情報管理システムは、トーマス人事給与システム（総務課）、トーマス会計システム（財務課）、スクールギア（入試広報課、教務課、学生支援課）、お仕事ナビ（進路支援課）、CARIN（図書館）、科研費業績プロ（研究推進センター）等整備がされている。平成25年度から岡崎女子大学開学に伴う事務システムの追加整備をしたが、入試関係、教務学生部門について、その経費支出の増加が多いので事務システムの検討を図っている。情報セキュリティ対策は、情報メディアセンターが所管して対応している。「情報セキュリティ基本方針」、「ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を制定し対応している。今後は基本方針に基づいた対策基準や実施手順の具体化を検討し、組織的なセキュリティ対策を講じなければならぬと考えている。

SD活動に関する規程については、FDと同様に学士課程教育の構築や大学教育の質的転換答申を踏まえて、職能開発の必要性から学園事務局長を委員長とする「岡崎女子大学・岡崎女子短期大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を制定している。事務研修制度を定めて、目的別、テーマ別にそれぞれ研修機会を設けて、予算措置も講じている。活動の主な内容として、毎年2回定例として全体事務研修会を開催、また、個別にグループ別研修（勉強会）を開催し、平成28年度では、「教学マネジメントに関するSD」、「三つのポリシーに基づく自己点検評価と内部質保証に関するSD」、「業務領域の知見獲得に関するSD」、「学生の厚生補導に関するSD」の4グループについて活動した。また、本学の大学運営に活用すべく特色のある大学を訪問して調査している（平成28年度 静岡文化芸術大学、金城学院大学、椙山女学園大学、相模女子大学）。学園事務局長は、事務職員全員に対して事業計画及び予算、年間行事と管理、運営組織、事務運営、事務処理体制、規程制定等を報告等したり、また、日頃から、OJTの取り組みを図り事務改善について協議し、規程の整備や事務処理改善に努めている。教学の中心である教務課、学生支援課、進路支援課では、学習成果を向上させる直接的な情報をもっているため各委員会会議等で協議がなされ、事業計画、予算措置等の対応を図り、情報の共有化を図っている。

(b) 課題

事務処理体制が確立されていると判断しているが、岡崎女子大学開学に伴う新たな組織と共に事務量、人員が増加しているため、事務処理の効率化、円滑化が課題である。平成25年度から岡崎女子大学開学に伴い事務システムの改善を図り実施しているが、更なる内部質保証への取り組み向上のため新たな事務システムの検討が今後の課題であり、平成30年度から新しい学務システム実施できるよう検討を進めている。大学の課題である教学マネジメントの好循環確立やIRの対応等事務職員の職能開発の観点から、日本私立大学協会や日本私立短期大学協会等の研修会への積極的参加等事務職員のSD研修と自己研鑽等行い専門知識習得を図る等資質向上が課題である。また、各センター等新たな組織事務運営では、教員と職員の教職協働を図ることが課題である。事務職員の人員配置については、専

門知識と経験のある者の適切な配置、今後の定年退職後の補充、様々な部署の業務を経験することを通じて職務に関するスキルアップを支援する体制等大学管理全般について熟知できるように、長期的な視点から計画的な人事配置を実施していく必要がある。

【区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。】

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

教育職員及び事務職員の人事計画は、中長期計画における岡崎女子大学設置認可計画の際、「大学設置基準」教員数、適当な事務職員数、今後の定年退職異動補充等採用人事、人事管理を含めて総合的に理事会で検討され、引き続き履行状況の把握に努めている。学校法人の規程集は、全ての教職員に配付し周知している。特に、就業に関する諸規程、規則について、採用時においては、年間行事、労働条件明示、共済・人事給与関係書類の提出等新任（就任時）説明会を実施し、就業に関する規則を徹底している。教職員の就業に関する規則は、「学校法人清光学園岡崎女子短期大学就業規則」、「岡崎女子短期大学教育職員の勤務に関する内規」、「学校法人清光学園臨時職員勤務規程」等であり、一部改正した場合には、改正の通知文書やシェア・ポイント（クラウドサービス「Office365」）により全員に通知している。また、大学運営協議会、事務局管理職会議において通知し徹底を図っている。教員は、教育職として学生への教育と研究の2つの機能があり労働時間、勤務体制について就業規則にそぐわない点があり、「教育職員の勤務に関する内規」を定めて、事務職員とその適用を異にしている。したがって、就業規則の変更は、教員と事務職それぞれの意見を聴いている。本学の教育の維持発展を目指し、公教育の担い手として社会貢献、公共の使命という自覚をもった多くの教職員に支えられている。岡崎女子大学の設置から、学修支援センター、実習センター、親と子どもの発達センター等各センターの新たな運営や学生指導体制の確立から学生窓口時間の延長などが実施され事務職員の勤務が多様化している。就業関係規則を変更する場合は、特に就業規則は労働基準法に則り、労働者代表の意見（教員組合、職員組合）を記載した書面を添付して労働基準監督署に提出し、教職員に周知している。教職員の就業については、法令、諸規程により適正に管理がされている。具体的には、税務調査や諸官庁指導検査に対する給与台帳、職員名簿、出勤簿（勤務記録）等帳票書類整備をしている。また、出勤時、退勤時、タイムレコーダーによる記録（労働時間適正化法）を実施し労働時間の管理を行っている。

(b) 課題

学士課程教育の構築、内部質保証、新たな大学の教育の質的転換という大学を取り巻く状況の変化は、成績評価の厳格化、キャリア教育、職業教育支援、学生指導の個別化、教育情報の公表（大学ポータル）等、また、学生確保、大学ガバナンスの充実強化などの経営基盤強化について、短期大学教職員に重い負担となっている。例えば、学生募集活動業務、各センター組織運営、学習時間の増加・確保（15回の授業、試験1回）による教育業務、事務業務の負担増大は、労務管理と経営の点から課題である。また、教員の研究時間への制約も議論がある。平成25年から改正施行された「高年齢者雇用安定法」の改正及び「労働契約法」の改正（有期労働契約、特に非常勤講師）への対応として、規程の整備を図ったが、運用上の課題について対応していく必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

各学科の教育課程編成や実施方針により教員組織を整備している。教員数は、短期大学設置基準第20条1項に規定している学科の規模及び学位の分野に応じて必要な教員を配置している。人事計画については、保育士養成施設指定基準教員数、「教育職員免許法」による教科科目、教職科目についての基準教員数を踏まえて適切な配置と役割分担について計画見直しを図る。大学の管理運営を掌る事務組織については、「学校法人清光学園業務組織規程」と事務機構（年度組織表）により決定・整備し、それぞれの事務分掌と責任体制が明確、確立されている。全ての事務職員が専門的な職能を有しているとは限らないので専門的職能の向上の観点からSD活動の更なる充実強化と人事計画に基づく配置に取り組む計画である。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

短期大学の各学科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて、学科の教育目標を実現するための物的資源は充足しており、その活用を十分行っている。校地面積、校舎面積は「短期大学設置基準」を満たし、講義室・演習室・実習室・情報処理学習室等を備えているほか、図書館及び体育館も施設として充足している。短期大学設置基準第30条（校地の面積）では、学生定員上の学生一人当たり10㎡として算定した面積ととなっている。本学の収容定員は1,005名であるから設置基準上の面積は10,050㎡であるが、現状は21,093.45㎡を擁しているため、教育環境としての校地面積を充足している。運動場の面積は3,611.81㎡であり、適切な面積を有している。校舎面積は、短期大学設置基準第31条（校舎の面積）に規定されている。ここでは、収容定員100人までの欄の基準面積が最大である分野（幼児教育学科第一部・第三部）について定める別表第2イの基準校舎面積に、当該分野以外の学科（現代ビジネス学科）の分野に定める別表第2ロの表の面積を合計した面積を加えた面積以上とする旨を規定している。本学の現有校舎面積は22,323.25㎡となっており、この規定を十分充足している。

短期大学の各学科の教育課程編成・実施方針に基づいて、学科の教育目標を実現するために、講義室16教室をはじめ、演習室21室、実験実習室4室、情報処理学習室4室等を設置している。体育館は3,815.13㎡で、校地面積、校舎面積ともに「短期大学設置基準」を充足し、十分な面積を有していると判断している。身体障がい者への対応として、2号館及び7号館には出入り口に自動ドア、エレベーター、身体障がい者用トイレを設置している。また、6号館入り口には自動ドアを設置し、6号館内にある図書館入口はスロープと自動ドアを設置している。ただし、車椅子では3号館の各階、6号館の2階から1階及び3階から2階への移動が不可能であり、今後の改善を要する。

本学に通信課程は存在しないため、そのための施設は設置していない。講義室・実習室・演習室には、マイク・ビデオ等の視聴覚機器、パワーポイント等が利用可能な情報機器備品を整備している。図書館は581.54㎡、席数120席であり、短期大学として十分である。図書館内は、閲覧席、雑誌閲覧コーナー、視聴覚資料の視聴コーナー等が

配置されている。平成28年度末の図書館の蔵書数は和書86,660冊・洋書7,120冊の合計93,780冊、学術雑誌数92種、AV資料数は5,480点である。購入図書は、理事会で図書館資料購入予算が決定した後、図書委員会を開き、年2回、専任・非常勤講師から要望のあった「授業参考図書」や「教員購入希望図書」の選定を行っている。また、図書館が選書したものや、学生からの要望図書も購入している。不要図書の廃棄システムについては、平成22年度に「図書館資料管理規程」を定めた。また、平成25年度の岡崎女子大学開学にあわせて、2ヵ所・約4万冊収納できる閉架書庫を増設した。図書館には、教職員からの推薦文のついた推薦図書コーナーを始め、絵本コーナー、楽譜コーナーなど、様々なコーナーを設けている。また、年5回図書館内で「企画展」を行い、色々なテーマで図書館の蔵書を学生に紹介することにより、学生が図書館に興味を持つようにしている。図書館での視聴覚資料の視聴用のブースは従来3ヵ所と少なく、また音が館内に漏れるなど他の図書館利用者の妨げになるため、平成24年度に図書館に隣接するラーニング・プラザ設置に伴い、視聴覚ブースとして、12席のスペースを確保し、パソコン、モニター、ブルーレイ・プレーヤー、ヘッドホン等の機器を設置した。学生数増に対応するため、1号館の耐震工事完了後にクラブ活動スペース・自習室・カフェテリア席数の増設を兼ねた談話スペース（カフェテリアと同じテーブル・イスを設置）を設置した。

(b) 課題

図書館の拡張が物理的に困難であるため、今後の移転について計画していく必要がある。また、蔵書数についても今後のさらなる充実が必要と考える。校舎施設の身体障がい者への対応について、車椅子では3号館の各階、6号館の1階から2階、2階から3階への移動が不可能であり、エレベーター等の設置を検討してきた。だが、3号館に関しては、耐震補強工事施工による建物であり、建築基準法の関係で、外部にエレベーターを設置することが困難であることが判明し、現在別の方法を検討している。また、ラーニング・プラザ以外の一般教室等での更なる多様な授業形態への対応について改善を要すると考えている。幼児教育祭・大学祭・講演・講義・オープンキャンパス等で多目的に使用している2号館SKホールについて、平成4年以来使用している音響機器が老朽化しており、平成30年度での更新の検討をしている。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

(a) 現状

大学の施設設備・備品は、総務課・庶務課及び財務課において、財産目録、減価償却台帳、備品管理台帳、固定資産台帳の関係書類を整備しており、その維持管理は、「学校法人清光学園経理規程」、「学校法人清光学園経理規程施行規則」、「固定資産及び物品調達規程」、「固定資産及び物品管理規程」、「施設・設備使用許可規程」、等の規程により実行されている。毎年年度当初、予算の示達をする際、予算執行ルール・備品管理について通知している。備品購入後は、帳簿(備品管理台帳)に登録し、品名・備品登録された日付等のシールを貼付し管理している。そして、毎年度決算期には、固定資産について学園監事の照合監査を受けている。また、備品等を除却する場合は、「不用決定願」が総務課に提出され、常任理事会及び理事会において除却の決定が成され、廃却の処分をした後、各帳簿から除却される。したがって、維持管理は諸規程により成されている。

防災対策として、「岡崎女子短期大学大規模地震対応消防計画」を作成し、教職員全員に配布し、周知を図っている。また、学生に対しては、毎年、全学生に本学作成の冊子「地震防災ガイド」を配付し、東南海地震への事前対応、発生時対応、避難場所等を周知してきた。平成28年度にはSD委員会部会での協議検討により、学生が学生証とともに常に携帯できる、カードサイズの「大地震初動マニュアル（学生向け）」を作成し、全学生に配布した。また、教職員には「地震防災対応計画」を実施し対応している。（平成21年6月消防法改正により防災管理者、防災計画の作成義務対応）

消防機器については業者による年2回の法定点検を確実に実施するとともに、年1回の地震による火災発生を想定した避難訓練を実施している。東日本大震災発生（平成23年3月11日）後は、避難訓練方法の再検討、自衛消防隊、緊急連絡網、帰宅困難者の対応、警備室との連携等、防災計画の見直しを図り、大学全体で防災意識向上に努めている。また、25年度に、非常時に備えた備蓄食料としてミネラルウォーター（500ml、5年保存）960本、五目御飯（110g、5年保存）500袋、カレーピラフ（113g、5年保存）500袋を配備した。更に、「緊急メールシステム」について、安否確認機能を搭載したものに更新し、教職員、学生の登録を実施している。平成27年度の避難訓練時には一斉メール配信により、安否確認のシミュレーションを実施した。

地域との防災連携として、平成26年1月8日に岡崎市と市内4大学及び3短期大学との間で「大規模災害時等における市内大学・短期大学との連携に関する協定」を締結し、大規模災害時の本学施設の提供、災害時のボランティア活動等についての支援等について活動を行える体制を整えることとした。

防災に係る施設整備としては、本学内で唯一、耐震化がなされていなかった1号館（昭和40年築）の耐震改修工事を平成25年度に実施完了し、これをもって、学内の全ての棟の耐震化が完了した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、ネットワーク経由での侵入を防ぐためにファイアーウォール機器beatを設置している。このファイアーウォール機器は、セキュアネットワークアウトソーシングサービス（ファイアーウォール/ウイルスチェック機能等様々なセキュリティ対策を搭載）といて外部業者によって遠隔監視されており、異常状態が長時間続く場合は、当該業者より連絡が来るようになっている。学内でのコンピュータウイルス感染を防ぐためのソフトウェア「F-Secure」を学内全サーバー及びクライアントに導入している。また、情報資産の保護の対策として、物理レベルの対策と論理レベルの対策の2つのレベルで保護している。物理レベルの対策としては、DHCPの機能を利用して、予め情報資産にアクセスできるIPアドレスの範囲を決めておき、認可されたPCにのみ該当のIPアドレスを割り振る仕組みを実装することで、ネットワークレベルでのアクセスコントロールを実装している。論理レベルの対策としては、Active Directoryを用いた個人認証により個人ベースでのアクセス権を付与することでアクセスコントロールを実装している。教職員の情報管理におけるセキュリティ対策では、ユーザIDレベルでのアクセス制限が適切に行えるようしくみの導入及びアクセス履歴の管理ができるよう、平成28年度にOffice365の導入に併せて、教職員に個別ログインIDを設定した。

省エネルギー及び光熱費の削減のため、年度初めに事務局長より全教職員に節電の実施等をお願い文を配布し、学生、教職員に協力を求め、社会的意識向上に努めている。平成27年度に2号館の吸収式冷温水発生装置の集中制御盤を更新した際に、各号館に設置のダイ

キン製空調機器の制御も一括で操作できるようにし、利用していない教室等は、必要に応じ、庶務課にて空調スイッチをオフにしている。また、日頃から、職員が学内を巡回した際、未使用教室・トイレなど、こまめに電気スイッチを切って節電に心掛けている。また、5号館1階廊下や6号館1階廊下等一部ではあるが、人感センサーライトを取りつけている場所もある。教職員については、6月1日から9月30日までクールビスを実施し、室内の冷房温度を28℃程度に設定することを行っている。その他、学内には、節電啓発の張り紙をしている。平成27年9月より、電力供給会社をこれまでの中部電力（株）から（株）F-Powerへと変更し、基本料金の減額による電気料金の削減を図っている。

(b) 課題

備品の維持管理について、保管場所（教室）と備品管理台帳との現品照合で一致をしない場合があるので、今後、教室等に備品管理者名を表示するなど明確にすることが必要と考えている。

地震等の大規模災害に備え、学内・学外・時間内・時間外等での教職員、学生それぞれの取るべき行動をチャート化し明確にするとともに、現在の備蓄食料等の数量増や、毛布その他の避難用品の備蓄について早期の準備が必要と考えている。

情報管理におけるセキュリティ対策では、データへのアクセスに対して、「いつ」「誰が」該当データにアクセスしたかの履歴を把握できるようにする必要がある。ただし、本学のような小規模な組織では、ひとりでいくつもの職務を兼務したり、部署を越えた支援を行うことがあるため、厳格なアクセスコントロールが仕事の効率低下を招くことがないよう配慮が必要である。棟により空調機器等の老朽化が進んでおり、施設改善計画に基づいて順次更新を行っているところであるが、年度予算の中での機器の修繕金額割合が増大していることもあり、当初計画とおりに更新が進んでいない。今後は、更なる優先順位付けを行い計画の再検討が必要であると考え。電力使用量については、新電力移行により基本料金は安価となったが、学内の行事や外部への貸し出し、等々により学舎の稼働日が年々増加していることで実質増となっている。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

稼働時間と経年劣化により不具合による停止回数の多い3号館、7号館の空調機器の更新が必要となっている。また、2号館の高圧受電設備（キュービクル）前段の機器についても25年以上使用しており、波及停電防止のため、更新が必要な時期となっており、予算計画の優先事項として挙げて平成29～30年度に順次更新する計画である。

2号館のトイレについても、和便器から洋便器への更新に併せて内装改装を行い、各階ごとに順次工事实施を計画している。平成28年度実施の6号館1・2階トイレ改修と統一したイメージで平成29年度に2階・3階の改修を行う計画である。

3号館の3階教室の固定机・椅子について、撤去とし、アクティブ・ラーニングにも対応可能な学習環境へと平成29年度に改修を計画している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

情報処理学習室を4室有し、情報系科目はもちろん、非情報系科目でもPC利用が有用もしくは欠かせないものについて、十分な教育環境を整備している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実に努めていることに関しては、それぞれを分けて以下に記述する。

(1)-1 技術サービス、専門的な支援

本学では、平成15年度より情報メディアセンター（Information & Media Center：以下、IMC）を設置している。その目的は、情報機器等について現況保守、保守計画の策定、投資計画の策定を行い、情報機器を用いる授業や情報機器を用いる学内事務システムの円滑な運用に資する情報機器設備及び環境の整備と恒常的な改善のみならず、学生や教職員及び附属幼稚園などへの情報活用支援を行うことである。

- ①授業支援（ティーチングアシスタントの教室派遣など）
- ②学生の情報系資格取得支援（学生への指導及び、学内での情報系資格試験実施）
- ③情報機器等の保守（業者への保守発注などを含む）
- ④学内ネットワーク及びサーバーに関する支援業務
- ⑤学内IT及びウェブサイトに関する業務の支援
- ⑥情報機器等に係る消耗品の発注、補充、交換
- ⑦情報機器等の保守計画、購入計画の策定
- ⑧納品された情報機器等の検収
- ⑨デジタルカメラなどの情報機器等や情報系資格教材等の貸出
- ⑩その他センターの目的を達成するために必要な業務

IMCには、情報技術を有するセンター職員3名を配し、授業支援（ティーチングアシスタントの教室派遣など）のほか、機器メンテナンス、ソフトウェアグレードアップ、学内システム改良などの作業に従事している。

(1)-2 施設（情報処理学習室）

本学において情報機器を利用する教育に用いられている教室の整備状況について述べる。情報機器等の資産は、(1)-3、(1)-4で述べるが、それらとの関連を理解する目的で簡単に言及する。教育を実施しているのは、以下の4教室である。なお、授業がないときは、自習用として教室を開放している。

- ①2601教室（デザイン系授業用）：ハードウェア面では高性能デスクトップPCと高精細液晶ディスプレイを備え、ソフトウェア面ではデザイン、CADソフトの使用が可能となっている。本学現代ビジネス学科のプロダクトデザイン、メディアデザイン関係授業での使用に適するが、通常オフィス系ソフトを使用する授業も可能である。
- ②2603教室（オフィス系授業用）：ノートPCとオフィスソフトを備え、通常の情報リテラシ

一系の授業を前提としている。この教室の特徴は、各PC机にノートPCを覆うことができる可動式の頑強な作業台が付属していることである。たとえばこの作業台で粘土細工を行って形を整えて、デジカメでクレイアニメーションの撮影をした後、作業台をたたんで、ノートPCでビデオ編集・音声の合体などができる。

③6202教室（経営実務演習用）：ノートPCとオフィスソフトを備えている。この教室の特徴は、黒板がなく、学生の席がパーティションで区切られていて、本学現代ビジネス学科の経営実務演習などのグループワークに適する点である。

④6203教室（医療系授業用）：ノートPCとオフィスソフトを備えている。通常の情報リテラシー系の授業及び医療系でPCを使う授業を前提としている。

(1)-3 ハードウェア

本学の教育研究に用いられている、情報機器のハードウェア面の整備状況は下表の通りである。本学にあるサーバーのうち、IMC管理化にあるものは17台である。平成24年度より一部について仮想サーバーを導入しており、今後ハードウェア保守の期限切れのタイミングで残りも仮想化していく予定である。

教室 No	教室名/使用者	型および種別	台数	導入時期
2601	P C 教室/教員	デスクトップPC	1	H28/3
		ノートPC	1	H22/4
	P C 教室/学生	ノートPC	54	H22/4
2603	P C 教室/教員	デスクトップPC	1	H28/3
		ノートPC	1	H22/4
	P C 教室/学生	ノートPC	54	H22/4
6202	経営学演習室/教員	ノートPC	1	H25/3
	経営学演習室/学生	ノートPC	40	H25/3
		ノートPC	29	H24/4
6203	P C 教室/教員	ノートPC	1	H24/4
	P C 教室/学生	ノートPC	36	H24/4
7303	語学演習室	ノートPC	50	H24/9
	ラーニング・プラザ	ノートPC	60	H24/9
	ラーニング・プラザ	デスクトップPC	12	H24/9
	学修支援センター	ノートPC	10	H27/12
	学修支援センター	iPad	20	H27/12
	情報メディアセンター	iPad	20	H26/2
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (ThinClientシステム)	3	H28/8

6324	サーバー室	ファイルサーバー	1	H24/12
6324	サーバー室	ファイルサーバー	1	H28/1
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (図書システム)	2	H26/12
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (語学演習システム)	1	H24/7
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (管理サーバー)	4	H24/12
6324	サーバー室	バックアップサーバー	1	H24/12
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (学務システム)	2	H24/12
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (お仕事ナビシステム)	1	H24/12
6324	サーバー室	アプリケーションサーバー (TOMASシステム)	1	H23/8

(1)-4 ソフトウェア

本学の教育研究に用いられているソフトウェア面の整備状況は以下の通りである。

No.	品名	ライセンス数	教室	備考
1	Microsoft Open Value Subscription (Microsoft Office 2016)	106	2601 2603 6202 6203 7303 ラーニング グ・プラザ	教職員を含めたライセンス契約
2	Adobe Photoshop Elements 15	120	2601	授業用
3	Adobe Photoshop Extended CS4	20	2601	授業用
4	Adobe Illustrator CS4	56	2601	授業用
5	Adobe Dream Weaver CS4	1	2601	教員用
6	Adobe Flash Pro CS4	2	2601	教員用
7	AppliCraft Rhinoceros 5.0	16	2601	授業用
8	AppliCraft Flamingo 2.0	1	2601	教員用
9	Dyna Font	56	2601	授業用
10	インダストリアルデザインズインスイート(AutoCAD)	10	2601	授業用

11	医事Navi	30	6203	授業用
12	弥生会計	50	6203	授業用

全学生に、学内PCへのログインIDとパスワード及びメールアドレスを割当てており、その使用法については、全学生必修科目の「情報基礎演習 I」で説明している。

情報関係の授業では、PCへのログインが必要であり、さらにWordやExcelのファイルなどは、ファイルサーバーを介して電子化された形での教材配布や課題の提出が行われることが多い。したがって、学生が直接使用しているPCが正常稼働していても、サーバー類やネットワーク機器のダウンは、直ちに授業への支障となる。サーバー類やネットワーク機器などは、経年劣化を考慮し、たとえ現状で動作している場合でも定期的に新品への更新を行うことで、授業時の致命的なダウンを回避してきている。MicrosoftのOpen Value Subscriptionを導入しており、オフィス業務ソフトの標準であるMicrosoft Officeについては、最新バージョンを入手しており、平成29年度からOffice2016を導入する予定である。本学現代ビジネス学科には、PCを使用してデザインを学ぶための一連の科目を用意しており、Adobe Photoshop、同Illustrator、AppliCraft Rhinoceros、同Flamingo、DynaFontなどプロフェッショナル用途のソフトウェアを用意している。

本学全学科で行っている情報基礎演習科目では、授業で学生ひとりにつき1台のPCが確保されている。情報系授業において、教員のコンピュータ操作指示が的確に伝わることを目的として、3教室（2601、2603、6203）には、各学生PC2台一組につき、教員PC画面の液晶モニターを配置している。また、2教室（2601、2603）には、天井吊り下げ型の液晶プロジェクタとスクリーン及びDVD装置を常備している。学内に35台の高速LANスイッチを配置することで、学生用PC約350台、教職員用PC約100台をLANで接続している。基本的には有線LANでの運用だが、語学演習室（7303）やラーニング・プラザ、カフェテリア等には無線LANの設備がある。平成20年度より、全学生にログインIDとパスワードを割当てることとした。学生は、学内のPC教室にある任意のPCから、ファイルサーバー上にある授業用フォルダにアクセスし、担当授業の教材や課題の提出を行うことが可能となっている。また、平成27年2月には、これまで全学生にYahoo!メールAcademic Editionを提供してきたが、Yahoo!メールAcademic Editionのサービス終了に伴い、Office365への移行を実施した。Office365のメールサービスは、Yahoo!メールAcademic Editionのサービスと同様に卒業後も無償で利用することが可能で、例えば同窓会等の連絡手段としての活用が考えられる。本学のウェブサイトは、スマートフォン対応となっており、学生が自宅などで、登校前に休講情報などを簡単に入手できる。上記Office365以外に、本学には緊急メール・安否確認システムがあり、緊急時には全学生に対して登録されたスマートフォンやPCのメールアドレスに緊急メールや安否確認を発信できる。また、ウェブサイト上で、暴風警報発令時の休校や、不審者の学内侵入時の登校見合わせ等を迅速に学生に周知することが可能となっている。

情報処理学習室以外に、6212大教室（階段教室）については液晶プロジェクタと電動式スクリーンを配置して、常時プレゼンテーション可能な環境を整備している。また、24年度には老朽化していた照明制御装置（コンソール）を更新した。本学には数百席を収容できるSKホールという音楽コンサートホールとダンス／演劇舞台を兼ねたホールがあるが、ここにも大型液晶プロジェクタと大型電動式スクリーンのプレゼンテーション設備があ

り、演台からPCやブルーレイディスクを利用してプロジェクターに投影できる環境を整備した。

(b) 課題

通常授業に関しては、大きな課題は見当たらない。通常授業以外の課題は、eラーニングの整備とデータバックアップシステムの充実である。eラーニングについては、現状では組織としてインフラ整備していない。授業の本体としてよりは、自習のサポートツールとしての活用が期待されることから、資格取得などを中心として個別教員が徐々に導入し、機を見て学習プログラムとして全学的に提供することを予定している。eラーニングを推進できる人的資源の確保が着手ポイントである。データバックアップについては、地震対策の一環として平成24年度から3～5ヵ年程度を目途に、3つのステップで進め、以下に述べるように1、2ステップについては完了した。1ステップ目として、平成24年度の冬期にサーバーラックの床への固定及び、仮想化サーバーの導入を行った。仮想化の対象は、教育管理系と教学系とした。2ステップ目として、平成25年度に図書館サーバーなどの仮想化を進めた。3ステップ目として、平成26年度から、バックアップシステムの充実に着手し、ファイルサーバーの導入を行った。バックアップについては、今後2、3年間を目処に外部仮想化を進め、たとえ本学の建物が倒壊した場合でも、重要データが外部データセンターに保存されている状態を目指す。

また、情報系授業以外でのPCの利用拡大およびアクティブ・ラーニングを伴ったICT授業への対応について今後整備する方向で検討していく必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

学修支援センターでは貸し出し用としてパソコン67台、(Epson Endeavor NY2200S及びhp Elite Book820) タブレット端末20台 (iPad Air 2) を保有しており、授業、自習のための貸し出し用途としては必要十分な台数を確保している。課題として老朽化に伴う更新の計画について、情報メディアセンターとの連携の元で検討する必要がある。また「児童文化財展示室」の利用を促進するために、展示室の什器をはじめとする設備の改善について検討が必要である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学園の財政状況は、中長期計画による岡崎女子大学開設(平成25年度4月開学)への対応と厳しい学生募集状況による入学者の確保とりわけ大学と現代ビジネス学科の入学者減少状況に鑑み、安定しているとは言い難く、学園全体の資金収支における資金は、年々減少している。平成28年度決算では、岡崎女子大学(子ども教育学部入学定員100名)の学生数確保(収容定員未充足)と教育活動経費、人件費の支出から収支均衡がなされず、引き続き支出超過の状況であった。短期大学では、現代ビジネス学科の定員未充足が継続しているものの、幼児教育学科(第一部、第三部)が安定的に確保されており、教育研究費、人件費等の支出も妥当であることから短期大学全体として収支の均衡が図られている。

学園全体の教育研究活動のキャッシュフローが平成25年度（岡崎女子大学開設）初めて支出超過となり、以後平成28年度においても引き続きマイナスとなっていることから、繰越支払資金は、平成25年度では、19億6,033万円、平成26年度17億8,426万円、平成27年度16億6,161万円、平成28年度16億157万円（前年度比6,004万円減少）と減少傾向が続いている。平成28年度資金収支計算書では、収入額は学生生徒納付金収入（11億4,545万円）、補助金収入、資産運用収入、事業収入（収益事業収入他）入学時納付金の前受金等を含め、16億5,649万円であった。一方、支出額は、人件費（12億491万円）、教育研究経費（3億5,337万円）、管理経費（1億1,016万円）、借入金等利息支出（0）、借入金等返済支出（0）施設関係支出（338万円）設備関係支出（3,987万円）等により、17億1,653万円であった。資金については、繰り越し支払資金額や流動比率（563.4%）、自己資金構成比率（91.3%）、前受金率保有率（1,640.6%）をみると均衡が図られていると判断している。

採算性を示す収支状況における基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は、平成22年度から平成27年度まで、6年間マイナスの状態が継続している。平成25年度では、岡崎女子大学の開設により学生数が1年生のみ（63名）であり、収入の減少とその運営に係る経費（教職員の増加による人件費、教育研究活動経費）が増加したこと、付属第二早蕨幼稚園園舎新築に伴う旧園舎除却処分損等により、-3億4,998万円（帰属収支差額比率-23.8%）となった。平成26年度では、大学の定員未充足、短期大学現代ビジネス学科の学生数減少、人件費、奨学費や保守委託費の増加により、-2億2,567万円のマイナス（帰属収支差額比率-15.1%）となった。平成27年度では、同様に-2億3,712万円（事業活動収支差額比率-15.3%）であった。平成28年度では、大学の学生定員未充足と短期大学現代ビジネス学科の定員未充足による学生数減少、退職金支出による人件費の増加により、-2億3,317万円（事業活動収支差額-14.2%）であった。これらの支出超過の状況については、それぞれその要因を把握しており、短期大学部門、付属幼稚園部門では、教育研究経費比率、人件費比率を見る限り、教育研究活動等の資源・事業への投資を十分に行っており、支出構成は適切と判断している。岡崎女子大学の学生定員の確保がなされ、また、岡崎女子短期大学現代ビジネス学科の定員確保がなされれば、中長期の財政計画どおり帰属収支の黒字化がなされ、健全財政の安定を図ることができるものと考えている。経費（人件費を含む）の縮減は重要であるが、むしろ学生の満足度を高め定員確保を行って収入の安定維持を図り収支のバランスに努めることとする。

学園の財政状態を示す貸借対照表（収益事業を除く）については、平成29年3月31日現在の資産の総額は77億8,380万円で、その内訳は、有形固定資産（54億9,082万円）、特定資産（53億91万円）、その他固定資産（1,129万円）、流動資産（17億5,077万円）である。他方、負債の総額は、固定負債（退職給与引当金3億6,899万円）、流動負債（未払金、前受金等3億1,077万円）合計6億7,976万円で、基本金は103億8,067万円となり、内訳は校地、校舎、機器備品、図書など教育・研究に必要な資産の自己資金調達額を示す第1号基本金が102億624万円、第3号基本金（奨学基金）5,000万円、第4号基本金（継続保持の一定額組み入れ）1億2,443万円となった。そして、翌年度繰越収支差額は、平成28年度末32億7,664万円になった。収益事業決算では、学校法人会計繰入金として、727万円を収益事業収入に繰り入れている。

本学園は、大学（1学部）、短期大学（3学科）と付属幼稚園3園を設置し、財政規模の小

さい学校法人であり、短期大学の財政が学校法人全体の財政に影響すると考えている。財政の健全化については、自己資金の充実、資産構成、負債への備え、負債の割合等について、自己資金構成比率、基本金比率、流動資産構成比率、流動比率、前受金構成比率、前受金保有率、固定長期適合率、負債率、総負債率等の財務比率（貸借対照表関係比率）を見る限り、また、運用資産、外部負債の関係を見て、運用資産余裕比率（1.14）、積立率（40.7%）を考慮すれば短期大学の存続を可能とする財源が維持されており、健全に推移していると考えている。財源の重要な要素である学生数について、短期大学全体の収容定員充足率は、平成26年度1.06、平成27年度1.05であり、平成28年度1.04（幼児教育学科第一部1.11、幼児教育学科第三部1.16、現代ビジネス学科0.7）となっている。短期大学の全国平均をみれば妥当な水準であり、資金収支及び事業活動収支の構造も大きな変動もなく財務体質の維持が成されている。ただし、学園全体としては、岡崎女子大学設置後の教育活動に係る人件費を含めた経常経費の支出が多いので、学生の定員確保とともに財政基盤の強化が必要である。

(b) 課題

短期大学の収容定員充足率は、過去3年間全体で1.05程度であり、資金収支及び事業活動収支の構造も大きな変動もなく維持しているが、学園全体では、岡崎女子大学の学生数（定員未充足）確保が不十分なため、また、人件費を含めた経費の支出が多いことが原因で支出超過の財政構造となっている。したがって、中長期計画を絶えず見直し、財政の健全化維持を図るために入学者の安定的確保の取組（現代ビジネス学科の募集対策と将来計画検討、大学の学生数確保）教育研究経費構成比率28%を念頭とする帰属収支の改善（事業活動収支の均衡）、施設設備等改善整備の見直しや事務の効率化を図り、財政の健全化維持の取組継続を実行する。また、大学開設や第三者評価を機に、諸規程の整備を行いガバナンスの充実強化を図り、教育の質の保証と経営基盤強化に努める。

【区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

日本私立学校振興・共済事業団では、教育活動によるキャッシュフロー、運用資産と外部負債の関係、事業活動収支差額、修正前受金保有率、積立率（必要な資金を保有しているか）の5点を掲げ定量的な経営判断指標の判定基準としている。本学園では、教育研究活動キャッシュフローは平成24年度までの黒字から平成25年度赤字となり（平成25年度－1億1,709万円、平成26年度－1億2,580万円、平成27年度－4,975万円、平成28年度－1,946万円）継続している。また、事業活動収支差額もまた赤字（平成25年度－3億4,998万円、平成26年度－2億2,567万円、平成27年度－2億4,744万円、平成28年度－2億3,571万円）が継続している。事業活動収支差額赤字の主な理由は、岡崎女子大学の学生数不足による収入減と人件費を含めた経費支出の増加である。財源の中心である運用資産（流動資産、その他固定資産）と外部負債の関係では、外部負債の大きさに加え返済力も考慮に入れるべきとの判断があるが、本学園では、長期借入金はなく、外部負債が少ないことから、運用資産余裕比率（（運用資産－外部負債）÷1年間の消費支出）は、平成28年度1.14であり、

ある程度余裕がある。また、前受金が使われていないかという修正前受金保有率は、平成28年度2,345%、であり、流動負債を考慮すればある程度の運用資産がある。必要な資金を保有しているかという積立率（運用資産÷要積立額）では、平成28年度40.7%であり、減価却累計額や退職給与引当金等の積立額に対して運用資産の蓄積は成されているが今後の更なる改善が必要と考えている。財政の持続的な健全化については、短期大学全体として、いままで収支のバランスはとれていると判断できるが、平成28年度では現代ビジネス学科によりバランスはとれておらず安定を欠いている。現代ビジネス学科では、学生数が年々減少傾向にあるので早急な対策が必要と考え、その危機感から教育改革を行い実行しているが、平成27年度では、61名、平成28年度では53名、平成29年度48名の入学者であり減少が続いている。今のところ、幼児教育学科において、入学者の定員確保が成されていることもあり経営的に安定はしているが、岡崎女子大学の学生確保、経常経費支出等による資金の減少等によって学園財政基盤が弱くなることが心配である。

(1) 短期大学の将来像

短期大学の将来像は、理事会での中長期策定と見直し（平成27年10月理事会）により明確になっていると判断している。特に四年制大学設置から、大学及び短期大学の学生募集状況、教育内容、等将来計画や財政計画を見直す機会となった。岡崎女子大学は、岡崎女子短期大学の教育基盤の基礎に設置を計画しており、当然に教育分野が同じ短期大学の将来計画も明確となっている。ただし、現代ビジネス学科では、学生募集状況の現状から具体的な短期、中長期の計画見直しが必要であることから現代ビジネス将来計画ワーキンググループを立ち上げて検討し、平成26年度募集から実施している。しかし、定員の確保は未だできず27年度、28年度の学生数は年々減少になっている。引き続き学長室会議、常任理事会、理事会等で検討している。検討内容は、短期大学教育の質向上のためのトータルシステムの必要性の論点から、競合短期大学の分析と評価、短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析、人材養成の目的と学士課程教育の構築、内部質保証、地域連携を議論している。経営問題からは、学生募集状況の現況に鑑み、入学者実数を定員に近づけるために入学定員の減少（平成29年度80名から70名、更に平成31年度70名から50名計画）を決定した。18歳人口減少や少子高齢化の進展、ますます進むグローバル化やAI化による産業構造や社会システムへの変化に短期大学が人材養成の役割を果たせるのか、全体議論を重ねていくことが必要と考えている。また、幼児教育学科は、出生数が100万人を下回っている現状を考えれば将来的には幼児教育の在り方の変化、また、養成校として学生数の変化から全体としてダウンサイズも視野にいれるべきと考えている。

(2) 財政状況に基づく経営改善計画

(ア) 学生募集対策と学納金計画

経営計画による学生数確保目標の設定、学納金の見直しを行っている。学生確保の見直しについては、短期大学の学生募集対策を含めて十分な分析、評価を行い実行しているが、現代ビジネス学科の入学定員減変更（平成25年度100名から80名、平成29年度80名から70名）にかかわらず、継続的に定員の確保ができず、特待生及び特別奨学生に頼った募集対策は、奨学費支出の増大につながり経営を圧迫している。そのため平成27年度では、奨学費の見直しを進め、平成28年度では削減している。また、学納金については、愛知県事務局長会学納金調査資料により検討をしているところであり、入学金については、他の短期

大学に比較し高いと判断しているため改訂を計画している。授業料等他の学納金については、財政の問題から更に検討する。

(イ) 人事計画

「短期大学設置基準」、「教育職員免許法」による教員配置基準による教員配置計画が成されている。特に、岡崎女子大学設置計画において、短期大学から大学への採用異動、短期大学への新たな採用等人事配置計画を実施したので、平成28年度以降の人事計画について検討している。また、事務職員についても退職者補充、大学設置後の事務運営への補充など採用計画により実施している。平成28年4月現在教育職員は岡崎女子短期大学28名、事務職員は21名を専任配置している。平成30年度までの人事計画が策定されている。

(ウ) 施設設備の将来計画

中長期計画や予算策定検討時に、施設設備整備計画（10年間）を策定してきたが、特に、岡崎女子大学設置計画のなかで平成23年度では、学生食堂兼カフェテリア、平成24年度では、体育館耐震補強工事、4号館耐震補強工事、6号館学修支援センター、親と子どもの発達センター、実習センター、3号館教室、2号館、7号館教室他、施設設備整備改善（設置経費）を実施した。平成25年度では、事業計画に基づき1号館耐震補強工事、体育館手洗い改善等施設整備、4号館内部整備を実施した。平成26年度では、1号館施設設備改善事業、クラブ室等学生生活動に係る施設改善等を実施した。校舎の耐震化については、すべての校舎にて完了している。平成27年度では、私立大学等改革総合支援事業における教育活性化設備整備事業の補助金の採択を受け、SKホール、ラーニング・プラザの設備備品一式（17,300千円）を実施した。平成28年度では、6号館1階・2階トイレ改修、駐輪場整備を実施した。今後は、2号館のトイレの改修改善、アクティブ・ラーニング実施のための教室や音響設備改善、新学務システム導入、SKホール音響設備改善を実施する計画である。

(3) 経営情報の公開

毎年度の予算については、3月評議員会、理事会の審議、決議を経て、4月上旬に予算の示達を行う。事務局職員には、管理職会議、教育職員には執行部はもちろん、センター長他管理職にそれぞれ事業計画及び予算、学園の財政状況、見通し、各部署の予算を示し周知している。また、決算については、監事監査報告を受け、5月理事会決議、評議員会報告、諸会議（大学運営協議会、事務局管理職連絡会議）において、財務分析、状況を踏まえて報告している。また、シェアポイント（クラウドサービス「Office365」）においても全職員に学内公開している。「私立学校法」による財務情報公開、「学校教育法施行規則」による教育情報の公表のなかでもホームページにより財務状況を公開している。予算及び決算についての財務情報公開による教職員の危機意識は部署間、教員と事務職員、管理職と非管理職とに温度差があると考えている。あらゆる機会を通して理解できるよう努力していきたい。

(b) 課題

理事会では絶えず中長期計画策定の議論、見直しが行われており、岡崎女子大学設置計画の履行、施設設備改善計画の実施、人事計画の実施、短期大学それぞれの学科の入学定員の充足、等がなされてきた。人事計画では、大学設置認可時の留意事項である教員組織編成の将来計画について検討を図ることが課題となっている。また、経営面から、現代ビジネス学科の入学定員充足が優先課題である。各学科の定員確保が、財政の健全化に繋が

り、健全財政、経営基盤強化となる。中央教育審議会、教育再生会議では、社会との接続、連携（地域再生）大学間連携、学び直しの機能強化、教育・研究基盤の強化が求められており、特に、三つのポリシーの見直し、アセスメント・ポリシーと学習成果の可視化、高大接続改革への対応等更なる質の向上への取り組みが必要である。そのために特にIRの実施は不可欠である。更に本学では、財政の健全化への取り組みが課題となっており、教育の維持・継続・発展が使命と責任と考えている。岡崎女子大学及び岡崎女子短期大学の入学定員確保がそれぞれ成されれば中長期の財政計画どおり平成30年度では、キャッシュフローの黒字化が成され更なる健全財政の安定を図ることができるものと考えている。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

経営基盤安定確保に向けた取り組み

①中長期計画とその取り組み

本学園の中長期計画は、大学の機能別分化と教育の質向上、財政の持続的可能性の確保を目指し、平成20年中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、短期大学設置基準の改正を受けて、平成22年度から実施している。平成23年度岡崎女子大学の設置認可申請を行い、平成25年度開学したことが大きな計画実施の内容となった。引き続き、中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成24年8月28日答申）」「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成26年12月22日答申）」や教育再生実行会議（平成25年5月から第8次提言）の各答申における高等教育の方向性に目を向け、教学マネジメントの好循環確立、大学ガバナンス改革への対応、高大接続改革への対応を行っている。大学、短期大学の重点課題は、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の有機的連携による教学マネジメントの好循環確立、学習成果の可視化、出口保証と学生募集活動強化による定員確保、財政の健全化（消費収支の均衡）等である。平成28年度の事業取り組み内容は、以下の通りである。

- ・大学ガバナンス改革に伴う学則及び内部諸規則変更による管理運営の取り組み
- ・現代ビジネス学科の教育改革実施（医療事務、マネジメント・会計、IT・デザインの3つのコース）
- ・大学間連携事業（桜花学園大学、名古屋短期大学、名古屋柳城短期大学と岡崎女子大学、岡崎女子短期大学による保育コンソーシアムあいちによる保育者養成プログラム開発）の継続実施
- ・地域連携事業（岡崎市と岡崎女子大学・岡崎女子短期大学と連携して子ども子育て支援事業実施のための包括協定締結、大規模災害における大学施設使用開放のための連携協定締結）の継続実施
- ・大学改革総合支援事業取り組み実施
教育の質的転換及び地域貢献への取り組み

②中長期財政計画の見直し

平成27年8月及び10月理事会において、岡崎女子大学子ども教育学部は開設以来入学定員の充足が図られないことから、平成28年度以降の5か年の財政の見直しをし

た。学生の確保に重点を置き収入の安定化を図り、支出面での人件費、教育研究経費、管理経費等の縮減検討、とりわけ人件費支出、奨学費支出、等経費の具体的な目標を掲げて平成 31 年度（2019 年）には、資金収支において黒字化がなされる計画とした。また、岡崎女子短期大学現代ビジネス学科においても入学定員の充足確保が継続してなされていない現状に鑑み入学定員を平成 29 年度から減少（80 名から 70 名）させることとし見直しをした。また、短期大学全体として平成 30 年度募集状況の推移をみて更に入学定員について検討を図り経営改善の取り組みを行う計画である。

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

今後は、岡崎女子大学、短期大学、付属幼稚園各々の将来計画等諸課題を踏まえて、収入の減少と、経常経費の増加など厳しい経営環境に備えるべく、入学定員の確保をはじめ、経費縮減努力を重ね経営基盤強化に努める。中長期の財政計画（平成 27 年修正）では、収支の黒字化は平成 31 年度には実現が可能となり、健全財政の安定を図ることができるものと考えている。本学園の課題である経営危機の克服（財政の健全化、経営基盤の強化）と教育の質向上の 2 つの取り組みの両立を図ることである。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

学校法人の管理運営は、寄附行為等諸規程により理事会、評議員会、常任理事会、監事等の組織を置き、また、理事会と大学の意思疎通を図るために大学運営協議会を設置している。これらの組織運営により、学校法人業務の意思決定の明確化、敏速化がなされ、理事会機能の強化とガバナンスの向上、大学との情報共有化が図られている。創設者の念願であった四年制大学の設置は、本学園の管理運営の課題（法人の管理運営・ガバナンス充実と財政健全に対する改善）への取り組みともなった。岡崎女子大学設置（平成25年4月開設）に伴う寄附行為変更認可申請に係る大学設置・学校法人審議会学校法人分科会面接審査（平成24年7月24日）において、私立学校法及び寄附行為による理事機能と業務の適正、理事会のチェック機能としての監事、諮問機関としての評議員会の業務、運営の適正、事業計画と予算、財政予測等の観点から多岐にわたる審査があり、学校法人の管理運営面について、その是正、改善意見はなく適切である旨の判断であった。従って、本学園の理事会の意思決定を担保する仕組み（ガバナンス）は、引き続き現在まで、諸規程により学校法人の管理運営体制として確立され適切であると考えている。

短期大学の教学運営体制では、大学ガバナンス改革に伴う学則や内部諸規則の改正実施（平成27年4月）を行い、教学ガバナンスの体制の円滑化を図った。学則、教授会規程、大学・短期大学運営会議規程、各種委員会規程等基本的な規則の見直し、改正を進める等管理運営体制の充実強化を図り実施している。教授会は、学長のリーダーシップにより、学則及び教授会規程に基づき定例会、臨時会が開催され、教学運営事項について学長が決定するにあたり意見を聞く審議機関として、また、学長の諮問機関である各委員会は、事務局と連携が図られ円滑に運営が成されている。学士課程教育の三つのポリシー（入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針）は、策定、公表の義務化により

（学校教育法施行規則一部改正平成29年4月施行）見直しが図られ、特に、入学者選考、成績認定、卒業認定等の審議を通じて、また、「学生による授業アンケート」、GPA制度による成績評価、学習成果の可視化について各学科、各委員会等で議論がなされ、充実向上に向けて努力し短期大学教育の質保証に取り組んでいる。

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人の管理運営体制は、理事会を中心として成されている。理事会は、法令及び寄附行為により、学校法人業務の意思決定機関であり、業務執行機関となっている。理事長は、この法人を代表し、その業務を総理し、理事長以外の理事は、本法人の業務について、この法人を代表しない。また、理事会、評議員会とも同族での構成はなく、理事と監事は兼任していない。理事会は、寄附行為、理事会規程により会議（5月、8月、10月、12月、2月、3月の定例会6回、必要に応じて臨時会）を開催し、理事会規程第7条1項1号から15号まで、付議事項について、規定している。また、理事会の円滑な運営を図るために、常任理事会をおき、日常の法人の業務、理事会から付託された事項を実施している（原則月2回）。また、大学と理事会の意思疎通を図るために大学運営協議会を開催している（原則月1回）。

それぞれ、議事録を作成し、決定事項は学内に周知している。したがって、諸規程により学校法人の管理運営体制は確立されていると判断している。岡崎女子大学設置に伴う寄附行為変更認可申請に係る大学設置・学校法人審議会学校法人分科会面接審査（平成24年7月24日）において、また、開学後の履行状況について、学校法人の管理運営体制の在り方について特に指摘された意見はなかった。

理事長は、創設者本多由三郎先生の清光忌を毎年7月に行って、学園の沿革、建学の精神、職員の行動憲章、岡崎女子短期大学の使命と目標について述べる等日頃から周知させている。そして、長年学園に奉職していることから、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者であり、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、本学園では、「私立学校法」及び「寄附行為」に定められているとおり、理事長のみが本法人を代表し、その旨登記を行い、その業務を総理している。組合等登記令第3条では、変更が生じた時は2週間以内に変更登記をしなければならない旨規定されているので適切に事務処理を行っている。理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めていることについて、私立学校法及び寄附行為第33条により5月末までに決算書類等（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経た後評議員会に報告し、その意見を求めている。そして、同じく5月末までに資産総額の変更登記を行うとともに、財産目録等を備え付け閲覧に供している。そして、財務情報の公開を行っている。

理事会は、学校法人の意思決定機関として学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督し、法令を遵守し適切に運営を行っている。学校法人の業務は、理事会規程第7条による付議事項について審議決定されている。また、各理事は学校法人のために善良なる管理者の注意義務をもって職務に専念し忠実義務を履行している。理事会の開催は、「寄附行為」の規定に基づき理事長が招集し、開催日の1-2ヵ月程前に書面にて、日時、場所、議案を明示して通知している。また、その日時は理事、監事が全員出席できるように、予め調整を行って決定している。そして、理事長が、寄附行為第16条4項において、議長となる。理事会は、学校教育法及び同施行規則から、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表することとなっているので、当然に、認証評価（第三者評価）について理解し、これに対する役割を果たし責任を負っている。教育の実施体制確立の点からも、人的資源及び物的資源、学事運営等、課題、改善事項について、理事会、常任理事会、学長室会議等それぞれ審議決定をし実施されていることから確立していると判断している。理事会は、短期大学の発展のために、中長期計画の実施検討を行う際、常任理事会、大学運営協議会、教授会、大学・短期大学運営会議等学内での議論、競合する大学の情報、社会状況の変化に対する情報等学内外の情報を収集している。学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備していることについて、法人運営では、寄附行為、理事会規程、常任理事会規程、人事労務関係規程、財務関係規程を中心に整備し、短期大学運営では、学則、教授会規程を中心に整備が図られている。岡崎女子大学開設を踏まえて、新たな規程の制定、改正がなされ、引き続き毎年見直し整備が成されている。特に学校教育法改正に伴う学則改正等ガバナンス改革による内部諸規則改正により大学・短期大学運営会議、教授会の運営がされている。また、学校法人会計基準改正に伴う経理規程改正による実施も成されている。

それぞれの役員は、学校教育法及び私立学校法の趣旨を理解し、理事会が学校法人の意思決定機関及び業務執行機関としての責任があることを認識し、大学機能の再構築と大学ガバナンスの充実強化に力を注いでいる。理事は、私立学校法第38条（役員を選任）及び本学園寄附行為第7条により選任され、法令に基づき適切に構成されている。そして、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しており、理事8人のうち、6人は、学長、付属幼稚園長、学園事務局長、同窓会長、岡崎女子大学副学長であり、それぞれ専門的知識と卓越した経験を有している。また、学識経験者2人についても、地方自治体行政担当者及び大学教授であり高等教育や大学運営について豊富な経験を有している。学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、本学園寄附行為第11条に準用されている。

(b) 課題

理事会は適正に機能している。岡崎女子大学設置認可における大学設置・学校法人審議会（寄附行為変更認可申請）の面接審査（平成24年7月26日）で指摘された監事の連携、監査の充実についての課題は、理事会で継続的に議論し改善が図られている。理事全員出席の確保を重点課題に日程を調整、理事会機能の強化を図っている。他の課題は特に認識していない。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長は、学長を兼務し建学の精神及び教育理念・目的を理解している。創設者本多由三郎先生の清光忌（昭和53年7月逝去）を毎年7月に執り行っているが、参列した教職員に対して、学園の沿革、建学の精神、職員の行動憲章、岡崎女子短期大学の使命と目標について、確認し合うこととしている。理事長は、理事会の議長として、寄附行為及び理事会規程により適切に運営を行い、本学園の代表者として、リーダーシップを発揮し責務を果たしている。寄附行為及び理事会規程により、円滑な理事会運営が実施できるようになっている。今後も、諸規程の見直しを図り管理運営体制の充実強化を図る。

備付資料

- ・学校法人清光学園寄付行為及び理事会規程
- ・平成28年度理事会・評議員会（資料・議事録）
- ・平成28年度大学・短期大学運営協議会（資料・議事録）

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

学長は、本学に音楽の講師として昭和53年奉職以来約37年の長期にわたり学生を教育しまた、教務部長、幼児教育学科長として管理運営に携わってきた。したがって、岡崎女子短期大学を最も理解する教授として、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者として岡崎女子短期大学学長選考規程により平成20年4月から学長としてリーダーシップを発揮している。また、岡崎女子大学学長（平成25年4月）も兼任している。学

長は、建学の精神「理性と伝統の上に立った自由と創造は、教育の使命である。この精神に基づいて、心身ともに健全にして高き知性と豊かな情操をもって国家社会の発展に貢献する有能な女性の育成」に基づき、昭和40年開設以来培ってきた歴史と伝統を更に維持すべく、持続的発展に向けて努力している。特に大学全入時代に向けての社会変化に伴う大学改革についてはリーダーシップを発揮し短期大学の教育研究の向上充実に取り組んでいる。例えば、学士課程教育の構築、質的転換にむけての対応としての内部質保証である。この取り組みでは、三つのポリシーの策定公表の義務化から見直しを図り教育課程の体系化（「授業内容(シラバス)」の充実向上、カリキュラム・マップの作成）、成績評価の厳格化（成績評価の明示、GPA制度導入）、を中心に規程の整備を行い実行している。また、教員の教育力向上及び教育指導の方法を研究する組織的な体制としてのFD活動では、「学生による授業アンケート」「公開授業の相互評価」及び「自己点検・評価報告書」の実施である。今後、分析検討、改善に向けた更なる取り組みが必要であることから、学修成果の把握（アセスメント・ポリシー策定）の可視化を行い今後PDCAサイクルの確保に力を注ぐ必要があると考えている。

学長は、大学のガバナンス改革の推進答申（平成26年2月2日 中央教育審議会答申）及び学校教育法の改正（平成27年4月1日施行）による対応として、内部規則の見直しを図り、学則、教授会規程、各委員会規程、大学・短期大学運営会議規程等の改正をし大学の意思決定の仕組みを明確にしている。また、学長室会議規程（平成28年1月28日制定）を制定して学長のリーダーシップがより十分に発揮できる体制を構築している。教授会は学則第42条において学長が決定するにあたり意見を述べるものとする審議機関として適切に運営され、審議事項は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものである。また、教授会規程第10条では、教授会は意見聴取事項を具体的に定めている。教授会の構成として、「教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する」と規定し、但し書きで、必要のある場合は、その他の職員を加えて意見を求め、発言させることがあると規定している。したがって、教授会は専任の教員のみで構成している。その他職員は臨時的に出席している。教授会に関する事務は教務課が担当しており、教務課職員が出席し、議事録を作成、保管が成されている。学長は、議長として学則及び教授会規程により会議の目的、審議事項の周知を図り、審議事項と報告事項を明確にした上で、議事進行の効率化を図ることとしている。また、教授会は、学則及び教授会規程にもとづき定例会（4月、5月、9月、11月、2月、3月に開催）及び臨時会が開催され、会議の冒頭、前回教授会議事録の確認がなされ、審議事項、報告事項と進めている。いずれも、関係部局・委員会から提案の趣旨説明がされている。教授会の中心的課題である教育の質の保証における学修成果とアセスメント、学士課程教育の三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）については、FD委員会、教授会の協議、各学科会議、学長からの報告、履修要項、教育情報の公表等あらゆる機会を通して、周知されている。各委員会については、ガバナンス改革の中で議論し、学長のもとに教育上の委員会等を設置している。入試募集委員会、教務委員会、学生委員会、図書委員会、進路支援委員会、実習委員会が設置されそれぞれ委員会規程（平成27年4月1日施行）が制定されている。また、各センター（地域協働推進センター、情報メディアセンター、研究推進センター、学修支援センター、親と子どもの発達センター、実習センター、国際交流セン

ター、保健管理センター)、人権問題委員会、個人情報保護委員会、本多基金運営委員会、自己点検・評価委員会等が設置されている。学長は、各センター、各委員長を指名し、各センター長、各委員長のもとそれぞれ適切な運営が成されている。また、「学科会議規程」に基づき会議を設置し、各学科の教学運営に関する事項を審議している。

(b) 課題

短期大学の教学運営体制は、学則、教授会規程、大学・短期大学運営会議規程、各委員会規程、学長室会議規程を中心に規程の整備が図られているが、教育の質保証を担保するために、教学マネジメントの好循環の確立が課題である。特に、学修成果の把握、可視化につながるアセスメント・ポリシーとその対応が課題である。そのために、三つのポリシーの策定公表の義務化に対する対応としての学修行動調査アンケート、学生満足度アンケート調査、学生による授業アンケート等の分析、評価、改善の利用、成績評価の厳格化に対するGPA制度の利用、等による教学IRの取り組みを行い学生の成長支援と教育質保証のPDCAサイクル充実向上を図る計画である。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

短期大学の教学運営体制は、「学則」、「教授会規程」、「大学・短期大学運営会議規程」「各委員会規程」「学長室会議規程」を中心に規程の整備が図られているが、教育の質保証を担保するため教学マネジメントの好循環の確立が課題である。特に、学修成果の把握、アセスメント・ポリシー策定と学生の成長支援と質向上の可視化が必要である。そのため、学長室会議やFD委員会において学校教育法施行規則改正を踏まえて見直しをした三つのポリシーと学習アセスメントの仕組みを明確にして、各部局や各学科長と具体的実施計画を策定して実施していくことが必要と考えている。

備付資料

- ・岡崎女子短期大学学則
- ・岡崎女子短期大学教授会規程及び運営会議規程
- ・平成28年度学長室会議（資料・議事録）
- ・平成28年度教授会及び大学・短期大学運営会議（資料・議事録）
- ・平成28年度各委員会資料（資料・議事録）
- ・平成28年度FD委員会（資料・議事録）

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事2人は、公認会計士、弁護士を職業としており非常勤である。監事は、本学園寄附行為第15条(監事の職務)及び「学校法人清光学園監事監査規程」により忠実に業務を履行している。監事は、理事会・評議員会に出席し、経営面に限らず、教学面を含めた学校法人運営全体について意見表明をしている。理事会・評議員会資料は事前に送付され、質問や意見がある場合、理事会においてその協議、報告が成される等、監事相互の情報交換も成され、監事間の連携、理事会との意思疎通も図られている。

監事2人は、寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し適切に業務を行っている。理事会には出席し、意見を述べており、また、監査指導もしている。「私立学校法」では、監事の職務として理事会に出席して意見を述べることと規定されており、業務及び財務の状況等議案について意見を述べている。2人は、共に職業（弁護士、公認会計士）を抱えているため、業務やその他の事由のために全員の皆出席はなかなか困難となっているが、会議開催日程を調整して各回出席している。理事会の議案資料は開催前1週間前には必ず送付しているので、欠席の場合には、議案についての質問や意見聴取、事後には直接連絡するなど議案内容報告や監事間の連携も図っている。また、学校法人の重要事項について諮問を受ける評議員会にも、出席している。欠席の場合には、諮問事項について表明された各評議員の意見を報告している。そして、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内（5月下旬）に理事会及び評議員会に提出している。

平成28年度監事監査業務は以下のとおりである。

監査日程	主な内容	備考
平成28年5月18日	平成27年度監事監査報告書	監事署名
平成28年5月28日 8月2日 10月25日 12月19日 平成29年2月14日 3月21日	理事会・評議員会に出席し意見を述べる	5月28日 役員・評議員改選 12月19日 岡崎女子短期大学・岡崎女子大学学長の選出 平成29年3月21日 理事・評議員の辞任に伴う選任
監事意見 平成28年10月25日 平成28年12月21日 監事文書通知	・人事システム（トーマス EX3）の更新導入について ・「寄附行為等の改訂に関する意見書」 理事長の任期と1号理事退任による理事総数問題 ・大学及び現代ビジネス学科による学園財政状況悪化に対応するための取り組み	（対応） 平成28年11月14日 人事システムの再検討を行った。 平成29年1月31日付 理事会から意見回答を行った。
平成29年4月11日	平成28年度決算における業務監査及び会計監査、 (大学の収支バランスと経営改善方策)	公認会計士監査 内部監査に立ち会い 連絡会議開催(情報共有)
平成29年5月22日	平成28年度監事監査報告書 本塚監事（5月22日）、 深津監事（5月23日）	

(b) 課題

岡崎女子大学開設による寄附行為変更認可申請における学校法人審議会(平成24年7月26日面接審査)では「大学を新設することから、監事間の連携をはじめ、監査の充実を図るための取組みについて検討すること。」との意見があり、今後の改善について、監査の充実を図るための取組について、財務状況に関する監査をより充実する観点から、公認会計士が行う監査との連携を図るため、書面のみではなく、会計監査に立ち会っている。さらに、監事監査の支援をするため内部監査(毎月1回実施)を実施し、財務業務関係について報告が成されている。監事の職務が、学校法人の業務監査と財務状況の監査であることに鑑み、必要に応じて常任理事会(月2回)への出席や大学運営協議会の報告を行うなど、業務状況に関する監査についても充実している。そして、監事監査の実効性を高めるために、監査支援の事務体制の整備(内部監査)を行う等継続して実行しているので課題は特にない。

【区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。】

■ 基準IV-C-2の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会は、寄附行為の規定に基づき開催し、理事会の諮問機関として適切に運営されている。評議員会は、理事定数の2倍を超える17人で組織され、私立学校法、寄附行為の規定により選任されている。岡崎女子大学設置に伴う寄附行為変更認可により理事定数は8人以上9人となり、評議員の定数を17人以上19人以内と定めている。そして、評議員会は、私立学校法第42条の規定及び寄附行為第21条により会議を招集し、諮問事項(予算、借入金、事業計画、重要な資産の処分、寄附行為の変更、諸規程等)について意見を聞いている。(平成28年度では4回実施)

(b) 課題

適切に運営しており課題は認識していない。

【区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。】

■ 基準IV-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

常任理事会は、日常業務の意思決定機関及び業務執行機関として法人の管理運営の機能を果たしている。岡崎女子大学開設や大学ガバナンス改革に伴う学校教育法施行規則改正により、寄附行為、理事会規程、人事労務規程、各組織規程、財務関係規程、学則、教授会、委員会等教学運営諸規程を整備するとともに、権限についても明確化が成されている。事業計画、予算、補正予算については、先に評議員会に諮り、理事会において承認決定している。また、事業報告、決算については、理事会で決定し、その後評議員会にて報告し意見を聞いている。建学の精神に沿った教学運営が成され、健全な経営が図られるようガバナンスが適切に機能していると判断している。

中・長期計画に基づいた事業計画と予算の編成は、平成28年10月常任理事会において、予算の基本的考え方、Ⅰ本学園の財政状況 今後の財政収支の見通し、Ⅱ経営基盤の安定確保に向けた取り組み(中長期計画)、(財政健全化維持の取組継続)、Ⅲ予算編成の方針が

副理事長から資料により示され、協議された後、理事会に報告された。(平成28年12月理事会)。予算編成方針の主な内容を次のとおり(平成29年度予算編成方針)報告した。

「予算編成にあたっては、今後の10年間の視野に入れながら、岡崎女子大学及び岡崎女子短期大学の教育の充実強化を進めるべく、学園財政の収支見通しとバランスを考慮します。平成29年度では、岡崎女子大学完成年度の施設・設備整備、教育運営経費支出等の支出増加となる一方で、大学の入学者の確保が計画通りなされず、学生生徒納付金収入減により引き続き支出超過予算の編成をせざるを得ない状況となっています。したがって、経常収支の観点から、引き続き事業の優先度、妥当性を検証して、予算執行の効率化に繋げることを目標に予算編成を行うこととします。学園財政の収支見通しを踏まえると、収入増加を期待できる状況は少なく、岡崎女子大学が設置された平成25年度から学生数確保の年次進行となるため、今の入学者状況では収容定員未充足となっており基本金組入前当年度収支について支出超過が継続となる見通しです。岡崎女子大学が完成を迎えさらに31年度に収支の均衡が可能となる計画としています(中期財政計画の修正 平成27年10月理事会)。

このような状況変化は、今後の学園経営にますます厳しい影響を及ぼすことが予測され、学園の持続的発展を維持するためには、従来から収入規模に応じた支出規模の予算編成を方針(収支均衡、財政の健全化)としてきましたが、引き続き、そのことを念頭に、大学の教育活動事業、大学間連携関係事業、地域連携事業など中期計画を踏まえて予算の策定を行っていきます。」以上である。

予算編成のスケジュールとして、1. 予算見積もりの基準(学生・園児予定数) 2. 経費の見積方針、経費予算の目標、事業の課題 3. 人事計画、4. 予算編成作業の流れ(日程)を決定し、文書にて、各部局(各課、各センター、各学科等)に申請予算と事業計画の依頼(10月)が成され、申請予算の集計を行い、副理事長(財務担当理事)及び法人事務を中心に、理事長・学長、副学長、他管理職で予算審議及び予算策定を行う。その後、予算協議、ヒアリング(1月～2月)を経て事業計画及び予算案3月下旬の評議員会、理事会において審議決定が成される。事業計画及び予算の決定後の学内への周知は、評議員会の諮問審議及び理事会決議を経て、予め予算申請を行った各予算管理者(各部局、各学科長、各センター長等)に対して、管理職会議等各会議において年度当初(4月)に速やかに文書により示達報告している。その際、予算の執行に関する規程(経理規程、固定資産管理規程等)、予算執行ルールの確認、注意事項を説明している。

予算の執行については、各部署から予算管理者を経て、学校法人清光学園経理規程及び経理規程施行規則並びに固定資産及び物品調達規程に則り適切に執行されている。予算執行金額により、理事会付議、常任理事会付議、学長決裁、学園事務局長決裁等規程により定めてあり事前の決裁が原則であるが、時として、事前決裁が成されていない場合(やむを得ない理由)があるが、物品に関して例えば少額の金額による場合等であり、各予算管理者が承認していることから事後承認し適当な事務処理となっている。財務課は、経理規程に基づき日常的な出納業務について学校法人会計システムを利用し円滑、公正な事務処理が成されている。学校法人会計基準、清光学園経理規程及び同施行規則、固定資産及び物品調達規程、固定資産管理規程、授業料その他費用に関する規程等経理関係諸規程により事務処理をしている。経理責任者である財務次長は、資金の管理、経理事務管理の責任者である。毎月の資金の把握はしているが、月次試算表は作成していない。毎月の支払内容(給与、経費)については、理事長及び副理事長(財務担当理事)に報告している。支

払い出納については、副理事長・学園事務局長の承認を得て、月に2度振り込み作業が成されている。学園全体の資金預金状況（金融機関別、学校区分別期末残高）について、理事長及び副理事長に対して資料により、2ヵ月毎に報告している。また、資金運用の状況については、3ヵ月毎理事会に報告している。

毎年決算時期に、監事による会計監査、公認会計士監査、また、日常の業務監査、会計監査（内部監査指導を含む）を受けており、計算書類、財産目録等は、監事監査報告書のとおり、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。また、決算に係る公認会計士の監査意見（2人）は、監査契約により実施されており、その対応は適切に処理されている。公認会計士監査業務は、監査契約書により10月から翌年の決算終了後7月まで続く。その間、公認会計士監査の意見は、監査の度に監事及び内部監査人（原則毎月1回、税理士1人に委嘱している）に報告がされている。また、監事の意見、内部監査人の意見をそれぞれ公認会計士監査人に報告している。改善点の指摘など監事と公認会計士監査人との連携が図られ情報の共有化が成されている。

資産及び資金の管理運用は、「寄附行為」、「資金管理運用規程」に則り適切に処理され管理されている。資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。寄附行為では、資金の運用については、元本の保証された預貯金で運用しなければならないこととなっており、資金管理運用規程においても規定化されている。株式などの運用は禁じられている。

寄付金の募集については、学校法人清光学園創立60周年・岡崎女子短期大学創立50周年記念事業として実施され、目的を学生のための施設設備整備事業、対象を個人、任意募集（募集期間は平成27年4月から28年3月までとし、寄付金額4,578千円（平成28年3月末現在）であったが平成28年度は実施していない。

情報の公開（大学の教育情報公表の促進）・大学ポートレート（私学版）について、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、従来から実施されていた財務情報の公開（平成17年私学法改正）に加えて、教育情報の一層の公表促進から学校教育法施行規則の改正がなされた。（平成22年6月15日公布、平成23年4月1日施行）それに伴って、本学では、財務情報（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業報告書）の備付（平成28年5月28日）、公開し、また、7月学園ホームページにて公開した。

公開の内容

- ①教育研究上の基礎的な情報（学科、施設、学納金等）
- ②修学上の情報等（教員組織、各教員が有する学位及び業績、教育課程等）
- ③財務情報（事業報告書及び計算書類等）

また、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通な仕組みを構築するため大学ポートレートが実施されており、各大学の基本情報、学生情報、教員情報、特色、取組事項等日本私立学校振興・共済事業団により平成26年10月から公開されている。

(b) 課題

事業計画と予算については、予算策定方針が常任理事会から示され、各部署との検討協議、予算ヒアリングを経て手続きが適切に成されている。現代ビジネス学科入学者の減少など収入減少と経費増加のなかで予算策定が容易ではない。収支均衡予算策定を基本としているため、岡崎女子大学を含めた学生確保とそれに見合った経費支出のための縮減が課

題である。

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

ガバナンスの確保に係る改善として、内部統制の充実に係る認識・取り組みが必要と考えている。学園の永続を担保するための健全経営と教育研究体制の充実に図るために、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令遵守並びに資産の保全を目的に学校法人の内部統制が重要であると認識している。監事は学校法人の業務に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実がないか、計算書類は学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているか等について監事監査規程、監査項目により業務監査、会計監査を行っている。また、理事会・評議員会には必ず出席し意見を述べ、監事の連携も図られている。公認会計士監査では、計算書類が経営状況及び財産状態を適正に表示しているかについて会計監査が成されている。そして、公認会計士監査及び監事監査を支援するために内部監査制度（内部監査人が毎月1回の業務及び会計監査指導を行う）を設けている。監事、公認会計士監査、内部監査それぞれの立場から、統制環境、リスクの評価と対応、情報と伝達、統制活動、モニタリング、ITの対応の各観点について内部統制充実に取り組んでいる。具体的には、公認会計士監査での指摘事項については、その都度監事及び内部監査人、監事意見については、内部監査人及び公認会計士、内部監査人の指摘については、監事及び公認会計士監査にそれぞれ報告を行い、三位一体となって連携の取り組みを行う計画である。

備付資料名

- ・平成28年度事業報告及び決算（理事会・評議員会資料・議事録）
- ・平成28年度内部監査（議事録）

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

寄附行為変更における理事、評議員の選任補充について早期に決定し円滑な理事会運営を行っている。学校法人のガバナンスは、理事会規程の一部改正、常任理事会規程、大学運営協議会規則等規程に則り引き続き適切に実行する。また、教学運営についても、学校教育法施行規則改正に対応した学則、教授会規程等内部諸規則により学長のリーダーシップのもと教学ガバナンスの体制の円滑化を図り維持向上していく。また、岡崎女子短期大学としての教育の質の向上と学生確保による経営基盤の強化（財政の健全化）を目標として、予算・事業計画を作り実行していく。平成28年度では各部署から事業計画書（前年度やり残したこと及び課題、重点目標、具体的施策、当年度事業計画・内容）の提出を行って、PDCAサイクルに反映させチェックをし次年度への改善につなげている。平成29年度以降も引き続き実施し改善を行う計画である。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

特になし

【選択的評価基準】

教養教育の取り組みについて

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の履修にあたっては、教養関係科目を「教養科目」と称し、教養科目を12単位以上、専門科目を52単位以上、計64単位以上を修得することを卒業要件と規定することで、教養教育の重要性を示している。平成28年度は、教養教育の充実化に向け、大学・短大教養教育充実化検討プロジェクトを立ち上げ、本学にふさわしい教養教育のあるべき方向性について検討が継続的に行われている。

幼児教育学科では、学科の教育課程編成・実施方針において、自立した職業人に必要とされる「豊かな感性と教養の涵養」をねらいとして、教養科目と初年次科目の各群から構成され、言語表現力や情報リテラシー及び体力を養っている。教養教育のねらいを達成するために教員が配置され、幼児教育学科第一部、第三部では9科目（講義4科目7単位、演習4科目4単位、実技1科目1単位）実施している。幼児教育学科第一部、第三部はディプロマ・ポリシーが共通であることを踏まえ、内容を幼児教育学科第三部のものに合わせ編成を行った。

現代ビジネス学科においては、学科の教育課程編成・実施方針において、教養教育は専門科目の基礎学力を養い、さらに人間として意義ある生活を営むための教養を深めることを狙いとし、主として、人文、社会、語学、保健体育といった分野によって構成する、と教養教育の目的、目標を定め、それに基づいて科目内容と実施体制を整備しており、平成28年度には従前の「日本語表現」（1年前期 講義2単位）を廃止し、代わって「文章表現基礎」（1年前期 演習1単位）、「文章表現応用」（1年後期 演習1単位）を設置し、より学生の文章能力を強化するための改善を実施している。

両学科とも教養教育の効果は、「履修カルテ（学修の記録）」や「授業評価アンケート」により測定・評価されており、その結果を参考にしながら学科会議、教務委員会において科目の見直し、整理、統合、改変の検討を実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成28年度は、平成27年度からの課題である一般教育と教養科目の齟齬については検討が十分にされていないことから、早急に着手することが必要である。また、教養科目のうち、人文系、自然系の科目が少ないことや、幼児教育学科第三部での履修年次についても、教職課程改正に向けた本学の教育課程の編成や見直しと併せて検討を継続していく必要がある。また、教養教育の効果について、履修終了時にレスポンス調査だけではなく、卒業時に中期調査、卒業（就職）後5～10年で長期調査を行うなどしなくてはならないと考えるため、その運用方法についての検討が必要である。

現代ビジネス学科は2年間でビジネスの現場で即戦力として通用する人材を養成するために専門科目の充実を進めてきたが、その結果教養科目の科目数が11科目と少なく、専門科目と比較して選択肢が乏しいことや、学科の教育課程編成・実施方針に定めている人文、社会、語学、保健体育の教養科目の分野の内、人文、社会分野の科目が乏しい点について、平成29年度に向けた課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

教職課程改正に向けた本学の教育課程の編成・実施方針の見直しと足並みをそろえて取り組む必要があるため、段階的に一般教育と教養科目の齟齬を解消について検討していくと共に、教務委員会、大学・短大教養教育充実化検討プロジェクトが中心となり、教養科目の年次配当、科目数、内容について見直しを行う。また、「免許関連科目」を教養科目として今後も開講し続けるべきかについても併せて検討する。同時に、教養科目数についても検討を行い、必要に応じて新設やそれに伴う教育課程の編成・実施方針の内容の見直しを行なう。

【選択的評価基準】

職業教育の取り組みについて

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

建学の精神には「心身ともに、健全にして高き知性と豊かな情操を持って、国家社会の発展に貢献する有能な女性の育成を目的とする」とされている。また、幼児教育学科の教育目標は「豊かな感性と良識を兼ね備えた教養人であると同時に、多様化する現代の保育ニーズに対応できる、優れた実践力を持つ保育者の育成」を目指しており、教養科目と専門科目を設け、「職業教育」として実施しており、多くの保育者を輩出している。

幼児教育学科において培われた「職業教育」と後期中等教育との円滑な接続についても取り組んでいる。本学との提携校（愛知県立岡崎商業高等学校）では、高等学校在学中に本学が認めた科目を履修すると「保育入門」の単位を取得できる。授業内容は保育の理解、子どもの心理、表現（音楽、美術）、付属幼稚園の実習であり、高校の担当者と定期的にミーティングを行っている。平成27年度受講者10人のうち4人が、平成28年度受講者16人のうち3人が本学に入学しており、学修を継続している。また、A0入試や指定校推薦入試などで入学を決めた高校生に対して、大学での学びに必要な国語、音楽などの課題を課している。本課題は3月の入学前セミナーにおいて提出し、併せて、入学前考査を行い、入学後の指導に役立てている。

毎年、7月に「お帰りなさい岡短へ」として、卒業生を対象に講演会や情報交換会（リカレント教育）を行っている。このプログラムは、平成25年から行われており、今年度は卒業生105人、教職員30人が参加し、保育現場、仕事における悩みなどについて、意見交換を行った。

職業教育を行う教員の資質の向上のために、教職員連絡会議において、学生への面接指導について講習を受けた。それにより効果的な面接指導を実施し、合格者が増加につながったと考えられる。

現代ビジネス学科では、教育目標として「経営の全体をとらえたうえで、組織内で自らの役割と仕事への正しい理解を持つ、自律的な現代女性職業人の育成」を掲げており、実務に直結する内容を前提とした教育課程を編成し、進路支援課との協力体制の下、各科目やゼミナールでの指導を通じて学生の職業教育に取り組んでいる。

入学予定者にはオープンキャンパスをはじめ、入試説明会、高校への出前講義等の機会を通じ、入学後の職業教育の内容を伝達しているほか、入学前教育として入学後の職業教育に円滑に接続できるよう、地域課題発見のレポート課題や、就職試験対策を念頭に置いた、一般常識問題の課題を課すなど、後期中等教育との接続に配慮している。

教育課程としては、教育目標に基づき多くの専門科目は職業教育を中心とした内容となっているが、特に卒業後の進路選択や、就職試験の支援に直結する科目として、職業や職種に対する理解を深め、学生個々のキャリア意識を醸成する「キャリアデザインⅠ」（1年前期 講義2単位 必修科目）、「キャリアデザインⅡ」（2年前期 演習1単位 必修科目）を設置し、「現代ビジネスゼミナール」（1年後期 演習1単位 必修科目）では、就職試験で多用される「SPI」試験対策を念頭に置き、義務教育の内容を中心とした基礎学力強化の授業を少人数のゼミナール形式で実施し、筆記試験対策に備えている。また「インター

ンシップ」(1年後期 実習1単位 選択科目)では地域の企業、市役所、医療機関等で5日間の実習を行い、職業の現場の実体験を通じて、学生がよりの確な職業選択が出来ることを目標として指導を行っている。「インターンシップ」は平成28年度、31人の学生が履修した。

さらに、現代ビジネス学科では職業教育の一環として資格試験の受験を奨励しており、受験を支援するための制度として「岡崎女子短期大学現代ビジネス学科在学時資格試験合格者奨学金」を実施している。対象とする資格試験に在学中に合格した学生に対して、受験料相当の奨学金を給付している。平成28年度にはこの制度を利用して48名の学生に対し、奨学金を支給した。

各教員は、各専門分野の学会・研究会への参加を通じて資質向上に励んでいるほか、インターンシップを通じた現場での打ち合わせや、地域の企業、医療機関との意見交換や共同研究を通じて進路支援課との連携の下、学生の就業先に関する情報収集を行っている。

現代ビジネス学科においては、現在特に学び直し(リカレント)の機会を目的とした講座は設定していないが、他の短期大学や専修学校を卒業した後に入学した学生も在籍しており、学科の教育内容全体が学び直し(リカレント)の機会として、一定の社会的役割を果たしていると考えられる。

また、全教員が1年間に2回以上の授業参観を行い、そこで得られた気づきについて、授業公開コメント・自己評価用紙にまとめることにより、資質の向上に努めている。また、職業教育の効果は、「授業評価アンケート」や「履修カルテ(学修の記録)」により測定・評価されており、その結果を参考にしながら学科会議、教務委員会において科目の見直し、整理、統合、変更の検討を実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

幼児教育学科では、即戦力としての保育者養成のための職業教育を行っているが、今後はより多様化する社会のニーズに対応できるように科目の新設、統廃合を進める必要がある。また、入学前教育(リメディアル教育)において、個人の能力に合致した課題・教育を実施しているわけではなく、より効果が得られるようにしなくてはならない。リカレント教育について、より多くの卒業生が参加するような周知を行うこと、現場の抱える課題に対して的確な対応ができるようなプログラム作りが必要である。さらに、本学科の職業教育の効果を総合的に測定する尺度がないため、その方法と合わせてシステム作りをする必要がある。

現代ビジネス学科において、多くの科目は職業教育と直結した内容となっているが、職業教育と関わりが深い一部科目について、以前より内容の重複の指摘が学生より寄せられており、科目の教育目標、教育内容を精査した上で科目の統廃合を進める必要がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

幼児教育学科で行っている職業教育に関して、後期中等教育との接続は今後も継続して実施し、本学への入学者が増加するような対応を検討していく必要がある。リメディアル教育については中長期的な視点での検討を行う。リカレント教育については、「お帰りなさい岡短へ」のさらなる内容の充実を図るとともに、卒業生の就職した園への訪問ができるよう体制を整えていきたい。

現代ビジネス学科では職業教育に関わる科目内容の重複の改善を目的として、「秘書実務」(1年後期 演習 1 単位 必修科目)を新設し、今後の学生からの評価を基に改善を図っていきたい。また「現代ビジネスゼミナール」(1年後期 演習 1 単位 必修科目)については、少人数指導の実現へ向け、検討を継続していく。